

議案番号	第1号
審議 年月日	2018.5.10 (第22次)

議  
決  
事  
項

## 2018年度国家知識財産施行計画（案）

国家知識財産委員会

提出者	教育部長官 外交部長官 文化体育観光部長官 産業通商資源部長官 環境部長官 中小ベンチャー企業部長官 金融委員会委員長 特許庁長 科学技術情報通信部長官 法務部長官 農林畜産食品部長官 保健福祉部長官 海洋水産部長官 公正取引委員会委員長 関税庁長 17の市・道知事	キム・サンゴン カン・ギョンファ ト・ジョンファン ペク・ウンギョ キム・ウンギョン ホン・ジョンハク チュ・ジョング ソン・ユンモ ユ・ヨンミン パク・サンギ (代) キム・ヒョンス パク・ヌンフ キム・ヨンチュン キム・サンジョ キム・ヨンムン
提出年月日	2018.5.10	

(仮訳：日本貿易振興機構(ジェトロ)ソウル事務所)

本仮訳は、国家知識財産委員会で発表した「2018年度国家知識財産施行計画（案）」を  
ジェトロが仮訳したものです。ご利用にあたっては、原文をご確認ください。  
([http://www.ipkorea.go.kr/policy/trial\\_plan.do](http://www.ipkorea.go.kr/policy/trial_plan.do))

【免責条項】本資料で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本資料で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロは一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

## 1. 議決主文

- 「2018 年度国家知識財産施行計画（案）」を別紙のように議決する。

## 2. 提案理由

- 知識財産基本法（\*）に基づき、「第 2 次国家知識財産基本計画（2017～2021）」の「2018 年度施行計画（案）」を作成し、上程・議決するためである。

\* 法第 9 条及び同法施行令第 10 条

## 3. 主要内容

### イ. 策定目的及び推進経過

- （策定目的）「第 2 次国家知識財産基本計画（2017～2021）」の政策目標を実現するために年度別に細部の実践計画を策定する必要がある。

- （推進経過）関係中央行政機関及び地方自治体の推進計画を総合し、第 2 次基本計画を基にして文在寅政権の国政課題支援を強化するための内容を補完し、2018 年に推進する 6 大重点方向を選定する。

※ 2017 年度施行計画を点検・評価し、補完課題も反映する。

- 6 大重点方向の下、第 2 次基本計画の 20 の核心課題を再構成及び補完し、12 の推進課題を導き出す。
- 12 の推進課題のうち前年より拡大した、又は新規で追加した事業・政策を反映させる。

### ロ. 概要

- （重点方向及び課題）6 大重点方向及び 12 の推進課題、110 の細部課題
- （関係機関）科学技術情報通信部・文化体育観光部・特許庁など 15 の中央行政機関、17 の市・道
- （予算）基本計画実行期間（2017～2021）の予算合計 4 兆 7 百億ウォンのうち、6,191 億ウォンを投資

※ 2017 年度投資実績 5,715 億ウォンに比べて 8.3%増加

ハ. 2018 年度施行計画（案）

◇ビジョン：革新成長と雇用創出を促進する知的財産エコシステムの造成

6 大 重 点 推 進 方 向	<b>1</b> IP を基盤にした良質な雇用創出への寄与
	1. IP 専門人材の育成及び起業・就業への連係 2. 民間 IP サービス業及び市場主導型 IP 取引・金融の活性化
	<b>2</b> 第 4 次産業革命への対応及び新産業の創出に向けた強力な IP の確保
	3. IP - R&D 戦略を通じた中核技術 IP の先取り 4. 新技術・新産業に対応した IP インフラの構築
	<b>3</b> 起業と中小・ベンチャー企業の成長に必要な IP 競争力の強化及び公正な秩序の確立
	5. 革新型の起業及び中小・ベンチャー企業の IP 活動への支援強化 6. 中小・ベンチャー企業の IP 保護に必要な公正な経済基盤の構築
	<b>4</b> デジタル環境に対応した著作権エコシステムの基盤構築
	7. 創作者に対する公正な補償体系の構築及び定着 8. コンテンツ産業育成のための制度改善及び輸出先の多角化
	<b>5</b> グローバルな IP 対応力の強化
	9. 現地対応体系の強化及び国際協力の持続的拡大 10. 生物・遺伝資源など新たな知的財産をめぐる国際規範への対応強化
	<b>6</b> IP 尊重文化の拡散及び基盤構築
	11. 小中高での IP 教育拡大及び市民の意識改善に向けた努力強化 12. 地域の IP 競争力強化

**1** IP を基盤にした良質な雇用創出への寄与

**1** IP 専門人材の育成及び起業・就業への連係

※ 「第 3 次知的財産人材養成総合計画（2018～2022）」と連係して推進

○（優秀な IP 人材の養成）標準特許や融合・複合文化技術に関する専門人材など、「IP を創出する」人材の育成を支援し、生物・遺伝資源の分野などにおける「IP サービス」の専門人材を養成

- 若手起業家向けの IP 教育など、現場中心の「IP 管理」人材を育成し、IP 地域人材、デザイン融合専門人材などの「現場・融合型」IP 人材を養成

## ② 民間 IP サービス業及び市場主導型 IP 取引・金融の活性化

- (IP サービス業の活性化) IP 価値評価機関を民間中心に拡大(\*)し、IP サービス業投資ファンド(600億ウォン規模)の造成や現地マーケティングなど海外進出を支援
  - \* (2017年)15機関(民間機関は5ヶ所)→(2018年)17機関(民間機関は7ヶ所)
- 未就業の若者に IP サービス業教育を実施、業界と採用連携するなどして人材を養成
- (技術取引及び事業化の促進) 需要・供給マッチング及び交渉支援など IP 取引の仲介、事業化有望技術に対する追加 R&D 及び企業の需要を基盤にした技術マーケティングを支援

## ② 第4次産業革命への対応及び新産業の創出に向けた強力な IP の確保

### ③ IP - R&D 戦略を通じた中核技術 IP の先取り

- (IP を R&D に連係) 第4次産業革命の中核技術分野に対して、R&D 全周期にわたる特許ビッグデータ分析を拡大し、大型 R&D 事業団を中心として特許専任官(CPO)制度の導入及び技術の事業化を支援
  - 各出捐(研)[政府出捐研究機関]の特性に合った IP 経営戦略を策定して技術移転専任組織(TLO)の組織力を強化し、等級別に差等管理をするなど未活用特許を体系的に管理
- (新技術 R&D を標準に連係) R&D 段階別の標準特許確保戦略\*を支援し、全部処にわたる国際標準共同対応体系を構築して国際標準化機構の主導権を確保
  - \* (課題発掘) 標準特許化が有望な課題の発掘→(企画) 標準特許獲得のための R&D 方向の策定→(研究) R&D - 特許 - 標準連係戦略の策定→(終了後) 標準特許の後続管理

### ④ 新技術・新産業に対応した IP インフラの構築

- (IP 保護体系の整備) 未来の著作権環境に適した著作権法の改善方向を研究、オンライン上で特許技術を含む SW を保護するために特許法を改正
  - ※ ビッグデータ収集・処理過程でのコピー行為に対し、著作権責任の免責(著作権法の改正を推進)
  - 違法 SW 根絶のための現場点検・教育、及びオープンソース SW の利用を活性化(\*)し、SW 紛争調停・鑑定人材の専門性を引き上げ
    - \* オープンソース SW 総合情報システムの高度化、ライセンスコンサルティング、専門教育及び広報など
- (特許の信頼性・安定性向上) 第4次産業革命の中核技術についての専任審査組織を整備(\*)して協力審査を活性化し、優秀な理工系人材を審査官に補充

\* (例) AI 審査課、IoT 審査課など

- 特許紛争を速かに解決して顧客の便宜を向上させるために、迅速審判制、及び法院(裁判所)と特許審判院間での情報共有、映像口頭審理などを活性化

3

## 起業と中小・ベンチャー企業の成長に必要な IP 競争力の強化及び公正な秩序の確立

### 5 革新型の起業及び中小・ベンチャー企業の IP 活動への支援強化

- (IP を基盤とした起業の活性化) スタートアップを対象に特許バウチャー(\*)を施行
  - \* 国内外での IP 権利化、特許調査分析、特許技術価値評価、技術移転などのサービスを自由に選択・利用
  - 起業準備者を対象にアイデア発掘から成長段階まで個別支援
  - 実験室特化型の創業先導大学を選定し、大学の特許・論文を基盤とした実験室での起業を育成
- ※ (教育部) 学士制度改編、起業奨学金支給、(科技情通部) R&D、(中企部) 試作品製作・スペース提供など
- (中小企業の IP 活動支援) 第 4 次産業革命の中核分野及び技術分野ごとに個別の IP - R&D を強化し、出捐(研)・中小企業間の共同研究を支援
  - 革新型スタートアップへの R&D 資金と IP - R&D 戦略をパッケージにして支援

### 6 中小・ベンチャー企業の IP 保護に必要な公正な経済基盤の構築

- (アイデア・技術の保護強化) 「不正競争防止法」を改正し、不正競争行為の定義拡大(\*)、及び罰則・行政措置の強化(\*\*)を進め、
  - \* 取引関係を利用したアイデアの奪取・使用や、店舗の内装・外装など全体的な外観の模倣を含む
  - \*\* 懲罰的損害賠償制の強化(最大で損害額の 10 倍)、営業秘密の侵害に対する罰金引き上げ(最大 10 億ウォン)
  - 調査・是正勧告などの行政措置権限、及び特許庁特別司法警察の捜査範囲を拡大(\*)
    - \* (現行) 商標権侵害→(拡大) 特許・営業秘密侵害及びデザイン盗用
  - 捜査機関及び関係部処が協力して技術奪取事件を迅速に解決し、調停・仲裁制度の実効性を向上(\*)
    - \* 法院/検察の連携強化、侵害企業に対する事実調査・是正勧告・罰則の導入など

### 7 創作者に対する公正な補償体系の構築及び定着

- (公正な補償体系の構築) 権利者に正当な対価を還元するために放送分野における標準契約書の適用を義務付け (公共機関及び政府支援事業への参加時) し、
  - 商業用レコード公演権の拡大 (\*)、音源伝送使用料及び教科用図書からの創作者収益の増大を推進
    - \* 飲料店・居酒屋、ジム、複合ショッピングモールなど (著作権法施行令改正、2018年8月施行)
  - コンテンツ産業内における不公正行為を改善するためにコンテンツ公正共生センターを運営
  - 違法複製物の流通侵害に対応する 24 時間総合状況室の運営や、キラーコンテンツ侵害に対するゴールデンタイム内の対応措置、新技術を基盤にした侵害への調査方法を高度化 (\*)
    - \* AI による違法複製物の識別、違法複製物追跡管理システム (ICOP) 及びデジタル・フォレンジックによる科学捜査を強化
- (海外著作権の保護) 海外著作権を保護する官民協議体の運営、及び韓国の権利者と現地流通社との協力を強化 (\*) し、キラーコンテンツを重点的に保護 (\*\*\*)
  - \* 国家 (中国→東南アジア) 及び分野 (放送・音楽→映画・ウェブトゥーン・ゲーム・幼児用出版物など) の拡大
  - \*\*\* 監視対象プラットフォームの拡大: オンライン→OTT (インターネット TV) など新たなプラットフォームを含む

### 8 コンテンツ産業育成のための制度改善及び輸出先の多角化

- (著作物の創出・利用の活性化) デジタル著作権取引所を通じて著作物利用のワンストップサービスを提供し、自由利用著作物を拡充 (\*) して教育著作権の共有を拡大
  - \* コンテンツ企業が求めている著作物は上位から、キャラクター、BGM、フォント、イラストの順 (2016 年、著作権委員会)
  - VR などの新技術と融合したコンテンツ製作を支援し、投資活性化のためにコンテンツ価値評価の対象を拡大 (4 分野→5 分野) してスタートアップを重点的に支援 (\*)
    - \* 文化産業完成保証への出捐財源を拡充 (2017 年 50 億→2018 年 100 億ウォン) し、スタートアップの割合を 50% 以上に維持
- (輸出先の多角化) 東南アジア・中南米などの新興市場へ進出拡大するために海外著作権センターを戦略的に整備 (\*) し、
  - \* (現行) 中国 + 3 ヶ国 (タイ・ベトナム・フィリピン) → (改善後) フィリピンのセンターをマレーシアやシンガポールのうち 1 ヶ所に移転・整備することを目標に、

- 事前にその妥当性について調査を実施
- 中小企業の海外進出から契約締結、侵害対応までをパッケージ支援

## 5 グローバルな IP 対応力の強化

### 9 現地対応体系の強化及び国際協力の持続的拡大

- (IP に関する問題の解決支援) グローバルヒット商品を生み出すための IP 総合戦略支援を拡大し、輸出が有望な企業や初期段階の中小企業に海外 IP 総合支援プログラム(\*)を提供
  - \* 中小企業のニーズに合わせて、海外での権利化、ブランド・デザイン開発、グローバル IP 経営診断などを支援
- 在外公館及び海外知識財産センターなどを中心として現地での知的財産権侵害・紛争対応支援を強化し、模倣品などに対するモニタリング及び水際対策を拡大 (\*)
  - \* 海外の税関との協力、部処合同の取締り、国内配送業者との協力による IP 侵害物品の韓国への搬入防止など
- (国際協力の強化) 世界知的所有権機関 (WIPO) の地域事務所 (現 5 ヶ所) を国内に誘致し、韓国型特許行政サービス (\*) を海外に普及
  - \* IP 組織・人材・教育・法律・政策コンサルティング、特許審査代行のための審査官派遣など

### 10 生物・遺伝資源など新たな知的財産をめぐる国際規範への対応強化

- (新たな国際規範への対応) 生物・遺伝資源情報を体系的に収集及び公開 (\*) し、生物主権の確保に向けて朝鮮半島の自生生物 (\*\* ) を持続的に発掘・管理
  - \* 生物資源情報の公開 (189 万件)
  - \*\* 国家生物種目録 (5 万種) 及び確証標本 (1,600 種) の拡大
    - 海外の生物資源が豊富な国々 (ラオスなど 7 ヶ国) との生物多様性共同調査、及び海外の伝統的知識を基盤にした有用な生物資源の発掘・確保などの国際協力を強化
    - 名古屋議定書を履行するために「遺伝資源情報管理センター」を運営して教育資料の配布など啓発活動を強化し、遺伝資源の利益共有に関するガイドライン策定を推進
- (新品種の開発・保護) 薬用作物の優良品種、及び山林・海洋水産分野の新品種を開発し、新品種の育成を促進するためにコンサルティング・教育などを推進
  - 品種保護基盤を強化するために品種保護制度運営機関 (\*) 間の業務協力を強化し、審査体系を改善し品種判別技術を開発・活用 (\*\* )
    - \* 国立種子院 (農作物)、国立山林品種管理センター (山林)、水産植物新品種管理センター (水産)
    - \*\* 品種識別分子マーカーの開発、DNA の DB 構築、DNA 検定技術などを活用



- 11 小中高での IP 教育拡大及び市民の意識改善に向けた努力強化
- (IP 教育の強化) 発明教育センターを通じた発明素養教育、及び企業と連携した発明教育を活性化し、高校の選択科目である「知識財産一般」の導入を拡大 (\*)
    - \* (2018 年) 施行→ (2022 年の目標) 200 校で導入
  - (IP フレンドリーな環境づくり) IP 保護意識を高めるために発明・保護体験教育などの参加型プログラムを拡大し、学校・企業向けの出張著作権教育 (\*) を運営
    - \* (出張著作権教育) (2017 年) 10,963 回→ (2018 年の目標) 12,000 回
    - 著作権ブランド、ウェブトゥーン・SNS などを活用して生活の中の著作権について啓発活動を強化
- 12 地域の IP 競争力強化
- (地域産業の育成) 地域の中小素材メーカーが抱える IP に関する問題を解決し、IP の観点から地域の環境と特性に合った地域主力特化産業 (\*) を育成
    - \* 自動車部品 (蔚山)、郷土資源の健康食品化 (全羅北道)、バイオヘルス (忠清北道)、化粧品 (済州)
  - (地域の IP 基盤構築) 地域知識財産センターを基盤として IP プロボノを活性化し、地方自治体・大学・企業及び関連機関などの協力ネットワークを構築

#### 4. 今後の計画

- 関係中央行政機関及び地方自治体に通知して実行 (～18 年 12 月)
- 2018 年度施行計画重点方向に基づき、推進実績を点検・評価 (2019 年 3 月)



別紙

---

# 2018 年度国家知識財産施行計画(案)

---

2018. 5

関係部処合同



# 目次

I. 推進概要	1
II. 2017 年度の政策成果と課題	5
III. 6 大重点方向ごとの推進課題（案）	7
1. IP を基盤にした良質な雇用創出への寄与	14
2. 第 4 次産業革命への対応及び新産業の創出に向けた強力な IP の確保	29
3. 起業と中小・ベンチャー企業の成長に必要な IP 競争力の強化及び公正な秩序の確立	46
4. デジタル環境に対応した著作権エコシステムの基盤構築	60
5. グローバルな IP 対応力の強化	72
6. IP 尊重文化の拡散及び基盤構築	86
IV. 2018 年度の財政投資計画	92
V. 今後の計画	96
[添付] 各推進課題の所管部処及び自治体	97

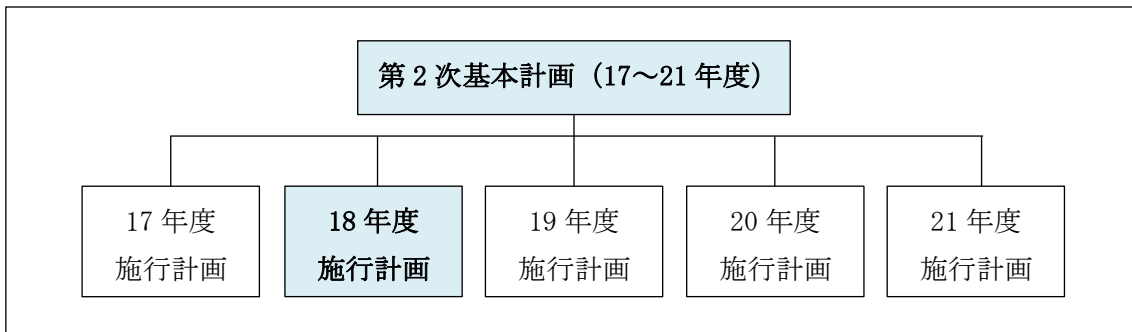


# I. 推進概要

## 1 策定根拠及び体系

- 「知識財産基本法」に基づき、政府は5年ごとに知的財産（IP: Intellectual Property）に関する中長期政策目標と基本方向を定める「国家知識財産基本計画」を策定（第8条）
- 「国家知識財産基本計画」の政策目標を実現するための年度別実践計画である「国家知識財産施行計画」を策定（第9条）

### <基本計画と施行計画の関係>



- 関係中央行政機関と広域地方自治体（日本の都道府県に当たる）の推進計画を総合・調整して国家知識財産委員会で「国家知識財産施行計画」を審議・確定（第6条）
- ※（対象機関）：（中央）科技情通部・文体部・特許庁など24の機関、（自治体）17の広域地方自治体

### <「知識財産基本法」の施行計画関連規定>

**第6条（国家知識財産委員会の設置及び機能）** ② 委員会は次の各号の事項を審議・調整する。

1. 第8条に基づく国家知識財産基本計画、及び第9条に基づく国家知識財産施行計画の策定・変更に関する事項
2. 第10条に基づく基本計画及び施行計画の推進状況に対する点検・評価に関する事項
3. 知的財産関連の財源の配分方向及び効率的運用に関する事項

**第8条（国家知識財産基本計画の策定）** ① 政府はこの法の目的を効率的に達成するために5年ごとに知的財産に関する中長期政策目標及び基本方向を定める国家知識財産基本計画（以下、「基本計画」）を策定しなければならない。

**第9条（国家知識財産施行計画の策定）** ① 政府は関係中央行政機関の長、市長・道知事が

ら第 8 条の基本計画に基づく推進計画の提出を受け、毎年、国家知識財産施行計画（以下、「施行計画」）を策定しなければならない。

② 政府は、施行計画を策定・変更する場合は委員会の審議を経て確定する。但し、大統領令で定める軽微な事項を変更する場合はその限りではない。

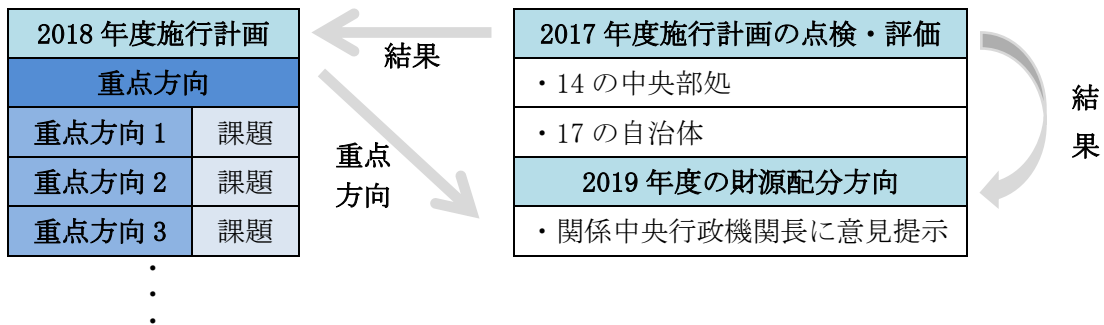


**2 推進経過**

- 各部処及び地方自治体に「2018年度施行計画策定指針」を送付（2017年8月）
- 策定指針に基づき、関係機関で推進計画（案）を策定・提出（2018年3月初め）
- 関係機関（\*）の推進計画（案）を総合し、施行計画（案）を策定（2018年4月初め）
  - \*（中央）科技情通部・文体部・特許庁など15の中央行政機関、  
（自治体）17の広域地方自治体
- 関係機関で協議し、国家知識財産委員会委員の意見を整理（2018年4月末）
- 第22次国家知識財産委員会で審議・議決（2018年5月10日）

**3 推進実績の点検・評価及び財源配分方向との関係**

- 前年度施行計画の点検・評価、当該年度施行計画及び来年度財源配分方向など3年間の国家知的財産政策方向を連動して推進



参考 「第2次国家知識財産基本計画（2017～2021）」の主要内容

5 大戦略	20 の核心課題
<p>&lt;1&gt; 高品質 IP 創出及び 事業化の活性化</p>	<p>1 知的財産戦略と R&amp;D を通じた優秀な IP 創出促進 2 新技術分野の R&amp;D へ標準特許戦略の適用強化 3 公共研究機関の先導的 IP 経営強化 4 IP・技術取引及び事業化の促進 5 民間中心の IP 金融高度化</p>
<p>&lt;2&gt; 中小企業の IP 競争力 向上及び保護強化</p>	<p>6 中小企業の IP 活動への支援強化 7 中小企業のアイデア・技術保護強化 8 職務発明制度の活性化及び合理的補償体系構築</p>
<p>&lt;3&gt; グローバル市場に おける IP 活動への 支援強化</p>	<p>9 海外進出企業が抱える IP に関わる問題の解消支援 10 IP 国際協力の強化及びグローバルな地位の向上 11 生物・遺伝資源に関する新たな国際規範への対応</p>
<p>&lt;4&gt; デジタル環境下での 著作権保護及び公正 利用の活性化</p>	<p>12 デジタルコンテンツの著作権保護体系整備 13 デジタルプラットフォームを活用した著作物利用の活性化 14 韓流コンテンツのグローバル進出支援 15 新技術トレンドに合致するコンテンツを創出するエコシステムづくり</p>
<p>&lt;5&gt; IP エコシステムの 基盤強化</p>	<p>16 新技術・新産業の出現に伴う IP 保護体系整備 17 特許権の信頼性・安定性向上 18 IP サービス業の活性化支援 19 IP の人的基盤拡充及び地域 IP 活用力向上 20 植物新品種の開発活性化及び保護強化</p>

---

---

## Ⅱ. 2017 年度の政策成果と課題

---

---

- ▶ 2017 年度施行計画を基本計画の 5 大戦略に基づいて評価し、2018 年度の重点方向別に推進課題を導出、及び補完

### ① 高品質 IP 創出及び事業化の活性化

- 特許 - 標準の連係を通じた IP 創出、R&D の全周期にわたる IP 戦略策定など、R&D 事業の IP 管理体系を改善し、標準特許発掘のための戦略マップ構築など国際標準特許を確保するための基盤を強化
  - 技術取引の活性化に向けた税制優遇の拡大、優秀な特許を保有するスタートアップに対する IP 投資の強化など、IP・技術取引と IP 金融の制度的基盤を拡充

⇒ (課題) IP - R&D の質的管理を通して、第 4 次産業革命への対応及び新産業の創出に向けた強力な IP を確保し、それを後押しする審査・保護体系を整備

- 優秀な技術・コンテンツ企業を支援するために民間主導の IP 金融支援を拡大

### ② 中小企業の IP 競争力向上及び保護強化

- 出捐 (研) と中小企業との共同研究の拡大、中小企業が保有する有望技術の権利化・事業化への統合支援など、中小企業の IP 競争力強化に向けて努力
  - 営業秘密侵害に対する懲罰的損害賠償制の導入など、技術保護のために制度的対策を講じ、職務発明制を拡散

⇒ (課題) 第 4 次産業革命分野の IP - R&D への支援、特許バウチャー、特許共済制度など中小・ベンチャー企業の成長に向けた支援を強化し、職務発明制のインセンティブを拡大

- 技術奪取の慣行を根絶するなど、公正で共生可能な IP 環境の構築が必要

### ③ グローバル市場における IP 活動への支援強化

- 海外での IP 確保を支援し、現地での IP 侵害に対応する官民協力体系を構築するなど、韓国企業の海外進出と韓流拡散の基盤を拡大
  - 特許共同審査、海外生物資源確保のための国際協力、途上国への IP 行政サービスの普及など、韓国企業に友好的な IP 環境を造成
  - 生物・遺伝資源が豊富な国々との協力、生物多様性に関する共同調査など、生物・遺伝資源の新たな国際規範に対応するために多角的な海外協力を推進

⇒ (課題) 企業が抱える問題に対する現地での対応及び国際協力を持続的に拡大

- IP の観点から生物・遺伝資源情報の公開・分析の拡大及び利用活性化が必要

#### 4 デジタル環境下での著作権保護及び公正利用の活性化

- オンライン上の違法複製物に対する是正措置、創作者を保護するための標準契約書の制定・普及など、デジタル環境の変化に伴う著作権対応体系を整備し、コンテンツ輸出先の多角化など韓流進出の効率化を達成
  - 第4次産業革命の技術を基盤としたコンテンツ開発の支援、コンテンツの価値評価制度活性化など、第4次産業革命への対応基盤を構築

⇒ (課題) 著作権の違法流出に適時対応するために強力な保護・執行協力体系を構築し、コンテンツ輸出多角化の現状を点検して拡大戦略を策定

- 第4次産業革命に関する著作権イシューの制度化、コンテンツ産業育成に向けた金融支援の活性化などが必要

#### 5 IPエコシステムの基盤強化

- SW著作権及び新技術IPに対する意識を高め、植物新品種関連機関間でネットワークを形成するなど、新技術IPの保護基盤を拡大
  - 戦略的な新品種育成、海外市場開拓など、新品種産業を活性化
  - 小中高の教育課程、及びオンライン教育、SNS広報などの教育を拡大

⇒ (課題) SW知財権の保護意識を高めるためのユーザー向け事業広報、新品種産業を育成するための戦略強化が必要

- 国際的・技術的な環境変化に対応するためのSW及びIPサービス分野の専門人材養成、及びIPエコシステムの好循環につながるIP尊重文化の拡散が必要

### Ⅲ. 6 大重点方向ごとの推進課題（案）

<ビジョン>

革新成長と雇用創出を促進する知的財産エコシステムの造成



6  
大  
重  
点  
推  
進  
方  
向

- |  |
|--|
| <p><b>① IP を基盤にした良質な雇用創出への寄与</b></p> <p>1. IP 専門人材の育成及び起業・就業への連係（*）</p> <p>2. 民間 IP サービス業及び市場主導型 IP 取引・金融の活性化</p>                                  |
| <p><b>② 第4次産業革命への対応及び新産業の創出に向けた強力な IP の確保</b></p> <p>3. IP - R&amp;D 戦略を通じた中核技術 IP の先取り</p> <p>4. 新技術・新産業に対応した IP インフラの構築（*）</p>                   |
| <p><b>③ 起業と中小・ベンチャー企業の成長に必要な IP 競争力の強化及び公正な秩序の確立</b></p> <p>5. 革新型の起業及び中小・ベンチャー企業の IP 活動への支援強化（*）</p> <p>6. 中小・ベンチャー企業の IP 保護に必要な公正な経済基盤の構築（*）</p> |
| <p><b>④ デジタル環境に対応した著作権エコシステムの基盤構築</b></p> <p>7. 創作者に対する公正な補償体系の構築及び定着</p> <p>8. コンテンツ産業育成のための制度改善及び輸出先の多角化</p>                                     |
| <p><b>⑤ グローバルな IP 対応力の強化</b></p> <p>9. 現地対応体系の強化及び国際協力の持続的拡大</p> <p>10. 生物・遺伝資源など新たな知的財産をめぐる国際規範への対応強化</p>   |
| <p><b>⑥ IP 尊重文化の拡散及び基盤構築</b></p> <p>11. 小中高での IP 教育拡大及び市民の意識改善に向けた努力強化</p> <p>12. 地域の IP 競争力強化</p>   |

\* 国政課題の支援強化課題

**参考 1** **2018 年度 6 大重点方向の導出体系**

▶ 第 2 次基本計画に基づき、文在寅政権の国政課題への支援を強化するために 2018 年度に推進する 6 大重点方向を選定

- (必要性) 第 2 次基本計画の 5 大戦略も文在寅政権の国政課題を後押しする内容を盛り込んでいるが、
  - 雇用創出、第 4 次産業革命への対応、革新成長、公正な経済などの主な国政戦略及び課題への支援をより強化するために、関連内容を補完して重点的に推進
- (導出体系) 第 2 次基本計画 + 主要国政課題 ⇒ 6 大重点方向

第 2 次基本計画の 5 大戦略	国政戦略	国政課題	6 大重点方向
	所得主導成長のための <b>雇用重視の経済</b>	良質な雇用を創出するためのサービス産業革新	IP を基盤にした良質な雇用創出への寄与
高品質 IP 創出及び事業化の活性化	科学技術の発展がリードする <b>第 4 次産業革命</b>	ソフトウェア強国、ICT ルネサンスにより第 4 次産業革命をリードする基盤構築 高付加価値を創出する未来型新産業の発掘・育成	<b>第 4 次産業革命</b> への対応及び新産業の創出に向けた強力な IP の確保
中小企業の IP 競争力向上及び保護強化	中小ベンチャーがリードする <b>起業と革新成長</b>	革新を応援する起業国家づくり 中小企業の成長に最適な環境づくり	<b>起業</b> と中小・ベンチャー企業の成長に必要な IP 競争力の強化及び <b>公正な秩序</b> の確立
デジタル環境下での著作権保護及び公正利用の活性化	活力があふれる <b>公正な経済</b>	公正な市場秩序確立	
デジタル環境下での著作権保護及び公正利用の活性化	自由で創造性に満ちた文化国家	創作環境を改善し、芸術家の創作権を保障 公正な文化産業のエコシステム造成及び韓流拡散	デジタル環境に対応した著作権エコシステムの基盤構築 (*)
グローバル市場における IP 活動への支援強化	国際協力をリードする堂々とした外交	国益を増進する経済外交及び開発協力強化	グローバルな IP 対応力の強化 (*)
IP エコシステムの基盤強化	国家が責任を負う保育と教育	未来の教育環境づくり	IP 尊重文化の拡散及び基盤構築 (*)

\* 2017 年度推進実績の点検・評価結果を踏まえた補完課題を反映

参考 2 6 大重点方向(12の推進課題)と第2次基本計画の核心課題との連携図

6 大重点方向	12 の推進課題	第 2 次基本計画 20 の核心課題
IP を基盤にした 良質な雇用創出への 寄与	1. IP 専門人材の育成及び起業・ 就業への関係	19 IPの人的基盤拡充及び地域IP活用力向上
	2. 民間 IP サービス業及び市場 主導型 IP 取引・金融の活性 化	18 IPサービス業の活性化支援 4 IP・技術取引及び事業化の促進 5 民間中心のIP金融高度化
第4次産業革命への 対応及び 新産業の創出に向けた 強力な IP の確保	3. IP - R&D 戦略を通じた中核技 術 IP の先取り	1 IP戦略とR&Dの連携を通じた優秀なIP創 出促進 2 新技術分野R&Dへの標準特許戦略の適用 強化 3 公共研究機関の先導的IP経営強化
	4. 新技術・新産業に対応した IP インフラの構築	16 新技術・新産業の出現に伴うIP保護体系 整備 17 特許権の信頼性・安定性向上
起業と中小・ベンチャ ー企業の成長に必要な IP 競争力の強化及び 公正な秩序の確立	5. 革新型の起業及び中小・ベン チャー企業の IP 活動への支 援強化	6 中小企業のIP活動への支援強化 8 職務発明制度の活性化及び合理的補償体 系構築
	6. 中小・ベンチャー企業の IP 保護に必要な公正な経済基 盤の構築	7 中小企業のアイデア・技術保護強化
デジタル環境に 対応した 著作権エコシステムの 基盤構築	7. 創作者に対する公正な補償 体系構築及び定着	12 デジタルコンテンツの著作権保護体型整 備
	8. コンテンツ産業育成のため の制度改善及び輸出先の多 角化	13 デジタルプラットフォームを活用した著 作物利用の活性化 14 韓流コンテンツのグローバル進出支援 15 新技術トレンドに合致するコンテンツを 創出するエコシステムづくり
グローバルな IP 対応力の強化	9. 現地対応体系の強化及び国 際協力の持続的拡大	9 海外進出企業が抱えるIPに関わる問題の 解決支援 10 IP国際協力の強化及びグローバルな地位 の向上
	10. 生物・遺伝資源など新たな知 的財産をめぐる国際規範へ の対応強化	11 生物・遺伝資源に関する新たな国際規範 への対応 20 植物新品種の開発活性化及び保護強化
IP 尊重文化の拡散及び 基盤構築	11. 小中高での IP 教育拡大及び 市民の意識改善に向けた努 力強化	19 IPの人的基盤拡充及び地域IP活用力向上
	12. 地域の IP 競争力強化	

### 参考3 前年より拡大、又は新規で追加した主な内容

#### 1 IPを基盤にした良質な雇用創出への寄与

- 優秀なIP人材養成を通して、雇用の創出及びIP市場の活性化を重点的に推進
  - ※ 「第3次知的財産人材養成総合計画（2018～2022年）」と連携推進
- （雇用創出への寄与）IP創出・サービス・管理分野における優秀な人材及び現場・融合型人材を育成し、起業・就業につなげることにフォーカス

#### < IPを基盤にした雇用創出に関する2018年の新規推進事業 >

区分	新規推進事業
創出	標準特許専門人材の養成教育、融合・複合文化技術のジャンル別専門人材養成など
サービス	生物多様性及び名古屋議定書に対応する修士・博士レベルの専門人材養成、第4次産業革命に関する新技術分野の著作権教育など
管理	保健産業スタートアップのIP管理力強化、著作権職務に適した特化教育など
現場・融合	産学協力によるコンテンツ専門人材の養成、実験室での起業に特化した創業先導大学の運営など

- （市場の活性化）IPサービス業、IP取引・金融分野を政府主導から市場主導へと切り替えるため、民間のIP価値評価機関を拡大してIP取引仲介を促進するなど、インフラとインセンティブを拡充（\*）し、自ら成長する力を高めるための事業化推進力強化への支援を拡大（\*\*）

\* （IP価値評価機関）：（2017年）15ヶ所/民官機関5ヶ所→（2018年の目標）17ヶ所/民間機関7ヶ所

（IP取引の仲介）：（2017年）バイオなど8分野→（2018年）10分野（AI、VRを追加）

\*\* （製品単位の特許ポートフォリオ支援課題）：（2017年）24件→（2018年の目標）35件

（IP製品革新戦略及び事業化支援課題）：（2017年）55件→（2018年の目標）77件

#### 2 第4次産業革命への対応及び新産業の創出に向けた強力なIPの確保

- 第4次産業革命の中核技術及び新産業分野を中心としたIP-R&Dの質的管理を通して強力なIPを確保し、それを支える審査・保護体系整備にフォーカス
- （IP-R&Dの質的改善）第4次産業革命の中核技術分野について、R&D全周期にわたる特許ビッグデータ分析と標準特許の確保戦略を重点的に支援（\*）し、大型R&D事業団内に特許専任官（CPO）制度を新規導入（\*\*）するなど、IPの成果管理を強化



- \* (特許ビッグデータを基盤にした IP - R&D) 革新成長エンジン分野 (知能化、融合・複合) の課題拡大: (2017 年) 129 件→ (2018 年の目標) 173 件→ (2020 年の目標) 248 件→ (2022 年の目標) 354 件  
(標準特許の支援) 革新成長エンジン分野のうち、国際標準との関連性が高い自動運転車、人工知能など 10 分野に対して標準特許戦略マップを構築 (~2022 年): (2017 年) 1 件→ (2018 年) 2 件
- \*\* 第 4 次産業革命に関連のある革新成長エンジン分野の事業団を対象に導入を推進
- (審査・保護体系の整備) 新技術の登場とデジタル環境下の IP 保護に対応して、著作権法及び特許法を改正 (\*) し、第 4 次産業革命に備えた審査体系を改善 (\*\*)  
\* (著作権法) ビッグデータ収集・処理時における著作権責任の免責など、新技術をめぐる争点を反映  
(特許法) 特許技術が含まれた SW のオンライン流通も特許法で保護  
\*\* AI 審査課、IoT 審査課など専門担当審査組織を新設、3 人での協議審査を新規導入
- ③ 起業と中小・ベンチャー企業の成長に必要な IP 競争力の強化及び公正な秩序の確立**
- IP を基盤にした起業の支援を強化し、中小企業の保護に必要な公正な経済基盤を確立するために法制度を改善
- (IP を基盤にした起業の活性化) スタートアップが求める IP サービスを自由に利用できるようにする特許バウチャー事業、及び実験室特化型創業先導大学 (\*) 事業を新規推進し、IP を基盤にした起業への支援を段階別に拡大 (\*\*)  
\* (教育部): 学士制度改編、起業奨学金の支給、(科技情通部): R&D、(中企部): 試作品製作スペース提供など  
\*\* (IP 礎プログラム) によるアイデア支援: (2017 年) 680 件 (2,650 百万ウォン) → (2018 年) 930 件 (3,668 百万ウォン)  
(IP 翼プログラム) による起業社数: (2017 年) 270 社 (3,597 百万ウォン) → (2018 年) 420 社 (5,586 百万ウォン)
- (公正な経済基盤の強化) 営業秘密の侵害に対する懲罰的損害賠償制の強化 (\*) 及び大・中小企業間で秘密保持契約書の締結を義務付けるなど法制度を整備  
\* 最大で損害額の 10 倍まで賠償するよう、技術奪取に関して 5 つの法律改正を推進 (「下請法」、「共生協力法」、「特許法」、「不正競争防止法」、「産業技術保護法」)

#### 4 デジタル環境に対応した著作権エコシステムの基盤構築

- 創作者保護制度の定着と IP 保護のための協力を強化し、輸出先の多角化戦略を持続的に推進
- (創作者の保護強化) 政府支援事業では放送分野標準契約書の適用を義務付けて現場での定着を誘導し、商業用レコードの公演権拡大(\*) など、創作者に正当な対価が還元される環境づくり
  - \* 飲料店・居酒屋、ジム、複合ショッピングモールなど(著作権法施行令改正、2018年8月施行)
  - コンテンツ産業内の不公正行為を改善するためにコンテンツ公正共生センターを設置
  - 強力な保護・執行協力体系を構築するために国内外で官民の協力を強化(\*)
    - \* 2017年設立の「著作権海外振興協会」を通じて、著作権モニタリングなどの協力事業を行うと同時に、韓国の権利者と現地流通業者が交流・協力する国と分野を拡大
- (コンテンツ産業の育成促進) コンテンツ価値評価の分野・財源を拡充(\*)し、金融と連携するなど、コンテンツ企業に対する金融支援を拡大
  - \* (分野): (2017年)4分野(映画・ゲーム・放送・アニメ) → (2018年)5分野(映画・ゲーム・放送・アニメ・公演)
  - (財源): (2016年)価値評価1号ファンド造成(200億ウォン) → (2018年)2号ファンドを追加造成(100億ウォン)
- (輸出先の多角化) 東南アジア、中南米など新興市場へのコンテンツの海外進出を拡大するために海外著作権支援センターを戦略的に整備(\*)し、現地でのマーケティング及び海外での著作権合法流通の総合支援を継続
  - \* (現行)中国+3ヶ国(タイ・ベトナム・フィリピン) → (改善後)フィリピンのセンターをマレーシアかシンガポールのうちいずれかに移転・整備することを目標に、事前にその妥当性について調査を実施

#### 5 グローバルな IP 対応力の強化

- 現地対応と国際協力を継続し、IPの観点から生物・遺伝資源の活用を活性化
- (現地対応及び国際協力の強化) 在外公館と海外知識財産センターを中心に、現地での侵害への対応を継続(\*)し、水際対策(\*\*)及び審査協力の拡大(\*\*\*)など国際協力を推進
  - \* 現地の協力法律事務所にいる専門人材の活用、紛争防止コンサルティング及び訴訟保険との連携、在外公館によるIP保護・侵害対応策の発信など
  - \*\* 海外税関との協力、部処合同での取締り、国内配送業者との協力によるIP侵害物品の搬入防止など
  - \*\*\* 主要国との特許共同審査、協力審査、特許審査ハイウェイの推進を拡大

- （新知的財産の活用度向上）IP の観点から生物・遺伝資源の創出及び利用を促進するため、自生生物の発掘、生物・遺伝資源の公開及び生物標本の貸与を拡大（＊）
  - ＊ 国家生物種目録を拡充（新規に 1,600 種追加）、生物資源情報の公開を拡大（181 万件→189 万件）

## 6 IP 尊重文化の拡散及び基盤構築

- IP エコシステムの好循環を構築するために、青少年教育の体系化、及び国民の意識改善プログラムの推進を拡大
- （発明教育の体系化）「発明教育の活性化及び支援に関する法律」（2017 年 9 月施行）に基づき、発明教育基本計画及び施行計画を策定するなどして体系的な発明教育（＊）を推進し、高校の選択教科「知識財産一般」を新規で導入（＊＊）
  - ＊ 発明教育センター（全国 199 カ所）を通じた討論・体験学習の実施、発明学習アニメーション・ゲームなどのコンテンツの普及、発明英才創業教育、発明展示会・創造力チャンピオン大会などを推進
  - ＊＊ 2018 年に施行、2022 年までに 200 校への導入が目標
- （IP フレンドリーな環境づくり）IP 保護意識及び著作権尊重文化を拡散するために参加型プログラム、出張著作権教育（＊）、著作権オンライン教育（＊＊）などを拡大
  - ＊（出張著作権教育）（2017 年）10,963 回→（2018 年）12,000 回
  - ＊＊（オンライン教育課程）創作者・教員・産業従事者・一般人などが対象：（2017 年）39 課程→（2018 年）42 課程

---

---

## 1 IP を基盤にした良質な雇用創出への寄与

---

---

### 1. IP 専門人材の育成及び起業・就業への関係

---

#### 推進背景

- 韓国は特許出願件数で世界 4 位であるにもかかわらず、IP 専門人材及び教育水準が主要国に比べて不十分（\*）
  - \* 韓国の IP インフラ競争力を診断すると、OECD 加盟国 32 ヶ国のうち 17 位
- 「知的財産人材養成総合計画」によって多様な IP 教育が推進され、関連人材が量的には拡大したものの、第 4 次産業革命などのグローバルな IP 環境の変化に対応できる優秀な IP 人材が不足しており、起業・就業への関係もやや不十分

#### 主要内容

- ※ 「第 3 次知的財産人材養成総合計画（2018～2022）」と関係推進
  
- 先導的な「IP 創出」人材の育成を支援（特許庁、文体部）
- （標準特許の専門人材養成）標準と特許についての専門知識を基に関連情報を分析し、標準特許確保戦略を策定する専門人材を養成（新規）
- （コンテンツ分野の専門人材養成）才能と能力を備えた若手人材の創作能力を育ててコンテンツ産業への進出を支援
- （融合・複合文化技術の専門人材養成）コンテンツ産業従事者を対象に、人工知能、3D プリンティングなどの未来技術に関する教育を実施し、文化芸術ジャンルと技術を融合・複合する協業プロジェクトを通して先導的な専門人材に養成（新規）
  - ※ （2018 年）2 ヶ所のラボ（文化コンテンツ主導創意ラボ、新技術主導革新ラボ/各 3 課程）で、200 人に教育
- （中小企業研究人材のスキルアップ）IP の実務能力を育むために特許情報の調査・分析、特許権の確保及び管理戦略などの教育を実施（年 2 回）（新規）
  
- 「IP サービス」人材の専門性強化を支援（環境部、特許庁、文体部）
- （グローバルな IP 専門人材の養成）生物多様性分野に特化した大学院を設立し、生物・遺伝資源に関する修士・博士レベルの人材を養成（新規）
- （IP サービス企業への就職につなげる教育）未就業の若者などを対象に IP 調査・分析・翻訳などの実務教育を実施した後、IP サービス企業への就業を支援
- （第 4 次産業革命分野などに関する著作権教育）新技術分野関連のオンライン教育カリキュラムを開発し、現場実務者向けのオンライン教育課程（7 コース）を開設・運営

- (実務に強い弁理士の養成) 国際 IP 紛争への対応を強化するために弁理士試験に実務型の問題を出題し、現場中心の教育を実施
- 現場中心の「IP 管理」人材養成を支援 (特許庁、中企部、産業部など)
- (起業準備者向け教育 (IP 礎プログラム)) 起業準備者に、技術を基盤にしたアイデアを製品化するための IP 管理及び事業化戦略などについて教育
  - ※ アイデアへの支援件数: (2017 年) 680 件 (2,650 百万ウォン) → (2018 年) 930 件 (3,668 百万ウォン)
- (若手起業家向け IP 実務教育) 青年創業士官学校 (\*) の起業支援課程で IP 実務教育 (年 525 人) を実施して若手 CEO を養成
  - \* 若手起業家 CEO を養成するために起業の全過程を支援 (全国 5 ヶ所)
- (技術経営の専門人材養成) 12 大新産業 (\*) の人材需要を反映した技術経営の修士・博士の教育課程 (7 つの大学 (院)) を運営
  - \* 電気・自動運転車、スマート船舶、IoT 家電、ロボット、バイオヘルス、航空・ドローン、プレミアム消費財、エネルギー新産業、先端新素材、AR/VR、次世代ディスプレイ、次世代半導体
  - ※ 2018~2019 年に 420 人に教育実施予定
- (保健産業スタートアップの実力強化) 保健医療のスタートアップ (K - Healthcare Start - up) 向け IP 管理力強化教育を支援 (新規)
- (著作権職務能力の開発) 著作権産業従事者の職務別 (契約/輸出/公募/著作物管理/SW など) に教育課程及びオンラインコンサルティングを提供 (新規)
- 現場・融合型「IP 人材育成基盤」の充実化 (特許庁、文体部、産業部など)
- (地域の IP 人材養成) 地方自治体・地域の大学・企業が協力し、現場が求める IP 人材を養成して就業に橋渡し
- (デザイン融合型専門人材の養成) 産業現場に直ちに投入できるようにデザイン融合専門大学院を活用した学際的教育を実施して融合型デザイン人材を養成し、就業に橋渡し
- (産学協力コンテンツの専門人材養成) 研究機関・大学・企業で人的・物的資源の共有や協業プロジェクトを行い、融合コンテンツを生み出せる人材を育成 (新規)
- (製薬・医療機器産業の専門人材養成) 製薬・医療機器分野の特性化大学院 (\*) を設置し、技術、特許などの学際的複合教育課程を通して IP 専門家を育成、関連産業への就業に橋渡し
  - \* (製薬): 成均館大学・梨花女子大学 (2016~2020 年)、延世大学 (2018~2021 年) → (2022 年) 5 大学 (予定)
  - (医療機器): 東国大学 (2013 年~)、延世大学 (2014 年 1 月~2017 年) → (2022 年) 7 大学 (予定)

- （事業化につながる実戦型デザインプログラムの実施）若手デザイナーにデザインを権利化・事業化する機会を提供し、起業に橋渡し
- （実験室での起業に特化した創業先導大学の運営）大学が保有する論文・特許を基盤とする「実験室での起業」を支援し、良質な雇用を創出（新規）
  - ※ 科技情通部（R&D）、教育部（学士制度の改編、起業奨学金）、中企部（起業スペース、資金）
- （IP 教育先導大学の運営）IP 教育先導大学（\*）を設置し、IP 専任教授の採用及び正規科目の開設、IP - R&D 及び融合教育を実施
  - \*（2017 年）17 校→（2018 年）17 校→（2021 年）30 校（目標）
    - 地域の拠点大学として地域内の他大学と単位交流及び共同行事などを実施し、IP 教育を伝播
    - 理工系大学（院）向けの IP - R&D 教育を強化し、IP 分野のカリキュラムを「理工系工学認証制」と連係
- （実務中心の学科運営）実務能力を兼ね備えた専門人材を養成するために IP 専門学位課程（MIP、Master of Intellectual Property）を運営
  - ※（2018 年）高麗大学、檀国大学/教育人数：（2017 年）730 人→（2018 年）787 人
    - IP 関連法や技術・経営科目などの多様な教科目教育、紛争事例の研究、現場での実務経験の機会を提供
    - 産業界の新規需要を反映するために専門分野別 MIP の新設を検討
  - ※ 特許紛争が急増した薬学・バイオ分野、中小・中堅企業などのニーズを反映した短期（6 ヶ月～1 年）課程を優先的に検討
- （著作権専門講座の運営）大学（院）内の未来の創作者・起業家を対象に著作権専門講座（\*）を運営し、著作権実務の専門家、著名人（作曲家、エンターテインメント事業家など）による講演を行うなど、大学と連携して開かれた著作権フォーラムを運営（年 2 回）
  - \* 単位が認められる正規科目として 1 学期当たり 2 講座（6 単位）前後を開設
- （次世代 IP リーダー養成プログラム）現場に基盤を置く IP 人材を養成するために企業と連携して特許戦略樹立大会を開催（\*）
  - \*（2017 年）41 社→（2018 年）28 社、一部企業は受賞者を採用段階で優遇
    - 創造発明大会を開催し、産業財産権の出願や試作品の製作を支援

推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ 先導的な「IP 創出」人材の育成を支援				
・ 標準特許の専門人材養成（特許庁）（新規）		○		○
・ コンテンツ分野の専門人材養成（文体部）	○	○	○	○
・ 融合・複合文化技術の専門人材養成（文体部）（新規）	○	○	○	○
□ 「IP サービス」人材の専門性強化を支援				
・ IP サービス企業への就職につなげる教育（特許庁）	○	○	○	○
・ 第4次産業革命分野などに関する著作権教育（文体部）	○	○	○	○
・ 実務に強い弁理士の養成（特許庁）	○	○	○	○
□ 現場中心の「IP 管理」人材養成を支援				
・ 起業準備者向け教育（IP 礎プログラム）（特許庁）	○	○	○	○
・ 若手起業家向け IP 実務教育実施（中企部）		○	○	○
・ 技術経営の専門人材養成（産業部）	○	○	○	○
・ 保健産業スタートアップの実力強化（福祉部）（新規）	○	○	○	○
・ 著作権職務能力の開発（文体部）（新規）	○	○	○	○
□ 現場・融合型「IP 人材育成基盤」の充実化				
・ 地域の IP 人材養成（特許庁）	○	○	○	○
・ デザイン融合型専門人材の養成（産業部）	○	○	○	○
・ 産学協力コンテンツの専門人材養成（文体部）（新規）	○	○	○	○
・ 製薬・医療機器産業の専門人材養成（福祉部）	○	○	○	○
・ 事業化につながる実践型デザインプログラムの実施（特許庁）	○	○	○	○
・ 実験室での起業に特化した創業先導大学の運営（科技情通部、教育部、中企部）		○	○	○
・ IP 教育先導大学を運営し、工学認証と連携（特許庁）	○	○	○	○
・ IP 専門学位課程の運営（特許庁）	○	○	○	○
・ 著作権専門講座及びフォーラムの運営（文体部）	○	○	○	○
・ 次世代 IP リーダー養成プログラム（特許庁）	○	○	○	○

## 2. 民間 IP サービス業及び市場主導型 IP 取引・金融の活性化

### 2-1 IP サービス業の活性化支援

#### 推進背景

- IP サービス業は企業・公共研究機関などの IP 活動を支援する基盤産業であり、良質な雇用や高付加価値を生み出す（\*）する原動力
  - \* 就業誘発効果：21.096（全産業 14.026）、付加価値誘発効果：0.916（全産業 0.726）（2012 年、特許庁）
- IP サービス業は成長基調にあるが、政府主導で市場が形成（\*）されていて民間の競争力が低い状況であるため、民間自らの生存力強化が必要
  - \* IP サービス企業の売上高（2014 年時点 1 兆 7,913 億ウォン）の 1/3 は政府事業によって発生

#### 主要内容

- 民間主導の IP サービス産業発展のためのインフラを構築（特許庁）
- IP 価値評価機関を民間中心に拡大（\*）し、IP サービス業の投資ファンドを造成（\*）して投資説明会を開催
  - \*（2017 年）15 機関（民間機関 5 ヶ所）→（2018 年）17 機関（民間機関 7 ヶ所）
  - \*\* 新規予算 200 億ウォンを含む 600 億ウォン規模の新規ファンドを造成予定（2018 年）
- 特許管理専門会社（\*）の事業構造を改編し、優秀な IP 創出、IP 補強、IP 取引及び収益化などで新たなビジネスモデルを創出
  - \* 技術開発や製造活動をせず、他企業の特許権を買取・管理して収益を生み出す会社（NPE、Non - Practicing Entity）
- IP サービス業者の海外進出を支援（特許庁）
- 展示会での広報ブース設置や通訳の支援など海外での現地マーケティングを支援し、KOTRA など関連機関と協力するための「IP サービス海外進出協議体」を設立・運営
- IP サービスの専門人材を養成（文体部、環境部、特許庁、教育部など）
  - ※ 「第 3 次知的財産人材養成総合計画（2018～2022）」と連携推進
- （グローバルな IP イシューに対応するサービス人材の育成）第 4 次産業革命の新技术分野などについての著作権オンライン専門教育（\*）の開発・運営を行い、生物・遺伝資源に関する国際規範に対応するための通商・紛争の専門人材（\*\*）を養成
  - \*（2018 年新規）7 課程を運営
  - \*\* 生物多様性分野の特化大学院の選定及び修士・博士レベルの対応人材の輩出など



- (民間領域の IP サービス人材養成) 未就業の若者などを対象に IP 調査・分析・翻訳などの関連実務教育を実施した後、IP サービス企業への就職に橋渡し
  - 著作権講師、出張著作権支援団など著作権専門家プール(400人)を運営
  - 企業のニーズに合った専門人材を育成するために IP サービス関連の民間資格制度(\*)を運営し、国家職務能力標準(NCS)教育課程を大学(院)・専門機関などに普及
    - \* IP 情報検索士、IP 情報分析士、IP 翻訳士などの検定を随時又は定期的実施
- (公共領域の IP サービス人材養成) (未来の) 小中高校教員の IP 知識強化に努め、公共部門の SW 管理者向け著作権教育プログラムを運営
  - 教育大学・師範大学(技術・家庭教育学科)に IP 科目を開設し、小中高校の教員を目指す学生に発明教育の履修を推進
  - 小中高の著作権教育を担当する著作権講師教員を養成(\*)し、学校教育における著作権教育課程の開発及び教育庁などと連携した研修課程の運営(年中)
    - \* 年間約 100 人の著作権講師教員を養成し、職務研修後に小中高で特別講義を実施
  - 農業技術センターなど農業関連機関の職員向けに IP 教育を実施
  - 公務員の IP スキルを高めるために職位別、国家・地方職の特性を反映した教育を実施
- (IP 権利化・保護分野サービス人材の技能強化) 第 4 次産業革命の中核技術(\*)分野における特許審査人材を拡充、審査官の技能を高めるために現場中心の教育を強化
  - \* モノのインターネット(IoT)、人工知能(AI)、ビッグデータ、3D プリンティング、ロボット、ナノ・バイオ工学など
  - 著作権・商標権保護人材の拡充を検討(\*)
    - \* (商標権保護) モニタリング人材増員 : (2017 年) 19 人 → (2018 年) 19 人  
→ (2019 年) 232 人
    - (著作権保護) モニタリング人材拡充 : (2017 年) 270 人 → (2018 年) 295 人

推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ 民間主導の IP サービス産業発展のためのインフラを構築（特許庁）				
・ 民間主導型 IP 金融の推進（拡大）	○	○	○	○
・ IP サービス投資ファンド造成及び投資説明会開催	○	○		
・ 特許管理専門会社の育成を通じたIP活用エコシステムの活性化	○	○	○	○
□ IP サービス業者の海外進出を支援（特許庁）				
・ 海外市場での販路開拓機会の拡大		○	○	○
□ IP サービスの専門人材を養成				
・ グローバルなIP 이슈に対応するサービス人材の育成				
- 第 4 次産業革命の新技术分野における著作権オンライン教育（文体部）（新規）		○	○	○
・ 民間領域の IP サービス人材養成				
- 未就業の若者向けに IP 教育実施及び就職への橋渡し（特許庁）	○	○	○	○
- 著作権専門家プールの運営（文体部）	○	○	○	○
- IP サービス関連の資格制度運営及び NCS の普及（特許庁）	○	○	○	○
・ 公共領域の IP サービス人材養成				
- （未来の）小中高教員の IP 知識強化（特許庁、文体部）	○		○	
- 公共部門 SW 管理者向け著作権教育（文体部）		○	○	
- 著作権講師教員の養成及び研修（教育部）	○	○	○	○
- 農業関連機関の職員向け IP 教育（農林部）	○	○	○	○
- 公務員の IP スキル向上（特許庁）	○	○	○	○
・ IP 権利化・保護サービス人材の技能強化				
- 第 4 次産業革命分野の特許審査人材拡充（特許庁）		○	○	○
- 審査官の技能を向上させる現場中心教育（特許庁）	○	○	○	○
- 商標権保護人材拡充（特許庁）		○	○	○
- 著作権保護人材拡充（文体部）	○	○	○	○

## 推進背景

- IP・技術の導入は技術事業化の時間短縮及びリスク除去という側面で企業の競争力強化における重要な要素であるが、
- 韓国企業は IP・技術を導入するより自主開発する割合が高い（\*）ため、市場における IP・技術取引が活性化するよう、広報（\*\*）及び基盤構築が必要
  - \* （技術獲得類型）（韓国）自主開発 84.5%、外部からの導入 1.8%、  
（米国・欧州）外部からの導入 78%（2015 年）
  - \*\* 技術移転・取得・貸与時の課税特例についての企業の認知度が非常に低い（2017 年、中小企業研究院）
    - 民間の IP 需要と大学・公共（研）[公共研究機関]などの IP 供給との不均衡を解消するために、需要と供給の仲介、及び情報提供が必要
- ※ IP 取引時における最大の問題は需要・供給先の発掘（2016 年 知的財産活動に関する実態調査）

## 主要内容

- 技術取引の税制優遇について広報を推進（産業部）
- 技術取引租税支援制度、技術革新型中小・ベンチャー企業の合併・株式買収時における税額控除制度（\*）について広報を行い、M&A を通した技術取引の活性化を図る
  - \* 被合併法人に支払った譲渡額、又は株式買収額のうち、大統領令で定める技術価値金額の 10%を当該事業年度の法人税から控除）
- IP 取引活性化のために仲介を活性化（特許庁、福祉部）
- IP 需要・供給・投資・仲介者間の「IP 活用ネットワーク（IP - PLUG）（\*）」を第 4 次産業革命の有望技術（\*\*）中心に改編
  - \* IP 需要者と供給者の交流、技術移転契約、投資の呼び込み、後続の商用化 R&D などを支援
  - \*\* IP - PLUG の技術分野：（2017 年）8 分野（IoT、無人配送、再生可能エネルギー、融合・複合素材、バイオ、スマートヘルスケア、機能的食品、知能型ロボット）  
→（2018 年）10 分野（ビッグデータ・AI、VR を追加）
- 各技術分野の協会・団体などと協力して市場の動向を把握し、需要企業を発掘
  - 特許取引専門官（\*）が中小企業と相談、需要・供給マッチング、仲介・交渉などを支援

\* 理工学博士、技術士、弁理士、民間での経歴などを有する IP 仲介専門人材 (17 人)

- 技術移転後、商用化が成功するように部処間で R&D 事業を連携

＜特許技術の移転・事業化における協業体系＞

企業の需要調査	優秀な特許発掘	移転を希望する中小企業の発掘	IP - PLUG 及び技術移転ロードショー	商用化 R&D 資金の支援
産業部 中企部 特許庁	産業部 国土部 教育部 科技情通部 特許庁	産業部 中企部 特許庁	産業部・国土部 教育部・中企部 科技情通部 海水部・特許庁	産業部 国土部 科技情通部

- 保健産業企業の海外進出に向けてグローバルな技術取引市場でのビジネス協力を支援し、技術投資説明会や技術投資交流の場を提供
- 保健産業のオンライン技術情報網及び製薬産業の情報ポータルなどを通じて、保健産業分野における国内外の有望技術特許や市場動向などの情報を提供

推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
<input type="checkbox"/> 技術取引の税制優遇について広報を推進 (産業部)		○		○
<input type="checkbox"/> IP 取引活性化のために仲介を活性化				
・ 第 4 次産業革命の中核技術を中心とする IP - PLUG の拡大 (特許庁) (拡大)	○	○	○	○
・ 各分野の協会・団体、事業化関連機関と協力 (特許庁)	○	○	○	○
・ 特許取引専門官による中小企業の取引仲介 (特許庁)	○	○	○	○
・ 他部処の R&D 事業と連携して支援 (特許庁)		○	○	○
・ 保健産業における知的財産の仲介活性化支援 (福祉部) * 技術マーケティング、パートナーリングの支援など	○	○	○	○
・ 保健産業における知的財産の投資協力交流支援 (福祉部) * 技術投資説明会及び技術投資交流などの機会提供	○	○	○	○

## 推進背景

- 技術成熟度が低いか、権利範囲が極めて狭く設定された公共研究機関の IP の場合、技術移転のニーズが低く、また企業が IP 技術の移転を受けたとしても専門人材や資金などのリソース不足で事業化に失敗するケースが多い
  - ※ 公共研究機関の技術移転契約件のうち、事業化成功件数は 12.4%に過ぎない  
(2015 年の技術移転・事業化に関する実態調査)
- 公共研究成果の活用・拡大を促進するために大学・公共（研）の優秀な IP を選別・活用し、中小企業の IP 活用力強化を支援することが必要

## 主要内容

- 事業化有望技術にさらなる R&Dなどを支援（科技情通部、産業部、福祉部）
- 公共研究成果のうち企業とマッチングに成功した事業化有望技術（\*）に対し、試作品製作及び性能向上といった技術の事業化に必要な追加 R&D を支援し、企業向けにビジネスモデル設計などのコンサルティングを支援
  - \* 注文研究及び研究機器関連の技術を重点的に支援
- R&D の再発見という観点から技術銀行に登録された公共（研）が保有する技術を中小・中堅企業に移転し、商用化のための開発を追加支援
  - 全部処の協業を通して基礎研究成果の事業化及び技術移転行事を開催
- 保健産業の R&D 成果を製品化する企画段階で、戦略策定及び許認可などに関する専門家のコンサルティング、マニュアルなどを提供
- 公共機関の優秀な IP の選別・活用を支援し、企業の IP 活用力を強化（特許庁）
- 第 4 次産業革命の中核技術を中心に公共機関の特許について製品単位のポートフォリオ（\*）を作成して企業に移転し、事業化などを追加支援
  - \* 製品単位特許ポートフォリオ支援課題（件）：（2017 年）24→（2018 年）35（予定）
- 企業のニーズがある発明について、事前に需要分析と技術マーケティングを支援する「需要基盤型発明インタビュー」を拡大（\*）し、大学・公共（研）に特許経営専門家（\*\*）を派遣（3 年）して IP の活用など機関ごとに必要な支援を実施
  - \* 発明インタビューによる支援実施機関（需要基盤型/全体）：（2017 年）2/30 機関  
→（2018 年）30/30 機関
  - \*\* 特許経営専門家を各大学・公共研に順次派遣し、2022 年までに 23 の大学・公共研の特許管理力を引き上げ（2018 年時点 14 人）

＜特許経営専門家の主な役割＞

項目	内容
特許創出	研究者による相談及び諮問、特許審議委員会の運営、専任特許事務所の選定・協力
基盤構築	特許管理規定の制定・改定、特許管理システムの構築・高度化、外部専門機関（技術取引、知財権侵害調査、グローバルマーケティング）との協力ネットワーク構築

- 中小企業の製品が抱える技術的難題など、事業化の障壁を IP の観点から支援（\*）
  - \* IP 製品の革新戦略及び事業化支援課題（件）：（2017 年）55→（2018 年）77（予定）
- 政策ファンドを活用して事業化を支援（産業部）
- 技術事業化ファンド（\*）を活用して優秀な技術を保有する中小・中堅企業に事業化資金を支援し、新規ファンドの造成を推進
  - \* 3つのファンド、1,408 億ウォンを造成（2017 年）

推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ 事業化有望技術にさらなる R&Dなどを支援				
・公共研究成果の技術事業化支援事業推進（科技情通部）				
* 事業の施行計画、公募及び選定、支援課題の遂行（中間点検など）	○	○	○	○
・公共 R&D 成果物の事業化課題発掘・支援（産業部）	○	○		
・保健産業の技術開発について製品化コンサルティング支援（福祉部）		○	○	○
□ 公共機関の優秀な IP の選別・活用を支援し、企業の IP 活用力を強化（特許庁）				
・製品単位の特許ポートフォリオ構築（拡大）	○	○	○	○
・需要基盤型発明インタビューの拡大（拡大）	○	○	○	○
・大学・公共（研）に特許経営専門家派遣	○	○	○	○
・IP 製品の革新戦略支援課題（拡大）	○	○	○	○
□ 政策ファンドを活用して事業化を支援（産業部）	○	○	○	○

**推進背景**

- IP 金融のほとんどは IP 保証・担保融資が中心であるが、中小企業や起業初期の企業は事業化資金の供給拡大を求めて IP 投資を好む（\*）
  - \* 「特許技術事業化に向けた投資・融資拡大」を最優先支援課題と回答（2015 年、中小企業中央会）
- ※ 起業初期は投資の呼び込みが困難だが、企業が成長して運営資金が増えた時には投資提案が殺到するという資金需給の不一致に関する悩みを吐露（2016 年、VR 業界との懇談会）
  
- 現在、特許権を中心に活性化している IP 金融の裾野を拡大するために商標権（\*）を基盤とした投資の活性化が必要
  - \* 商標権は特許権に比べ、無効になる可能性が低いうえ、権利の安定性が高いため IP 金融の手段として活用される余地が大いに有る

**主要内容**

- 優秀な特許を保有するスタートアップなどへの IP 投資を強化（特許庁）
- 母胎ファンド（fund of funds）の特許アカウントを通して IP 専門投資ファンドを造成（600 億ウォン）し、母胎ファンドを通じた IP 投資で IP の価値評価を引き上げ
- IP 出願段階で明細書の内容を補い、海外出願・登録維持の費用を支援するなど、企業の IP 高度化戦略を支援する IP 出願ファンドを造成
  - IP への直接投資活性化と収益性改善のためにファンドが IP を直接所有できるように「産業財産権法」の改正を推進
- IP 製品革新戦略といった P 支援事業などを通して、優秀な IP 保有企業を発掘し、投資機関と共同で投資説明会を開催
  
- 商標権を基盤とした投資の活性化を誘導（特許庁）
- 商標関連プロジェクト（\*）への投資や、商標権ロイヤリティ基盤の流動化証券発行などを行う商標専門投資ファンドを造成し、
  - 韓流の拡散及び新進デザイナーの育成に寄与するファッション・美容業界や、ブランド戦略が確かな中小企業を選んで支援
  - \* ブランディング企業による商標開発の支援、商標権のライセンスを活用した経営戦略の支援

推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ 優秀な特許を保有するスタートアップなどへの IP 投資を強化（特許庁）				
・ IP 高度化戦略を支援する IP 専門投資ファンド造成	○	○		
・ IP 出願ファンド造成				
・ 優秀な IP を保有する企業の発掘及び投資説明会開催	○	○	○	○
□ 商標権を基盤とした投資の活性化を誘導（特許庁）				
・ 商標デザインを基盤とした IP プロジェクトへの投資 ファンド造成			○	○



## 推進背景

- 政府主導下での技術金融市場の成長（\*）に伴い IP 金融も年々拡大しており、多様な金融モデルができるなど、質的にも向上
  - \* 技術金融融資規模：（2014 年）9 兆ウォン→（2016 年）50 兆ウォン→（2019 年）100 兆ウォン（見通し）
- 民間中心の IP 金融拡大にはインフラの高度化が必要

## 主要内容

- IP 価値評価の専門領域特化及び信頼性向上を推進（特許庁、産業部、福祉部）
- IP 担保融資以外にも企業が保有する IP を融資金利の引下げや融資規模拡大の手段として活用するなど、多様な IP 優遇融資を実行
- 民間の IP 価値評価機関を拡大して評価機関ごとに専門領域（\*）の特化を進め、投資・融資を迅速に行うために評価費用及び評価期間の現実化を推進
  - \* 技術分野（化学・電気・生命など）、評価要素（技術性・市場性など）別に専門領域の特化を推進
- IP 金融の方式が高度化しているため、IP 金融機関のニーズ（\*）に応じて評価が行われるように IP 価値評価モデルを多角化
  - \* IP 保証融資、IP 担保融資、IP 投資など、各々の特性に合った価値評価支援を要請
  - ※（産業別）保健産業分野における技術価値評価モデルの開発・適用
- 技術評価の質への信頼性を確保するために政府部処（科技情通部・特許庁など）共同で技術評価機関品質管理協議会を運営し、技術価値評価教育を実施
- 技術信用貸付の質的改善及び技術基盤の投資拡大（金融委）
- 技術信用貸付を定着させるために外部の技術信用評価（TCB、Tech Credit Bureau）以外にも銀行独自の評価力を強化するように誘導
  - ※ 自前の技術信用評価に基づく融資を技術金融の実績として認定
- 投資用技術金融評価（\*）を普及させるために技術金融投資ファンド（\*\*）を新たに造成し、既に造成されたファンドによる技術金融投資を拡大
  - \* 企業の貸倒れリスク予測に重点を置いた従来の技術信用評価とは異なり、企業の成長可能性を中心にして投資家観点の評価を強化し、優秀な技術企業に投資
  - \*\* 2015 年以後、成長はしごファンドを中心に計 9,660 億ウォン造成、4,869 億ウォンを投資（2017 年 12 月）
- IP 取引及びライセンスなど、IP への直接投資と収益化を図る特許管理金融会社（NPE、Non - Practicing Entities）型 IP ファンド（\*）の投資を拡大

\* 1,000億ウォン規模で造成して2015～2025年まで運用し、優秀な11件のIPに498億ウォンを投資（2017年末）

- IP金融人材の育成及び専門性の向上（特許庁）
- 金融人材のIP価値評価力を強化（\*）し、弁理士の教育課程などを改善（\*\*）して弁理士を将来のIP金融人材に養成
  - \* 金融研修院などで直接活用できるIP価値評価教育案の開発及び普及
  - \*\* 弁理士の義務研修教育などに投資審査役を招き、IP価値評価やIP投資技法を教育

**推進日程**

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ IP価値評価の専門領域特化及び信頼性向上を推進				
・保証・融資・投資につながるIP価値評価を支援（特許庁）	○	○	○	○
・金融機関・民間機関を中心に評価機関の拡大（特許庁）（拡大）			○	○
・金融需要に応じたIP価値評価モデルの多角化（特許庁）	○	○	○	○
・政府部処共同での品質管理協議会運営及び品質管理（産業部）		○	○	○
・技術評価機関向け教育（産業部）			○	○
□ 技術信用貸付の質的改善及び技術基盤の投資拡大（金融委）				
・銀行に技術信用貸付の資格付与 * 初の「全面実施」銀行の出現を誘導			○	
・技術金融投資ファンドによる投資拡大（拡大）	○	○	○	○
□ IP金融人材の育成及び専門性の向上（特許庁）				
・金融人材などのIP金融に関する技能向上を支援	○	○	○	○

## 2 第4次産業革命への対応及び新産業の創出に向けた強力な IP の確保

### 3. IP - R&D 戦略を通じた中核技術 IP の先取り

#### 3-1 IP 戦略と R&D の関係による優秀な IP 創出促進

##### 推進背景

□ 政府 R&D 予算の持続的な増加に伴って特許の量的成果は拡大したが、優秀な特許の割合は低い状況

\* 政府 R&D 予算 (兆ウォン) : (2011 年) 14.8 → (2013 年) 17.1 → (2015 年) 18.9 → (2017 年) 19.5 → (2018 年) 19.7

\*\* 政府 R&D の国内特許登録件数 : (2010 年) 4,641 件 → (2015 年) 14,975 件 → (2016 年) 16,670 件

\*\*\* 優秀な特許の割合 (2012~16 年) : (政府 R&D) 27.3%、(民間 R&D) 35.4%、(外国人) 43.1%

□ 第4次産業革命に関連する新技術の IP を確保しようと主要国及び企業が熾烈な争いを繰り広げている中、IP 戦略に基づく政府 R&D による新技術分野の源泉・核心特許の先取りが必要

※ 第4次産業革命関連の新技術特許登録 : (2010 年) 421 件 → (2012 年) 2,646 件 → (2015 年) 5,107 件 (2015 年、欧州特許庁)

※ AI 分野関連の特許出願 (累積) : (韓国) 約 1,400 件、(日本) 約 2,400 件、(米国) 約 4,800 件 (2016 年、特許庁)

##### 主要内容

□ R&D の全周期にわたる特許ビッグデータ分析の支援を拡大 (特許庁)

○ 特許ビッグデータ分析で未来の有望技術を発掘し、国家特許先取り戦略を提示

- (課題発掘段階) 第4次産業革命の中核分野などに対する特許ビッグデータ分析を行って政府 R&D 投資の優先順位を設定し、源泉・標準特許確保戦略の策定を支援

※ 革新成長エンジン分野 (知能化、融合・複合) の課題 : (2018 年) 173 件 → (2020 年) 248 件 → (2022 年) 354 件

※ 各技術の特性を反映するために特許分析設計段階から特許/技術別に外部専門家による検討などを経るなど技術別に分析方法を差別化

- (研究企画段階) 第4次産業革命の中核分野に対する特許動向調査を集中的に支援し、

研究前の企画段階から研究の妥当性検証を支援

- (研究遂行及び完了段階) 源泉・核心特許の確保が可能な分野を選んで大学・公共(研)に応じた特許戦略策定を支援し、研究結果をもとにした強力な特許設計を支援
- ※ 支援件数：(2018年) 特許戦略78件、特許設計84件
- (事後管理段階) R&D 課題と無関係の特許成果を提出する慣行を根絶するために深く踏み込んだ検証を実施し、公共機関が保有する未活用特許を診断
- ※ 公共機関の保有特許に対する診断支援機関：(2018年) 15ヶ所

＜ R&D の全周期にわたる特許ビッグデータ分析支援事業の内容＞

R&D の段階	課題発掘	研究企画/ 課題選定	課題遂行	課題完了及び 事後管理段階
特許技術の 調査分析 事業の内容	国家特許戦略の 青写真 作成・活用	政府 R&D の 特許技術動向調査	大学・公共(研) の特性に応じた 特許戦略支援	政府 R&D の 特許設計支援
		研究者中心の 戦略的な R&D - 事前企画支援		政府 R&D の 特許成果管理

- R&D 事業団の IP 成果管理を強化 (科技情通部、福祉部)
- 第4次産業革命の技術に関連する大型 R&D 事業団を中心に特許専任担当官 (CPO : Chief Patent Officer) 制度を段階的に導入し、専門機関 (科学技術雇用振興院) と連携して技術の事業化を支援 (\*)
  - \* IP 創出コンサルティング、技術マーケティング、事業化診断、投資誘致説明会など
- 保健医療分野の R&D 事業団に対して研究段階別の特許開発戦略策定を支援

推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ R&Dの全周期にわたる特許ビッグデータ分析の支援を拡大（特許庁）				
・革新成長エンジン分野の課題支援	○	○	○	○
・政府 R&D の特許技術動向調査事業の対象・範囲拡大				
- 中・大型 R&D 企画課題に対する特許動向調査を実施	○	○	○	○
- 研究者中心の戦略的 R&D - 事前企画支援を実施	○	○	○	○
・研究実行段階における優秀特許創出支援推進				
- 大学・公共（研）の特許戦略/設計を支援	○	○	○	○
・政府 R&D 特許成果の収集・管理体系改善				
- 政府 R&D 特許成果の踏み込んだ検証など調査分析を高度化	○	○	○	○
- 公共機関が保有する特許の診断支援事業を推進	○	○	○	○
□ R&D 事業団の IP 成果管理を強化				
・大型 R&D 事業の IP 成果管理強化（科技情通部）				
- 2018 年度の推進計画を策定	○			
- 特許専任担当官（CPO）を導入（研究段別に施行）（新規）	○	○	○	○
- 専門機関（科学技術雇用振興院）と連携してコンサルティング支援		○		
・保健医療の研究開発を特許につなげる支援（福祉部）		○	○	○

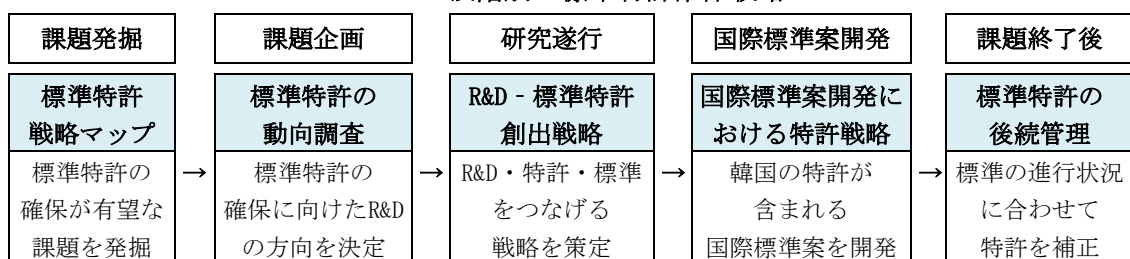
## 推進背景

- 技術の融合・複合が進むにつれ、機器間の信号・情報の交換及び互換などが重要化していることから、市場を先取りするにあたって国際標準の重要性が増大
- 韓国は標準特許のシェアが世界 5 位（\*）であるにもかかわらず、第 4 次産業革命の技術と密接に関係する ICT 分野の特許使用権では赤字（\*\*）状態が継続
  - \* 米国（25.5%）、フィンランド（20.7%）、日本（15.3%）、フランス（10.8%）、韓国（7.4%）の順（標準化機構、2017 年 6 月）
  - \*\* 知的財産権の貿易収支赤字（40 億ドル）のうち、ICT 分野の特許使用権の赤字が約 70%を占める（2015 年）

## 主要内容

- 第 4 次産業革命の新技術分野における R&D 段階別の標準特許確保戦略を支援（特許庁）
- 標準特許の確保が有望な課題を発掘して標準特許戦略マップ（\*）を構築し、特許成果物が標準特許として完成するまで後続管理
  - \* 13 大革新成長エンジン分野のうち、国際標準との関連性が高い自動運転車、人工知能、ヘルスケアなど 10 分野について推進（～2022 年）：  
（2017 年）1 分野→（2018 年）2 分野

## &lt; R&amp;D 段階別の標準特許確保戦略 &gt;



- 標準特許エコシステムを活性化するためのインフラを構築（特許庁）
- 標準化機構などに散在している標準特許情報を DB として構築し、産学研に統計及び詳細情報を提供
- 国民が標準特許に関する最新情報を手軽に得られるよう専門紙を発刊（四半期毎）
- 中小・中堅企業の国際標準化スキル及び R&D - 標準の連係を強化（産業部）
- 国家技術標準院や特許庁と協業し、技術力を有する中小・中堅企業を対象に標準特許の

創出を支援

- 産業中核技術及びエネルギー技術の R&D 企画段階で、標準化につなげるための課題を継続的に発掘

**推進日程**

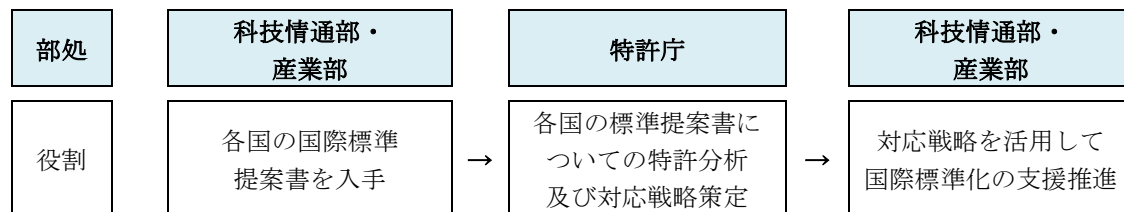
推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
<input type="checkbox"/> 第 4 次産業革命の新技术分野における R&D 段階別の標準特許確保戦略を支援（特許庁）				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R&amp;D - 特許 - 標準の三角連係を推進（拡大）</li> <li>- 標準特許創出戦略を支援</li> <li>- 標準特許後続管理を支援</li> </ul>	○	○ ○	○	○ ○
<input type="checkbox"/> 標準特許エコシステムを活性化するためのインフラを構築（特許庁）				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準特許 DB を構築</li> </ul>		○		○
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 標準特許専門紙を発刊</li> </ul>	○	○	○	○
<input type="checkbox"/> 中小・中堅企業の国際標準化スキル及び R&D - 標準の連係を強化（産業部）				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 中小・中堅企業を対象に国家標準技術力向上事業を推進</li> </ul>	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ R&amp;D - 標準をつなげる連係課題を発掘</li> </ul>		○		

## 推進背景

- 国内技術の国際標準化を誘導し、海外へのロイヤリティー流出を最小限に抑えるために標準化活動と特許権利化の緊密な連係が必要

## 主要内容

- 国際標準対応体系を構築（特許庁）
- 科技情通部（国立電波研究院）・産業部（国家技術標準院）が運営している国際標準対応委員会と連携し、ブロックチェーンなどの対応が急がれる分野を中心に先制的な特許戦略策定を目指して、政府部処が一体となった国際標準共同対応体系を構築



- 標準化機構の日程に合わせ、韓国の特許技術の国際標準化に向けた戦略を密着支援（年2回以上）
- 国際標準化機構のイニシアチブ確保基盤を構築し、民間フォーラムを支援（科技情通部）
- 第4次産業革命の技術分野における国際標準化の専門家を集中的に支援し、議長団への進出拡大を後押し
- ASTAP/AWG（\*）などアジア太平洋地域における標準化協力の場や、日中韓 IT 標準協力を通して国際機構内の友好的な票を確保し、協力を推進
  - \* APT（アジア・太平洋電気通信共同体、Asia-Pacific Telecommunity）傘下の標準化機関（ASTAP; APT Standardization Program）及び無線グループ会議（APT Wireless Group）
- デファクト（事実上の）標準化機構（\*）に対応するための融合フォーラムなどに支援を拡大
  - \* フォーラム又はコンソーシアムの形で標準化活動を行う非公式民間機構（oneM2M（IoT分野の標準化協力体）、IEEE（国際電機電子技術者協会）など）
- 国際標準化活動の専門性と認識を引き上げ（科技情通部、特許庁）
- AI、IoT、ビッグデータ、5G など融合分野の標準技術動向について情報提供及び教育を実施



○ R&D 人材及び特許専門家（弁理士）を標準特許の専門家に育成するための教育を実施

支援対象	教育プログラム
R&D 人材	・ 核心標準特許の確保戦略教育（年中）
弁理士	・ 標準特許専門の弁理士養成教育（年 2 回） - 標準特許の請求項作成、標準特許の訴訟などに関する実務教育
フォーラム・ 協会のメンバー	・ 標準特許への認識拡散教育（年 4 回） - 標準特許の概念、標準化手続きなどに関する基礎的な内容の教育
将来の R&D 人材 （大学・大学院生）	

#### 推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
<input type="checkbox"/> 国際標準対応体系を構築（特許庁） ・ 標準の制定に合わせた特許対応支援	○	○	○	○
<input type="checkbox"/> 国際標準化機構のイニシアチブ確保基盤を構築し、 民間フォーラムを支援（科技情通部） ・ 国際標準化機構のイニシアチブ確保 ※ 国際標準化の新たな専門家と ICT 標準化フォーラムを選定	○			
・ アジア太平洋地域及び日中韓における協力強化 ※ ASTAP/AWG 国際会議及び日中韓 IT 標準協力会議		○	○	
<input type="checkbox"/> 国際標準化活動の専門性と認識を引き上げ（特許庁） ・ 標準化専門人材の養成 ※ 標準技術動向についての情報提供		○		○

## 推進背景

- 出捐（研）は研究成果の 87%以上を特許出願（\*）しているが、活用率（\*\*）は 48.1%にとどまるなど、活用価値の高い成果は不十分
  - \* 発明申告件数に占める特許出願件数の割合：87.9%（2016 年、知的財産に関する実態調査）
  - \*\* 保有特許数に占める活用（自社活用、移転、現物出資など）件数の割合
- 政府 R&D を基盤とする高品質 IP を創出して活用性を高めるためには、公共研究機関の体系的な IP 戦略の策定及び特許管理が必要

## 主要内容

- 各出捐（研）の特性に合った IP 経営戦略の高度化を推進（科技情通部）
- 各出捐（研）の特性（任務・技術分野など）に合ったコンサルティングに基づいて IP 経営戦略を策定（\*）し、実用化可能性が高い事業を対象に IP ポートフォリオ（\*\*）のモデルを構築（国家科学技術研究会が支援）（新規）
  - \* 研究会所管の出捐（研）に対する機関評価のうち、研究成果計画と IP 経営戦略をつなげて評価
  - \*\* 個別特許の価値を高めるために特定の技術分野・機能・部品・製品・サービスなどに関連する特許情報を集めて戦略的に管理するもの

## &lt; IP ポートフォリオ構築の流れ &gt;



- 出捐（研）の技術移転専任組織（TLO）のスキルを強化（科技情通部）
- 出捐（研）の TLO 人材への教育を充実化（国家科学技術人材力開発院と連携）し、技術取引士・技術価値評価士など、関連資格の取得を支援
- 技術事業化を妨げる問題点を発掘するために「出捐（研）TLO 協議体」を運営

- 特許の出願及び未活用特許を体系的に管理（科技情通部、特許庁）
- 出捐（研）の特許活用度を高めるために、企業ニーズに基づいた R&D 課題を中心に特許戦略支援を拡大
  - ※ 企業ニーズに基づく課題：（2017 年）25 件→（2018 年）33 件（予定）
- 出願前に技術性・特許性・市場性に基づいて特許価値を判断し、差等管理する「発明等級制（出願・保留・脱落）」を施行
- 大学・出捐（研）の未活用特許を分析・診断し、等級ごとに差をつけて管理
  - ※ 公共機関保有特許診断支援事業（特許庁）：（2018 年）15 件支援予定
  - ※ 出捐（研）の場合、生命研、機械研、電気研、化学研など 10 機関で試験的に実施
    - 出捐（研）の技術料使用ガイドラインを改正し、優秀等級の特許は出資金・技術料などを活用して集中的に支援

### 推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ 各出捐（研）の特性に合った IP 経営戦略の高度化を推進（科技情通部）				
・各出捐（研）に合った IP 経営戦略コンサルティング推進				○
□ 出捐（研）技術移転専任組織（TLO）のスキルを強化（科技情通部）				
・出捐（研）TLO への教育、資格取得支援	○	○	○	○
□ 特許の出願及び未活用特許を体系的に管理				
・未活用特許の等級化管理機関拡大（科技情通部）			○	○
・企業ニーズに基づいた R&D 課題を中心に特許戦略への支援拡大（特許庁）（拡大）	○	○	○	○
・公共機関保有特許の診断支援実施（特許庁）				
- 保有特許を支援するための等級診断指標を構築	○			
- 事業公告、支援機関選定、診断及び戦略コンサルティングを支援	○	○	○	○

## 4. 新技術・新産業に対応した IP インフラの構築

### 4-1 新技術・新産業の登場に対応した IP 保護体系の整備

#### 4-1-① 新技術の IP に対する保護体系確立

##### 推進背景

- 人工知能・ビッグデータ・3D プリンティングなど、第 4 次産業革命の到来と新技術の発展に伴い、新たに台頭してきた著作権をめぐる争点について検討が必要
- ※ (日本) 人工知能による創作物、3D プリンティング及びビッグデータの活用における法的な問題点を検討 (2016 年 4 月)

##### 主要内容

- 未来の著作権環境にふさわしい著作権法制度の改善方向を研究 (文体部)
- 人工知能、3D プリンティングなど国際的な議論レベルに合わせて検討すべき事案について、「第 4 次産業革命と著作権」協議体を通して著作権 이슈を研究し、議論を展開

##### <主な新技術別の著作権 이슈>

新技術	著作権 이슈 (例示)
人工知能	○ 人工知能による創作物の著作権認定可否、権利帰属主体、保護期間・範囲など ○ 人工知能によるビッグデータ収集・活用における著作権侵害問題など
ビッグデータ	○ ビッグデータ収集・分析過程での著作物のコピーに対する著作権侵害免責の必要性、及び許容範囲など
仮想現実 (AR)・拡張現実 (VR)	○ 既存キャラクターの使用及び背景に用いる著作物の権利処理問題 ○ VR に登場する人物に対するパブリシティ権、肖像権などに関する論議など

- ビッグデータ産業活性化に向けた著作権法改正を推進 (文体部)
- ビッグデータ収集・処理時に発生するコピー行為に対し、著作権責任の免責を認める規定を追加 (新規)

##### 推進日程

- 「第 4 次産業革命と著作権」の専門家協議体構築及び運営 (2018 年 5~12 月)
- ビッグデータ関連の著作権法改正 (2018~19 年)

## 推進背景

- SW の流通がオフラインからオンライン中心へと転換していることから、特許技術が含まれたオンライン上の SW を保護するために特許法及び審査体系の整備（\*）と、
- 主要国に比べて高い SW の違法コピー率（\*\*）を低下させるために、公共・民間部門に対する SW 管理の強化及び能動的著作権保護体系の構築が必要
  - \* 現行特許法上、無権利者が特許技術の含まれた SW を記録媒体（CD など）を通じて流通させれば特許侵害になるが、オンライン上で流通させた場合に侵害になるかどうか不明確
  - \*\* SW の違法コピー率：（米国）17%、（日本）18%、（韓国）35%（2015 年、BSA 発表）
- SW 市場は商用 SW から開放型 SW である「オープンソース SW」に変化（\*）しているが、韓国のオープンソース SW ライセンスに対する認識は低い（\*\*）うえ、管理体系も不十分であるため、著作権紛争の発生可能性が常に存在
  - \* 韓国のオープンソース SW 市場規模：（2017 年）1,834 億ウォン→（2020 年）2,862 億ウォン（予想）（オープンソース SW の市場規模及び展望/情報通信産業振興院）
  - \*\* オープンソース SW のライセンス義務事項に対する認識レベル：29 点～36 点（100 点換算）（2016 年、韓国のオープンソース SW ライセンスに対する認識調査（韓国著作権委員会））

## 主要内容

- 特許技術が含まれた SW のオンライン保護体系を構築し、特許審査を充実化（特許庁）
- 特許技術を無断で使用した SW のオンライン流通（伝送）行為を特許侵害行為として追加するために関係部処の協議を通して「特許法改正」を推進
- 特許技術が含まれた SW の審査基準に対する診断に基づき、審査必要事項・事例を追加するなど審査基準を再確立し、国際的な議論チャンネルを構築
  
- 正規 SW の使用を管理し、違法 SW の根絶を強化（文体部）
- 公共機関に SW の正規品使用文化を定着させるために、自主点検及び現場点検の対象機関（\*）を拡大し、公共機関の担当者を対象に SW 管理教育（\*\*）を実施
  - \* （2017 年）260 の機関→（2018 年）280 の機関
  - \*\* （2017 年）26 回、1,827 人→（2018 年）26 回、2,200 人（20%増）（目標値）
- 民間の違法 SW 使用を根絶するために、オンラインサービス提供者への是正勧告や違法 SW アップローダーの取締りを実施し、SW 点検ツールの配布や機能を改善
  - 中小企業（3,090 社）及び小中高の教師を対象に正規 SW の使用教育・相談を実施（年中）

- オープンソース SW 活用基盤の構築及び活性化を支援（文体部）
- オープンソース SW プロジェクト DB の拡大及び整理、海外資料のハングル化拡大など、オープンソース SW のライセンス検査ツールや総合情報システム（OLIS、\*）を高度化
  - \* Opensource SW License Information Systems
- 韓国の中小 SW 開発企業を対象にオープンソース SW ライセンス・コンサルティング、SW 開発者及び法律家を対象に専門教育課程を運営
  - 認識改善のために関連協会・団体間の協力体系を構築し、国民への広報（\*）を実施
    - \* オープンソース SW に関するニュースレターの製作・配布、青少年向け映像教育、SW・IT 関連媒体での広報など

**推進日程**

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ 特許技術が含まれた SW のオンライン保護体系を構築し、特許審査を充実化（特許庁）				
・特許法改正案の策定及び改正推進	○	○	○	○
・特許技術が含まれたSWに対する審査基準の国際調和推進	○	○	○	○
※ 審査基準の診断・再確立及び国際議論チャンネルの構築				
□ 正規 SW の使用を管理し、違法 SW の根絶を強化（文体部）				
・能動的 SW 保護体系の構築				
- 公共機関の実態点検及び巡回教育実施（拡大）		○	○	○
- SW の違法コピー防止活動、及び SW の自主点検ツールの配布・機能改善	○	○	○	○
□ オープンソースSW活用基盤の構築及び活性化を支援（文体部）				
・オープンソース SW のライセンス活性化				
※ 総合情報システム事業や、認識改善及びコンサルティング・専門教育課程を推進	○	○	○	○

## 推進背景

- SW の著作権侵害類型が多様化・複雑化する中、紛争解決につながる迅速で信頼性ある鑑定を提供するために SW 鑑定の専門性強化が必要

## 主要内容

- 著作権調停制度の安定的な運営及び広報強化を推進（文体部）
- SW 著作物をめぐる紛争を担当する調停部を拡充し、調停委員向けの SW 専門教育を拡大
  - 利用者の利便性を向上させるために、地方巡回調停部及びオンライン紛争調停システムを運営
- 関連機関と調停制度活性化案について議論し、IT 企業を対象に SW 調停制度を広報
  
- SW 紛争に関する専門鑑定機能を強化（文体部）
- SW 著作権の侵害・紛争について類型別に効果的な対応を行うために、SW 鑑定団向けの専門教育を実施し、専門鑑定技法の発掘及びノウハウ共有を推進
- SW 紛争 이슈の調査・研究を行う WG を運営し、SW 鑑定評価学会のネットワークを強化し、SW 鑑定ツール（exEyes 5.0）の正確性・信頼性を引き上げ

## 推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ 著作権調停制度の安定的な運営及び広報強化を推進（文体部）	○	○	○	○
□ SW 紛争に関する専門鑑定機能を強化（文体部）				
・ SW 鑑定団の技能強化及び SW 鑑定専門委の運営	○	○	○	○
・ SW 鑑定 WG の運営及び SW 鑑定ツールの高度化		○	○	
・ SW 鑑定評価学会の開催支援		○		○

## 推進背景

- 第4次産業革命時代において特許は技術革新の原動力として重要性が増大しているが、韓国では特許の無効率が高く（\*）、審査の質に対する評価も相対的に低い（\*\*）
- \* 特許無効審判認容率（%、2016年）：（韓）49.1、（日）25.1、（米）28.5（2012年9月～2016年）  
（特許無効審判認容率：特許無効審判請求があったうち、無効審決が下りた比率）
  - \*\* 特許審査の質ランキング：欧州＞日本＞米国＞韓国＞中国（2017、英国 IAM Magazine）
- 技術の融合・複合化といった第4次産業革命に対応した審査体系を整備し、審査官の審査処理件数を適正化するなどして審査の質の革新が必要

## ＜五庁（IP5）の特許審査処理状況＞

区分（2016年基準）	韓国	日本	米国	欧州	中国
審査処理期間（ヶ月）	10.6	9.5	16.2	8.0	12.9
特許1件当たり投入時間（時間）	11.0	17.4	26.0	34.5	29.4
1人当たり審査処理件数（件/年）	217（182*）	171（115）	77	58	68

\*（ ）は先行技術調査の外部用役導入による審査業務軽減効果を反映した実質処理件数

## 主要内容

- 第4次産業革命に備えて審査組織及び審査方式を改編（特許庁）
- 第4次産業革命の各中核分野を専門とする審査官からなる多様な専任審査組織（例：AI審査課、IoT審査課など）の整備を推進
- 技術融合・複合化を考慮した3人協議審査（\*）の導入、産業現場の専門家の知識を審査に活用する産業現場疎通型公衆審査の拡大（\*\*）など、協力審査を活性化
- \* 欧州特許庁は全ての審査件に対し、3人協議審査を実施中
  - \*\*（現行）太陽電池、建設など25分野→（改善後）AI、IoTなど30分野
  - 審査官と先行技術調査員との対面協議により調査品質を高める審査協力型先行技術調査（\*）の定着化
  - \* 全体調査に占める審査協力型調査の割合：（2015年）30%→（2016年）60%→（2017年）65%→（2018年）70%



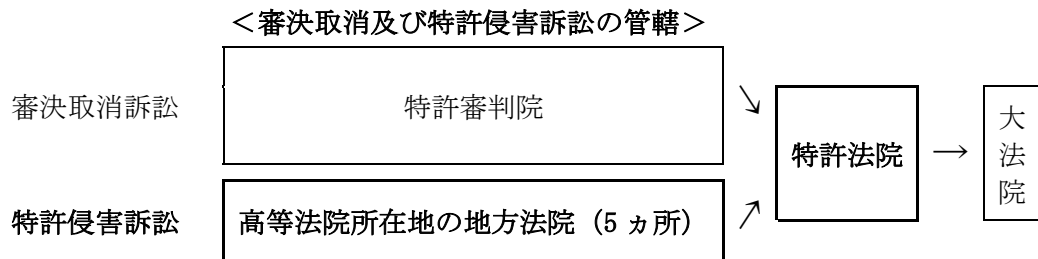
- 審査の質向上に向けて審査人材を拡充（特許庁）
- 審査官 1 人当りの処理件数（\*）を主要国レベルまで適正化するために審査人材を段階的に増員し、関連予算を確保
  - \* （2015 年）221 件→（2016 年）217 件→（2017 年）205 件→（2018 年）190 件
- AI、ロボット、生命工学など、先端技術分野の専門審査人材を拡充するために各技術分野の優秀な理工系人材を審査官として補充
  - ベテラン科学技術者、キャリアが途絶えた女性人材などを審査官として活用
- 審査力強化に向けてインフラを拡充（特許庁）
- 審査官の経歴に合わせた法制教育及び現場中心の技術教育を強化し、技術分野ごとに外部の先行技術調査専門機関を育成
- AI 技術の特許検索及び相談サービスに試験的に適用（\*）し、
  - \* （2017 年）（検索/相談）分析・設計→
  - （2018 年）（検索/相談）パイロットモデル開発→
  - （2019 年）（検索）モデル開発完了、（相談）サービス高度化
  - ミスのない審査実施を支援するために、検索/審査システムにおける検索結果の精度改善及び審査官の要求事項を反映した便利な機能を提供
- 中国の特許文献引用をサポートするために中韓機械翻訳辞典の充実化を推進
  - ※ 中国特許文献の引用件数（件）：（2013 年）197→（2014 年）436→（2015 年）1,213→（2016 年）2,666

#### 推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ 第 4 次産業革命に備えて審査組織及び審査方式を改編（特許庁）				
・ 複数審査官による協議審査（新規）、産業現場疎通型公衆審査の運営（拡大）		○	○	
・ 先行技術調査事業の計画策定・運営	○	○	○	○
□ 審査の質向上に向けて審査人材を拡充（特許庁）				
・ 審査人材の増員要求及び協議推進（拡大）		○	○	
□ 審査力強化に向けてインフラを拡充（特許庁）				
・ 審査官の求める検索/審査システムのサービス提供			○	
・ 中韓機械翻訳辞典の充実化				○

## 推進背景

- 法院（裁判所）と特許審判院とで特許無効をめぐり異なる結論が出される可能性が常にあることから、審決・判決の一貫性・迅速性向上が必要
- 特許審判に対する特許法院の審決取消の増加（\*）を防ぎ、特許審判の結果に対する紛争当事者の満足度を高めるために審判品質の向上が必要
  - \* 審決取消率：（2015年）24.2%→（2016年）25.3%→（2017年）25.1%



## 主要内容

- 特許紛争の迅速な解決に向けて特許訴訟・審判体系を改善（特許庁）
- 審判事件を3ヶ月以内に処理する「迅速審判制度」を持続的に管理
  - ※ 迅速審判制度の導入（2015年）後の平均処理期間：96日（全体審判：10ヶ月）
- 審判当事者の防御負担を軽減し、審判遅延を防ぐために、過度に遅く提出される証拠・理由を制限する規定（\*）を導入
  - \* 日本・米国などは審判請求書（請求理由）の補正時期を制限しているが、韓国では補正や証拠提出がいつでも可能
  - 特許法院の弁論終結後に訂正審判（\*）請求ができる時期を制限
  - ※ 無効審判で大法院が破棄差戻しを行った件のうち、訂正審判で破棄される割合：40%（15件/38件、直近5年）
- 民事（侵害）法院の知財権侵害事件について、法院と特許審判院との間で提訴通知（\*）及び審判情報の共有を活性化
  - \* 法院の提訴通知件数：（2015年）175件→（2016年）301件→（2017年）366件
- 特許審判の質向上を推進（特許庁）
- 特許法院審決取消事件について、類型別、争点別に原因を分析・共有（毎四半期）
- 顧客が求める審判を行うために争点の把握に役立つ口頭審理/事件説明会の開催を拡大し、「遠隔映像口頭審理システム（\*）」の運営を活性化

\* 遠隔映像口頭審理の開催件数：(2015年) 189件→(2016年) 248件→(2017年) 272件

推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ 特許紛争の迅速な解決に向けて特許訴訟・審判体系を改善（特許庁）				
・迅速審判制度の持続的な管理	○	○	○	○
・証拠の適時提出導入及び訂正審判請求時期の制限（特許法改正）			○	○
・法院 - 特許審判院間の情報共有の活性化	○	○	○	○
□ 特許審判の質向上を推進（特許庁）				
・審判の品に対する評価の強化	○	○	○	○
・顧客の求める審判実施				
- 口頭審理/事件説明会の運営拡大	○	○	○	○
- 遠隔映像口頭審理システムの運営活性化	○	○	○	○

---

---

### 3 起業と中小・ベンチャー企業の成長に必要な IP 競争力の強化 及び公正な秩序の確立

---

---

#### 5. 革新型の起業及び中小・ベンチャー企業の IP 活動への支援強化

---

---

##### 5-1 中小・ベンチャー企業の IP 活動への支援強化

---

##### 5-1-① IP を基盤にした革新型起業の活性化

---

###### 推進背景

- 新たな産業・ビジネス・雇用を創出するためには創造的なアイデアや技術を基盤とした「革新型起業（\*）」の活性化が必要
  - \* 革新型起業の場合、起業後 3 年間生き残る比率が全体平均の 2 倍（50%）で、雇用規模は 3 倍（8～9 人）（2015 年、サムスン経済研究所）
  - ※ 米国の革新型起業の割合は 54%と、韓国（21%）の約 2.6 倍（2016 年、現代経済研究院）
- スタートアップの特許競争力を強化するために、個別企業のニーズに合わせて支援時期・規模・内容などの柔軟な運用が必要

###### 主要内容

- スタートアップ特許バウチャー事業を施行（新規）（特許庁）
- 第 4 次産業革命に関連する挑戦的課題（\*）に取り組んでいる技術・IP 基盤のスタートアップは、特許バウチャーを活用して IP サービス（\*\*）と機関の自由な選択・利用が可能
  - \* 新たな製品・サービス・工程の開発、又は既存製品などの画期的な改善
  - \*\* 国内外 IP の権利化、特許調査分析、特許技術価値評価、技術移転など
  - ※（支援規模）計 903 百万ウォン、約 100 社を支援
    - オンライン管理システムを構築し、起業支援機関や説明会等を通して広報
- IP を基盤とした起業を促すために起業段階別の支援を強化（特許庁、自治体）
- 起業準備者がアイデアから事業アイテムを手軽に生み出せるように各地域の IP 起業促進拠点を通じて「IP 礎プログラム（\*）」を推進
  - \* 個人及び起業準備者の優秀なアイデアを起業につなげるために、アイデア創出教育、アイデアの具体化及び権利化（特許出願）、アイデアの製品化（3D 模型の製作）、起業コンサルティングを支援

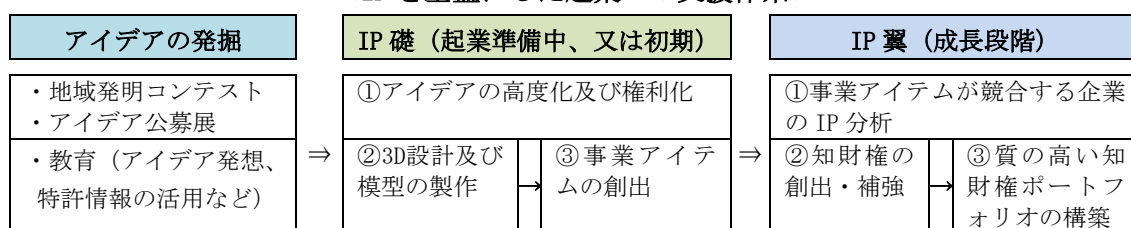
※ アイデア支援件数：(2017年) 680件 (2,650百万ウォン) → (2018年) 930件 (3,668百万ウォン)

○ スタートアップ特化型コンサルティングを実施する「IP翼プログラム(\*)」を推進

\* 起業後7年以内の中小企業に対し、IP経営という観点から総合的な戦略策定を支援するために、特許専門家による密着型IPコンサルティング、IPソリューションを提供(3ヶ月間)

※ スタートアップの数：(2017年) 270社 (3,597百万ウォン) → (2018年) 420社 (5,586百万ウォン)

<IPを基盤にした起業への支援体系>



□ 保健産業におけるIPを基盤にした起業を支援(福祉部)

○ 保健・医療分野の優秀なスタートアップを育成するために、試作品製作及び技術移転の専任組織などとのネットワーク形成を支援し、投資への橋渡しなどを推進

□ 大学内起業を活性化(中企部、科技情通部、教育部)

○ 実験室での起業(\*)を育成するために、研究成果が優秀で実験室での起業への支援意志が強い大学を「実験室特化型起業先導大学」に選定(5大学)して支援(\*\*)し、技術起業支援事業と連携(新規)

\* 大学、出捐(研)の実験室(Lab)で生まれた論文・特許を基盤とした起業のことで、革新技術を活用して新たな市場を生み出すという点で「アイデア起業」と区別

\*\* (教育部) 学士制度の改編、起業奨学金の支給、

(科技情通部) R&D、(中企部) 試作品の製作、スペースの提供など

○ KAISTなど科学技術院(\*)の大学(院)生を対象に、起業融合型専門修士学位の取得及び学生起業教育の実施、実戦型起業キャンプの運営、海外インターンの派遣などを支援(年中)

\* 韓国科学技術院(KAIST)、光州科学技術院(GIST)、大邱慶北科学技術院(DGIST)、蔚山科学技術院(UNIST)

推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ スタートアップ特許バウチャー事業を施行（特許庁） （新規）				
・ オンライン事業管理システムの構築	○	○	○	○
・ 事業説明会の開催などで広報	○	○		
・ バウチャーの申請・選定及び懇談会の開催	○		○	○
□ IP を基盤とした起業を促すために起業段階別の支援 を強化（特許庁）				
・ IP 礎プログラム運営（拡大）	○	○	○	○
・ IP 翼プログラム運営（拡大）	○		○	
□ 保健産業における IP を基盤とした起業を支援 （福祉部）				
・ 起業アイデアコンテストの運営	○			
・ 起業育成支援プログラムの運営など		○	○	○
□ 大学内起業を活性化				
・ 実験室特化型創業先導大学の育成 （中企部、科技情通部、教育部）		○	○	○

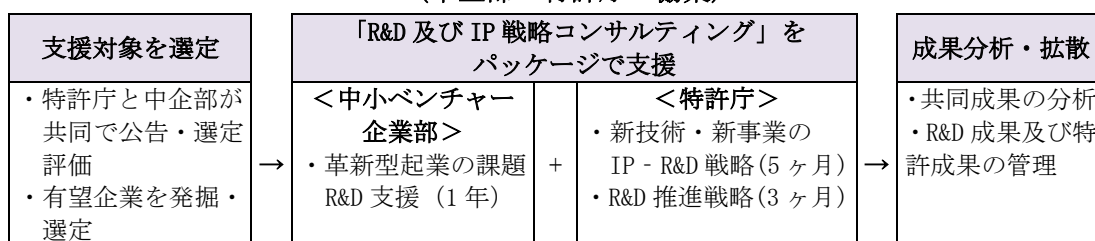
## 推進背景

- IP 保有の有無はスタートアップ生き残りのカギ（\*）であり、源泉特許の確保には IP 戦略に基盤を置いた R&D が必要
  - \* 特許を保有するスタートアップはスタートアップ全体の平均値と比べ、起業 5 年以降の雇用成長率が 54.5%、売上成長率が 79.5%、ベンチャーキャピタルからの投資が 47%高い（2017 年、ハーバード経営大学院）
- 出捐（研）が中小企業向けに技術支援を行っているが、現場のニーズを十分に反映できていない場合があり、
- 中小企業の専門性不足や費用不足により、事業化及び国際標準化活動に困難が発生

## 主要内容

- 第 4 次産業革命の中核分野及び技術分野別の IP - R&D 支援を強化（特許庁）
- 第 4 次産業革命の中核分野を中心に IP - R&D 戦略への支援を拡大（\*）
  - \* 人工知能、モノのインターネット、ビッグデータ、3D プリンティングなどへ支援：（2017 年）57 件→（2018 年）73 件（予定）
- 技術分野別（ICT、製薬・バイオなど）の特性を考慮した IP 戦略支援を強化
- 企業を対象に R&D の全周期にわたる IP 戦略策定を支援（中企部）
- グローバル強小企業を対象に「IP 競争力の診断 - IP 戦略策定 - 権利化 - 活用」の全周期にわたって企業が必要とする支援を行い、国内外 IP の出願成果を追跡調査
  - ※ 特許戦略専門家（Patent Director）による個別企業のニーズ把握及び密着支援
- 核心・源泉特許を確保するために、世界的企業に成長する潜在力を持つ中小・中堅企業（World Class 300、\*）を対象として R&D の全周期にわたり IP 戦略を支援
  - \* 成長への意志と潜在力を備えた中小・中堅企業を世界的な有望企業に育成する事業
  - ※ 特許成果の管理が必要な特許に対し、特許の質的レベル引き上げ策を設計
- 部処間の協業による R&D 及び IP - R&D 共同事業を推進（特許庁、中企部）
- 革新型スタートアップの R&D 成果及び事業化成功率を上げるために部処（中企部と特許庁）が共同（\*）で R&D 資金と IP - R&D 戦略をパッケージにして支援（新規）
  - \* 中企部が 72 億ウォン（R&D）、特許庁が 32 億ウォン（IP - R&D コンサルティング）を投入し、計 40 の課題を支援

＜革新型スタートアップへの「R&D + IP 戦略」課題支援プロセス  
(中企部・特許庁の協業)＞



- R&D の企画段階から IP - R&D を通して企業が共同参加する研究開発課題と参加企業を発掘し、R&D 資金を連携支援 (新規)

＜中小企業ネットワーク型技術開発特許分析企画課題の支援プロセス  
(中企部・特許庁の協業)＞

【R&D 企画段階】 * 計 30 の課題			【共同 R&D 段階】		
区分	政府出損金 (100%)	支援期間	区分	政府出損金 (65%)	支援期間
①特許分析企画 (R&D 企画 + IP - R&D 戦略)	3 千万ウォン + 8 千万ウォン	6 ヶ月	②共同 R&D 資金支援	6 億ウォン	2 年
①R&D 企画	3 千万ウォン	6 ヶ月			

- 中小企業のニーズに基づいた R&D を活性化 (科技情通部、特許庁、産業部)
- 出捐 (研)・中小企業間での、ニーズに基づいた R&D 共同研究を拡大
  - ※ 出捐 (研) の主要事業費を活用し、参加企業も研究開発費の一定割合を負担するが、負担比率は企業規模に応じた差等割とする
- 中小企業のニーズに基づく出捐 (研) の R&D 課題に対して、特許創出への支援を拡大
- ベンチャーキャピタルなどの民間投資と連携し、事業化責任企画団 (BD : Business Director) 制度による事業化コンサルティングを密着支援
  - 各部処の R&D 研究成果を有する企業に対し、後続事業化を支援
  - ※ 特許法人、技術取引・評価機関などが「促進 BD」として各企業に適した支援を行い、ベンチャーキャピタルなどの投資機関が「投資 BD」として株式投資の形で事業化資金を支援
- 標準特許強小企業を育成 (特許庁)
- 優秀な技術を保有する中小・中堅企業を対象に、R&D - 特許 - 標準連係戦略を事前企画 (1 年目) した後、科技情通部などの標準化支援事業と連携
  - ※ 2018 年に、中小・中堅企業 7 社への標準特許インキュベーション (事前企画) を実施予定



推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ 第4次産業革命の中核分野及び技術分野別の IP - R&D 支援を強化（特許庁）				
・ 第4次産業革命の中核分野への IP - R&D 支援の拡大（拡大）	○	○	○	○
・ 技術分野別の特性に合った IP 戦略支援の強化	○	○	○	○
□ 企業を対象に R&D の全周期にわたる IP 戦略策定を支援（中企部）				
・ グローバル強小企業の IP 競争力診断及び IP 戦略策定		○	○	○
・ ワールドクラス 300 事業の推進	○	○	○	○
□ 部処間の協業による R&D 及び IP - R&D 共同事業を推進（特許庁、中企部）				
・ 革新型スタートアップへの「R&D+IP 戦略課題」支援	○	○	○	○
・ 中小企業ネットワーク型技術開発特許分析企画課題の支援	○	○	○	○
□ 中小企業のニーズに基づいた R&D の活性化				
・ 出捐（研）・中小企業の共同研究ガイドライン（案）策定（科技情通部）			○	
・ 政府 R&D の優秀特許創出支援（特許庁）	○	○	○	○
・ 民間投資連携型/政府部処連携型の事業化支援（産業部）	○	○	○	○
□ 標準特許強小企業を育成（特許庁）				
・ R&D - 特許 - 標準の連係についての事前企画	○	○	○	○

## 推進背景

- 特許紛争は資金事情が劣悪な中小企業の経営に深刻な悪影響をもたらし、直接的な紛争の他に IP 関連費用（\*）も大きな負担として作用
  - \* 海外出願、国内外の審判・訴訟、特許保証、特許技術価値評価など
- ※ 訴訟費用/損害賠償金：（韓国）2 億ウォン/ 5.9 千万ウォン、（米国）200 万ドル/ 200 万ドル
- ※ 産業財産権の出願・維持費用：（中堅企業）1 億ウォン、（中小企業）4.2 千万ウォン（2015 年）

## 主要内容

- 中小企業特許共済事業（\*）を推進（特許庁）

\* 中小企業間の相互扶助を目的として企業が納付する共済掛金などを基に財源を準備し、特許出願及び IP 関連の訴訟費用などを支援する制度（2017 年 11 月導入）

- 推進根拠：「発明振興法」第 50 条の 4（知的財産権関連共済事業の管理・運営、第 50 条の 5（特許共済事業の委託及び資金造成など）

- 海外出願、訴訟対応などに必要な IP 関連費用を「先に貸与し、後で長期分割返済する」方式で支援し、紛争対応には専門家によるコンサルティングを提供（年中）
  - ※（推進日程）発明振興法施行（2018 年 5 月）→同法施行令改正中（特許共済事業の委託機関指定）→事業開始（2019 年～）
- 紛争対応コンサルティング及び訴訟保険を支援（特許庁、自治体）
- 被害が予想される、あるいは被害を受けた中小・中堅企業を対象に、紛争対応戦略策定のためのコンサルティング費用（\*）を支援（年中）
  - \* コンサルティング費用の 70%以内で、最大 280 万ウォンを支援（中小 70%、中堅 50%支援）
- 輸出（予定）企業のニーズを反映した様々な訴訟保険商品（\*）を運営し、知財権訴訟保険の加入保険料を支援（\*\*）（年中）
  - \* 2016 年に団体・特化保険、2017 年に多年度（2 年）保険を発売するなど、計 6 種を運営中
  - \*\* 中小企業には加入保険料の 50%、中堅企業には 30%を支援

## 推進背景

- 産業の高度化に伴い、優秀な技術と発明の多くは企業・研究所・大学で生まれるようになったため、職務発明制度の導入拡散及び制度の合理化が必要
- ※ 直近5年間（2012～2016年）における国内特許出願の約80%は職務発明

## 主要内容

- 職務発明制度の拡散に向けた支援強化及び認識改善を推進（特許庁、自治体）
- 職務発明補償の優秀企業認証を受けた中小企業が関連事業に参加した場合に加点を与え、「特許料等の徴収規則」を改正して特許料の減免を延長
- 地域専門家（\*）を養成し、地域所在企業に個別対応型コンサルティングを提供
  - \* 弁理士・会計士・税理士などが総合的なコンサルティングを提供
- 説明会を拡大開催し、広報映像及び職務発明規定の標準モデルなどを配布
- 制度合理化のために専門家フォーラムを開催し、職務発明の最新判例を調査・分析
  
- 公共分野の職務発明制度を活性化（特許庁、自治体）
- 国家が公務員に対して職務発明継承意志を通知しなければならない期間を明記し、公務員の職務発明申告及び秘密保持義務履行の方案を策定
- 発明機関の長又は国有特許業務受託機関（\*）に国有特許権処分権限を委託
  - \* 農業技術実用化財団（農業・畜産分野）、韓国林業振興院（山林分野）、韓国発明振興会（その他分野）
- 地方公務員による特許出願・登録及び維持管理を支援し、補償金を支給

## 推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ 職務発明制度の拡散に向けた支援強化及び認識改善を推進（特許庁、自治体）				
・ 認証制拡散のためのインセンティブ提供及び地域専門家養成	○			
・ 説明会開催（広報館運営）及び専門家フォーラム開催		○		○
□ 公共分野の職務発明制度を活性化（特許庁）				
・ 公務員職務発明規定の改正	○			

## 6. 中小・ベンチャー企業の IP 保護に必要な公正な経済基盤の構築

### 6-1 中小企業のアイデア・技術保護の強化

#### 6-1-① 営業秘密保護の強化及び不当な技術侵害の根絶

##### 推進背景

- 大企業・競合企業が起業準備者・スタートアップのアイデア・技術を奪取する行為が、企業の成長基盤を蝕み、技術開発への意欲低下を誘発
- 犯罪抑制のための厳罰化と、下請取引などでの不公正行為に対する監視強化が必要
  - 同時に、中小企業自らの自社技術保護力の向上も必要

##### 主要内容

- 中小企業の営業秘密の保護を強化（中企部、公取委）
- スタートアップ・ベンチャー企業などに対する任置手数料の減免（\*）、標準下請契約書への技術任置制度活用規定の拡大（\*\*）導入など、技術任置制度を活性化
  - \* 従来、国家中核技術保有企業（約 100 社）に適用していた手数料減免措置をスタートアップ・ベンチャー企業などにも拡大（約 200 万社）（一般企業の 2/3 水準で、新規は 20 万ウォン/年、更新は 10 万ウォン/年）
  - \*\* （従来）13 業種→（拡大）21 業種の標準下請契約書に任置規定を追加
  - ※ 契約前段階までの企業の営業秘密資料を記録・公証する「技術資料取引記録登録サービス」を施行予定（2018 年システム開発→2019 年から施行）
- 技術奪取の慣行を根絶するために、大企業と中小企業間の秘密保持契約書（NDA、Non - Disclosure Agreement）締結を義務付け、違反すれば罰則を賦課（新規）
  - ※ 「共生協力法」改正を推進（2018 年下半年）
    - 秘密保持契約書が反映された標準下請契約書の制定・改定及び普及
- 不正競争行為の定義拡大と罰則・行政措置の強化を推進（特許庁、中企部、公取委、産業部）
- 取引過程におけるアイデアの奪取・使用行為（\*）、店舗内・外部の装飾など営業提供場所の全体的な外観に対する侵害を不正競争行為と規定（「不正競争防止法」改正、2018 年 7 月施行）
  - \* 「アイデアの奪取・使用行為」の場合は、民事救済（禁止請求、損害賠償請求など）が可能
- 中小企業の立証責任に対する負担軽減・転換
  - 侵害の嫌疑がかかった当事者が、自社の技術が被害側企業の技術とは関係ないことを

- 弁明する「立証責任転換制度」の導入を積極的に推進（＊）
      - ＊ 「特許法」（2017年8月発議）改正後、「不正競争防止法」、「共生協力法」、「産業技術保護法」も整備する予定
      - 法院による資料提出命令の権限を拡大（＊）
        - ＊ （現在）「特許法」→（改正）「不正競争防止法」、「共生協力法」、「産業技術保護法」にも反映
    - 技術奪取に対する懲罰的損害賠償の強化
      - 技術奪取に関する5つの法律（＊）の損害賠償額を損害額の最大10倍まで引き上げ、懲罰的損害賠償制を画期的に強化
        - ＊ 下請法、共生協力法、特許法、不正競争防止法、産業技術保護法
      - 営業秘密侵害に対する罰金を引き上げ（最大10億ウォン）
    - 不公正行為に対する監視・調査を強化（公取委、中企部、特許庁）
    - 下請取引における不当な技術侵害を根絶するために、集中監視業種を選定して職権調査を実施し、書面実態調査（＊）を通して疑惑の業者を発見
      - ＊ 毎年、元請企業5千社と下請企業9.5万社に対し、技術流用など法違反の疑いを調査
    - 中小企業への技術侵害及び営業秘密・アイデア奪取行為について、迅速な紛争解決を行うために中企部（＊）と特許庁（＊＊）の調査・是正勧告など行政措置の権限を強化
      - ＊ （中小企業技術の侵害）申告→調査→是正勧告→公表
      - ＊＊ （営業秘密の侵害）申告受付・認知→調査→是正勧告→警察/特別司法警察の捜査（アイデアの奪取）申告受付・認知→調査→是正勧告→是正命令
      - ※ 「中小企業技術保護法」（2017年11月発議）及び「不正競争防止法」（2018年4月発議）、「司法警察職務法」（2018年2月発議）の改正を推進
        - 特許庁特別司法警察の職務範囲を拡大（＊）
          - ＊ （現行）商標権の侵害→（拡大）商標権・特許・営業秘密・デザインの侵害
        - ※ 「司法警察職務法」（2018年2月発議）の改正を推進
      - 「中小企業技術奪取根絶TF（＊）」を設置し、政府部処が共同で技術奪取被害事例の受付、事件管理及びモニタリング、問題解決などを推進（新規）
        - ＊ 中企部・産業部・公取委・特許庁・検察庁・大検察庁など6つの部処（民間専門家による諮問協力も並行）
        - ※ 政府部処が共同で中小企業技術奪取の根絶に向けた制度・政策調整、共同対策作りなどを行う「中小企業技術保護委員会」を設置予定（2018年下半年期）
      - 中小企業の技術保護力及び契約スキルを強化（公取委、中企部、特許庁）

- 大企業と中小企業間で公正取引協約履行評価を行って大企業による技術保護ノウハウの伝授を誘導し、中小企業を対象に技術保護力強化教育を実施
- 中小・ベンチャー企業を対象に営業秘密保護標準書式の普及及び訪問教育、説明会などを行い、ライセンス契約などに対するコンサルティングを実施
- 技術紛争の予防から事後救済までを技術紛争の類型や企業の成長段階ごとに細分化し、企業向けガイドラインを作成・配布
- 地域知識財産センターを中心に中小企業の IP 管理者向け特許出願、ライセンシングなど実務中心の教育を実施
- 中小企業の役職員向けセキュリティー人材育成過程、起業準備者向け技術保護教育（\*）、中小企業特性化高校（\*\*）への産業セキュリティー管理士資格取得過程の設置など、技術保護専門人材を養成
  - \* 若者の起業を全過程にわたり支援する青年創業士官学校（全国 5 ヶ所）の教育課程
  - \*\* 特性化高校から対象を選定し、現場型の教育及び中小企業への就職橋渡しなどを支援（2018 年、200 校予定）

#### 推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ 中小企業の営業秘密の保護を強化（中企部、公取委）				
・技術任置制度の活性化	○	○	○	○
・標準下請契約書への秘密保持契約書反映（新規）				○
□ 不正競争行為の定義拡大と罰則・行政措置の強化を推進（特許庁など）				
・中小企業の立証責任に対する負担軽減・転換（特許法など改正）		○	○	○
・懲罰的損害賠償制の強化及び罰金の引き上げ（特許法など改正）（拡大）		○	○	○
□ 不公正行為に対する監視・調査を強化（中企部、公取委、特許庁）				
・集中監視業種に対する職権調査の実施			○	
・書面実態調査の実施及び疑惑業者の発見など	○	○	○	○
□ 中小企業の技術保護力及び契約スキルを強化（中企部、公取委、特許庁）				
・公正取引協約の履行（公取委）	○	○	○	○
・技術紛争の予防と事後救済関連ガイドラインの配布			○	○
・技術保護専門人材の養成	○	○	○	○

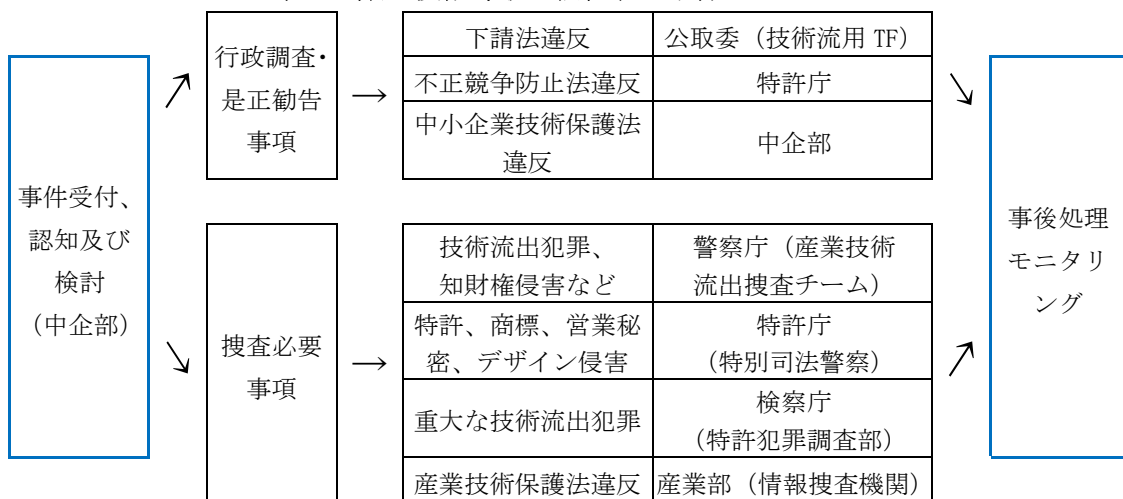
## 推進背景

- 技術流出など被害事件に迅速に対応し、先端・知能化する知財権侵害事犯に効果的に対応するために、持続的な関係部処間の協力及び捜査の専門性強化が必要
  - ※ これまで全国 28 の検察庁で知的財産権専任検事室を運営、知財権に関する捜査マニュアル製作などを推進中
- IP 紛争は解決に長時間を要し、企業の存続可否にも直結していることから、紛争を迅速・経済的に解決するには調停制度の活性化が必要
- 中小企業技術紛争調停・仲裁委員会の設置（2015 年）後に調停の成果（\*）はあったが、強制力がないために中小企業・大企業間の紛争では合意率（\*\*）が低調（6.4%）
  - \* 計 60 件の調停申請があり、57 件が終了、3 件は調停中（2018 年 4 月 24 日時点）
  - \*\* 調停成立率：被申請人が公共機関、中堅企業、個人の場合はそれぞれ 50%、中小企業の場合は 21.4%

## 主要内容

- 関係部処の協力で被害事件を迅速解決（中企部、公取委、特許庁など）
- 技術奪取事件が発生した場合、検察・警察など捜査機関及び中企部、公取委、特許庁など関連部処が協力して被害事件を迅速に解決
  - 中企部が受付・認知した事件を関連部処につなぎ、事後処理までモニタリング、政府部処共同の協力体系を捜査機関に拡大

## ＜中小企業の技術奪取を根絶する事件処理フロー＞



※ 該当部処が受け付けた事件は迅速に解決し、主要事件の処理結果を共有

- 捜査の専門性及び関連機関の協力を強化（法務部）
- セミナーなどを開催して関係機関と関連専門知識を共有し、捜査（取締り）人材の専門性強化のための法務研修院教育、特許捜査諮問官（\*）の定員確保を推進
  - \* 高度な専門性を要する IP 侵害事件を諮問するために弁理士を検察内の諮問官として採用
- 検察庁（知財権専任検事室）と文体部・特許庁などの関係機関が合同で知財権侵害事犯を取り締まり、国家情報院・産業技術保護協会などと協力捜査を強化
  
- 中小企業の技術紛争調停・仲裁制度（\*）を活性化（中企部）
  - \* 中小企業の技術保護に関連する紛争を調停・仲裁（中小企業技術保護法第 23 条）
- 技術紛争調停制度の活用を促進するために法院（\*）と検察（\*\*）の連携を強化
  - ※ 調停受付・処理現況を考慮して首都圏所在の地方法院に連携協約を拡大し、検察との連携協約を通じて刑事告訴事件に対する調停需要を引き上げ
  - \* 業務協約拡大：（～2017 年）ソウル中央、西部、南部、北部地法など 4 地方法院 →（2018 年）仁川、議政府、水原地法など 3 地方法院との協約を推進
  - \*\* ソウル所在の 5 つの地方検察庁（中央・東部・西部・南部・北部）との協約を推進
- 調停の実効性を高めるため、調停不成立の場合は被申告企業に是正勧告・公表などを行う行政措置を導入（\*）
  - \* 被害企業による申告→調停・仲裁勧告→調停→被申告企業による調停不成立→事実調査・提出資料確認（中企部）→審議会で審議→是正勧告及び公表
- 調停・仲裁など法的対応（申請から訴訟まで）の法律諮問（\*）及び費用支援（\*\*）
  - \* 紛争相談に関する法律諮問の提供及び調停申請時の法律代理人費用の支援（最大 500 万ウォン）
  - \*\* 調停終了後、訴訟進行時の訴訟費用（代理人、訴訟費、印紙代）を支援（最大 1,000 万ウォン）
- 中小企業密集地域を対象としたメディアや、技術保護ウルタリ（垣根）のホームページ（[www.ultari.go.kr](http://www.ultari.go.kr)）などを通して広報
  
- 産業財産権紛争調停委員会（\*）を活性化（特許庁）
  - \* 産業財産権・職務発明・営業秘密関連の紛争を審議・調停（発明振興法第 41 条）
- 検察・警察など関係機関との連携を強化し、紛争調停事務局を運営して常時、紛争相談及び調査などを専門に担当
  - 調停制度を活性化するために検察庁と協力し、捜査段階で調停可能な事件は付託を受けて処理し、調停と特許審判の連係を推進
  - ※ 発明振興法改正案を発議（2018 年 3 月）
- メディアなどを活用して国民向け PR を強化し、オンライン申請を受付



- 紛争調停委員会の実効性を強化するため、法令改正を通して制度改善
  - ※ 調停成立率を高めるために、誠実応召条項の新設、調停期限延長条項の改正、申請件数増加に備えた調停委員の増員、1人調停部制度の導入などを検討

**推進日程**

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ 関係部処の協力で被害事件を迅速解決（中企部など）				
・ 捜査機関及び関係部処の協力（拡大）	○	○	○	○
□ 捜査の専門性及び関連機関の協力を強化（法務部）				
・ 関連機関による合同取締の実施及びセミナーなどの開催（拡大）		○	○	
・ IP 専門性強化教育、関連機関協議会などの開催	○	○	○	○
□ 中小企業の技術紛争調停・仲裁制度を活性化（中企部）				
・ 法院（地域別）・検察（ソウル所在5つの検察庁）と連携協約			○	○
・ 中小企業技術紛争調停・仲裁制度の広報強化	○	○	○	○
□ 産業財産権紛争調停委員会を活性化（特許庁）				
・ 国民向けPR及び紛争調停事務局の運営、法令改善など	○	○	○	○

---

---

## 4. デジタル環境に対応した著作権エコシステムの基盤構築

---

---

### 7. 創作者に対する公正な補償体系の構築及び定着

---

---

#### 7-1 デジタルコンテンツの著作権保護体系整備

---

##### 7-1-① 権利者に正当な対価を還元する環境の構築

---

###### 推進背景

- コンテンツ産業の成長と共に著作物の収益分配及び流通構造における不公正さが問題化
- 分野別・取引類型別に細分化した著作物標準契約書を制定してコンテンツ産業の不公正な慣行の是正を行ってきたが、現場への定着促進が必要
- 創作者権益の拡大及び保護基盤強化のために、音源伝送使用料の改善（\*）、音楽産業発展委員会の設立（2016年4月～）及び創作者の政策参加の制度化などを行ってきたが、持続的な拡大が必要
  - \* ダウンロードの権利者分配率引き上げ（60%→70%）、パッケージ商品の割引率引き下げ（75%→65%）

###### 主要内容

- 標準契約書の利用を拡大（文体部）
- 創作者、関連機関を対象に標準契約書（\*）についての教育及び案内・広報、デジタル著作権取引所を通じた著作権利用許諾契約締結時には標準契約書の利用を義務化
  - \* 著作権譲渡・利用許諾標準契約書など、7分野（映画/大衆文化/漫画/放送/出版/著作権/芸術）32種類の標準契約書が存在
  - ※ 著作権分野の標準契約書に含まれる著作権管理権限、2次著作物作成権、著作隣接権などを持続的に改善
- 放送分野の標準契約書利用を拡大するために外注製作会社、スタッフなどを対象に標準契約書の利用状況を実態調査し、公共機関（アリラン TV・KTV）及び政府支援事業の実施時に標準契約書利用義務を適用
  
- 商業用音盤の公演権範囲を拡大（\*）（文体部）
  - \* 飲料店・居酒屋、ジムなど（著作権法施行令改正、2018年8月施行）
- 制度を早期定着させるために小規模店舗（50平方m未満）は徴収を免除し、国内外の類

似業種より低い公演著作権料を設定して店舗面積に応じて差等適用

※ 信託団体及び統合徴収団体などが公示し、公演著作権料納付店舗に広報ブローチャーを配布するなど利用者を対象に広報

公演権が新たに 拡大される業種	最低月額固定料金 (営業所面積 50 ㎡以上 100 ㎡未満)	最高月額固定料金 (営業所面積 1,000 ㎡以上)
飲料店・居酒屋	4,000 ウォン	20,000 ウォン
ジム	11,400 ウォン	59,600 ウォン

- 音源伝送使用料（\*）及び教科用図書による創作者の収益拡大を推進（文体部）
  - \* ストリーミング、又はダウンロード方式による音楽再生時に、作曲・作詞家、実演者、音盤製作会社などの権利者に入る著作権料
- 音源伝送使用料の権利者分配比率を調整し、割引率を引き下げ
- 放送に使われた音楽のリスト（主題曲・BGM など）を明確に把握できる放送使用料モニタリングシステムを構築し、先進的なモニタリング手法と併行活用
- 教科用図書に利用された著作物に対する補償金の基準を段階的に引き上げ
  - ※ 補償金基準の現実化などを目指して 5 年（2017～21 年）間で合計 50%の引き上げを推進
- コンテンツ産業内での不公正行為を改善（文体部）
- 「コンテンツ公正共生センター」の運営（2018 年 5 月開所、韓国コンテンツ振興院）
  - 不公正取引被害申告の受付・相談、法律コンサルティング、公正取引ガイドラインの作成、標準契約書の普及・拡散、大企業との公正共生モデルの発掘などを推進

**推進日程**

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ 標準契約書の利用を拡大（文体部）（拡大）				
・ 放送分野の標準契約書利用の実態調査及び広報	○	○	○	○
□ 商業用音盤の公演権範囲を拡大（文体部）（拡大）				
・ 使用料徴収規定の改正など施行計画の策定及び施行			○	○
・ 改正著作権法施行令の関連利用者への広報		○	○	
□ 音源伝送使用料からの創作者収益の拡大などを推進（文体部）（拡大）				
・ 音源伝送使用料改善案の策定及び徴収規定の改正		○		○
・ 放送会社用モニタリングシステムの構築				○

## 推進背景

- デジタル技術が発展しスマート機器が大衆化するにつれ、違法複製物の流通経路及びプラットフォームが多様化し、新たな種類の侵害が増加
- オンラインでの侵害が合法市場侵害規模全体の78.4%（約1.9兆ウォン）を占めており、映画など高価なコンテンツの違法流通環境はモバイルストリーミングサービスへと移行中
- ※ モバイルでの違法流通件数：（2015年）3.7億件→（2016年）4.4億件（2017年、著作権保護年次報告書）

## 主要内容

- デジタル著作権保護のための総合対応体系を構築（文体部）
- 違法複製物流通対応のコントロールタワーとして24時間侵害対応総合状況室（韓国著作権保護院）を運営し、リアルタイムで状況を把握して迅速に措置
  - 緊急対応著作物（キラーコンテンツ）への侵害が発生した際にはゴールデンタイム（\*）のうちに効率よく措置
  - ※ 推進体系：予防（教育及び案内）→摘発（モニタリング及び申告）→分析（真偽及び情報の確認）→措置（権利者に情報提供、官民での協力、是正勧告、接続遮断、捜査協力など）
  - \* コンテンツのライフサイクル：掲示後2日以内に消費のピークが訪れ、2週間以内に消費される
- オンラインでの違法複製物流通に速やかに対応するため、官民が協力（権利者、韓国著作権保護院、流通社業者）して「権利者保護要請に基づく侵害事実通知手順」を導入し、オンライン保護要請システムを運営
- ※ 侵害対応期間の短縮：これまでの是正勧告（2週）→新たな手順（2日以内）
  
- オンラインでの違法流通への対応を多角化（文体部）
- 違法複製物流通に対するモニタリング及び是正勧告を拡大し、違法サイトへの接続遮断及び違法複製物流通サイトの取締りを強化
- 違法複製物による広告収益を遮断し、ドメイン登録の解約及び流通事業者の技術的保護措置に対する点検を強化
- 侵害対象の類型別に対応策を設け、新技術を基盤とした調査方法を高度化（\*）
  - \* 違法複製物追跡管理システム（ICOP、Illegal Contents Obstruction Program）の機能を向上させ、人工知能による違法複製物の識別、デジタルフォレンジックによる科学捜査を強化

- 民間（権利者、流通事業者など）、関係機関（科技情通部、大検察庁など）の間で協力チャンネルを構築

**推進日程**

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ デジタル著作権保護のための総合対応体系を構築（文体部）				
・ 24時間侵害対応総合状況室の運営	○	○	○	○
・ 権利者保護要請に基づく侵害事実通知手順の導入	○	○	○	○
□ オンラインでの違法流通への対応を多角化（文体部）				
・ 違法複製物流通に対するモニタリング及び措置の強化	○	○	○	○
・ 違法複製物流通収益の遮断及び運営基盤の無力化	○	○	○	○
・ 新規類型侵害への対応研究及び対応技術の開発		○	○	○
・ 著作権に関わる官民協力チャンネルの構築	○	○	○	○

## 推進背景

- 日本の嫌韓、中国の限韓令といった輸出条件の悪化にもかかわらず、コンテンツ輸出(\*)の増加を背景に韓流ブームが広がり、主要な韓流進出国とのFTA締結(\*\*)などにより韓流コンテンツの保護規範が強化されつつあるが、
- 未だ主要韓流進出国の知的財産権保護水準が低く、権利者が著作権に対する正当な補償を受けられずにいる状況
  - \* (2015年) 56.6億ドル→(2016年) 62.1億ドル→(2017年) 67.4億(過去3年間で年平均9.1%の成長)
  - \*\* FTA締結国(8ヶ国): オーストラリア、カナダ、中国、ニュージーランド、ベトナム、トルコ、コロンビア、中米

## 主要内容

- 官民の協力で海外著作権保護体系を構築(文体部)
- 権利者主導で「著作権海外振興協会」(2017年設立)を本格的に運営し、官民協力事業(\*)を推進
  - \* グローバルオンライン自動モニタリング、韓流コンテンツ著作権侵害実態調査など
- 交流・協力国家及び分野の拡大など、韓国の権利者と現地の流通業者との協力(\*)強化を支援(韓国著作権委員会)
  - \* 国家(中国→東南アジア)、分野(放送・音楽→映画・ウェブトゥーン・ゲーム・幼児用出版物など)現地の新興流通業者の発掘・協力(7社→10社)
- 海外著作権センター(\*)を中心に、キラーコンテンツの重点的保護(\*\*)及び法律相談などを支援
  - \* 海外における韓国著作権の保護、及び韓国企業の海外著作権市場進出を支援(4ヶ所: 中国・タイ・フィリピン・ベトナム)
  - \*\* 監視対象プラットフォームの拡大: オンライン→OTT(インターネットTV)など新規プラットフォームを含む
  - 現地の韓国企業及び関連機関(\*)と韓流コンテンツ侵害に対応する協力関係を強化
    - \* 在外公館、KOTRA、韓国文化院、現地のコンテンツ振興院・映画振興委員会事務所など
- 著作権分野での国際協力を強化(文体部)
- 主要韓流進出国と著作権協力MOUの新規締結、及び著作権フォーラム(\*)の開催
  - \* 中国、日本、タイ、フィリピン、ベトナムなど5ヶ国と二国間著作権フォーラム開催

- 主要な韓流進出先の途上国における著作権保護力を強化し、認識の改善などを促すべく ODA 目的の世界知的所有権機関（WIPO）信託基金支援事業を積極的に推進
- 先進市場（北米・欧州）と新興市場（中南米・中東）でのネットワーク構築を推進
- 海外の著作権保護基盤を構築するために FTA 交渉及び履行チェックを推進
  - 東アジア地域包括的経済連携協定（RCEP）（\*）、日中韓 FTA など、既存の韓流進出国との交渉において高いレベルの著作権保護規範を導入し、新興市場（エクアドル、イスラエルなど）との交渉では著作権保護基盤を構築
  - \* ASEAN 10 ヶ国（インドネシア・タイ・マレーなど東南アジア連合国家）+ 韓国・中国・日本・オーストラリア・ニュージーランド・インド（6 ヶ国）
  - 中・韓、韓・ベトナムなど既に発効中の FTA については徹底的な履行チェック

#### 推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ 官民の協力で海外著作権保護体系を構築（文体部）				
・ 著作権海外振興協会の本格運営（拡大）				
- グローバル自動モニタリング事業の推進	○	○	○	○
- 海外での韓国コンテンツの流通及び侵害現況の調査	○	○	○	○
・ 海外著作権センターを中心としたキラーコンテンツの保護、法律相談など	○	○	○	○
□ 著作権分野での国際協力を強化（文体部）				
・ 二国・多国政府間の著作権協力体系の強化				
- WIPO 信託基金支援事業及び著作権フォーラム実施	○	○	○	○
・ FTA 交渉及び履行チェックの推進	○	○	○	○

## 8. コンテンツ産業育成のための制度改善及び輸出先の多角化

### 8-1 デジタルプラットフォームを活用した著作物利用の活性化

#### 推進背景

- オンライン上の著作権利用を活性化させるために分散していた情報を統合して提供し、自由利用（公共、共有）著作物を拡充（\*）してきたが、
  - \* （公共）計 707 の機関で約 1,019 万件、（共有）約 60 万件、アメリカデジタル公共図書館と協約（MOU）を締結（2017 年 10 月）
- 活用度の高い自由利用著作物（\*）の拡大及びアクセシビリティと利便性の向上が必要
  - \* コンテンツ企業が求めている著作物は上位から、キャラクター、BGM、フォント、イラストの順（2016 年、著作権委員会）

#### 主要内容

- 著作物利用のワンストップサービスを提供（文部部）
- デジタル著作権取引所 ([www.kdce.or.kr](http://www.kdce.or.kr)) を通じて著作権 DB（\*）を統合・連係（年中）
  - \* 著作権登録及び取引可・不可の情報、権利変動の履歴など（統合情報（累積）2,584 万件提供、2017 年）
  - オンラインでの著作権取引を活性化させるために自主契約の締結が可能な対象を代理仲介業者にまで拡大（現在は信託管理団体のみ可能）（第 3 四半期～）
  
- 高品質の自由利用著作物拡充及びアクセシビリティ改善を推進（文部部）
- 民間で活用可能な形態の自由利用著作物を発掘・公開し、構築した著作物情報の権利を明確化して全数検査により整理・補完（第 2 四半期～）
- ユーザーの利便性が高まるようにキューレーションサービスを拡大し、ヨーロッパナ（EU 電子図書館）など海外サイトの情報も連係して提供（第 3 四半期～）
  
- 教育著作権の共有支援体制を構築（教育部）
- 教育部・教育庁が開発した質の高い教育コンテンツのうち、著作権検証が済んだ教育資料については民間に開放し、市・道の教育庁間で共有を推進（年中）
  - ※ 教育目的の著作物利用を活性化させるために、市・道の教育庁間での共有、教育支援機関の適用範囲など改善点の研究、及び著作権法・制度の改善を推進



## 推進背景

- 先端 ICT 技術の発展によりコンテンツ製作と流通のエコシステムが激変しているが、バーチャルリアリティ（VR）などを基盤とした次世代コンテンツの育成は遅々として進んでいない状況

## 主要内容

- 新技術と融合した新たなコンテンツ製作を支援（文部部、自治体）
- マルチユーズラボ（\*）で、キャラクター・漫画などを他のコンテンツに作り変える支援（新規）
- \* IP アーカイブの構築、他分野企業と IP 保有企業とのマッチング、法律支援などを実施（2017 年 12 月開所）
- 文化産業分野で活用できる良質の VR コンテンツ製作を支援
- ※ 有名観光地の VR 体験、公演・教育分野の VR コンテンツなど
- ICT など先端技術を活用した地域内優秀コンテンツの製作を支援（\*）し、3D プリンティング、AR/VR などの新技術分野に合わせた専門教育を推進
- \* ヒューマンケア及び ICT 融合スポーツ（大邱）、3D・4D を活用したデジタル公演技術開発（仁川）、地域観光資源と AR/VR をつないだ体験型コンテンツの開発（全羅北道）など

## 推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ 新技術と融合した新たなコンテンツ製作を支援（文部部）				
<ul style="list-style-type: none"> <li>・マルチユーズラボ（新規）</li> <li>- 事業計画の策定</li> <li>- 優秀事例の展示</li> <li>- IP 協業プロジェクト、コンサルティングなど</li> </ul>	○	○	○	○
<ul style="list-style-type: none"> <li>・バーチャルリアリティコンテンツの製作支援</li> <li>- 事業計画の策定及び公告</li> <li>- 課題の選定及び遂行管理</li> <li>- 管理監督及び結果報告</li> </ul>	○	○	○	○

## 推進背景

- コンテンツ産業が有望産業として注目を浴びているが、成功可否の予測が困難で物的担保も不足しているため、コンテンツ企業に対する金融機関の投資・融資の誘引が低調
- コンテンツを担保にした投資を活性化させるために、コンテンツ価値評価（\*）制度の定着が必要
  - \* コンテンツプロジェクトの事業化で発生しうる経済的価値を定量的に評価
  - ※（コンテンツ企業の資金調達が困難な理由）厳しい融資審査（58.3%）、過度な担保/保証の要求（50.9%）、売上額及び財務諸表中心の審査基準（31.7%）、（2015年、技術保証基金）
- 限韓令など海外での予想外の事態が原因でコンテンツ産業に対する主要な融資支援制度である文化産業完成保証（\*）における事故が急増（\*\*）している状況で、運用基盤の安定化が求められている
  - \* 文化コンテンツの製作資金を金融機関から借り受けられるように政府の政策資金で保証支援をし、コンテンツ販売代金及び関連収益金で借入金を返済する制度
  - \*\* 完成保証事故率の推移：（2015年）8.4%→（2016年）9.1%→（2017年）19.8%

## 主要内容

- コンテンツ価値評価の適用を拡大して金融機関と連携（文体部）
- 価値評価対象分野を前年より拡大（\*）（年中）
  - \*（2017年）4分野（映画・ゲーム・放送・アニメ）→（2018年）5分野（映画・ゲーム・放送・アニメ・公演）
- コンテンツ価値評価2号ファンド（\*）を造成して投資財源を拡充（100億ウォン）し、評価結果に基づいた保証書を発行、金融機関による融資への支援を推進（年中）
  - \* 1号ファンド：200億ウォン規模で造成（2016年）
- 文化産業完成保証の財源を拡充して制度を整備（文体部）
- 国庫からの出捐（\*）及び金融機関との協約を通して新規保証財源を確保し、保証書発行時の評価を強化、四半期ごとのモニタリングなどでリスク管理（年中）
  - \* 完成保証への出捐予算拡大：（2017年）50億ウォン→（2018年）100億ウォン
  - 零細企業・スタートアップを支援するためにスタートアップ支援割合を50%以上に維持

## 推進背景

- 韓流は、その経済的効果（\*）が高いものの進出国家が偏っており（\*\*）、政治・外交など対外要因に対して不安定
  - \* （韓流の波及効果）▲輸出効果 70.3 億ドル、▲生産及び付加価値誘発効果 21.4 兆ウォン、▲雇用誘発効果 11.3 万人を達成（2015 年、韓国文化産業交流財団/KOTRA）
  - \*\* コンテンツ輸出市場の 52.2%は中国（26.6%）と日本（25.6%）（2015 年基準）
- 韓流が持続的に拡散するには、韓流コンテンツ進出国家の多角化が必要

## 主要内容

- 新規市場の開拓及び政府・民間の協力を強化（文体部）
- 進出範囲を東南アジア、中南米などに拡大するために現地マーケティングを支援し、韓流総合博覧会（K-コンテンツエキスポ）を開催
- 政府の協力チャンネル（\*）を活用して友好的な輸出環境を造成
  - \* EU・韓文化協力委員会、英・韓創造産業フォーラム、日中韓文化産業フォーラム、韓・イラン文化技術フォーラムなど
- グローバルオンラインプラットフォームとの協業を通して中小コンテンツ業者の流通網を確保し、オンライン輸出のマーケティングを支援（\*）
  - \* オンライン輸出マーケティングプラットフォーム「ウェルコン」のサービスを利用して市場・マーケット別の輸出情報 DB を構築し、情報提供、ビズマッチング、専門家コンサルティングなどを実施
- 海外著作権支援拠点を整備（文体部）
- コンテンツの海外進出戦略に合わせて海外著作権センター整備方案（\*）を策定
  - \* （現行）中国+3ヶ国（タイ・ベトナム・フィリピン）→（改善後）フィリピンのセンターをマレーシアかシンガポールのうちいずれかに移転・整備することを目標に、事前にその妥当性について調査を実施

推進日程

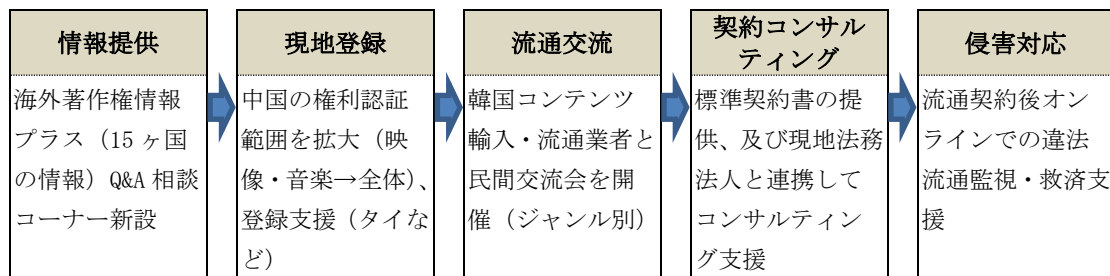
推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ 新規市場の開拓及び政府・民間の協力を強化（文体部）				
・ 新規市場の開拓支援				
- 海外ビジネスセンター及びマーケットによる現地マーケティングの支援	○	○	○	○
- 韓流総合博覧会（K-コンテンツエキスポ）の開催		○	○	○
・ 政府間協力チャンネルの構築・運営				
- 英・韓ビジネス交流会、EU・韓文化協力委員会	○			
- 韓・イラン文化技術フォーラム			○	
- 日中韓文化産業フォーラム			○	
・ オンラインプラットフォームを利用したコンテンツの進出支援				
- グローバルプラットフォームと協業	○	○	○	○
- オンラインコンテンツ輸出マーケティングプラットフォーム（ウェルコン）のサービスを活用	○	○	○	○
□ 海外著作権支援拠点を整備（文体部）				
・ 海外著作権センター整備方案についての研究		○	○	○

## 推進背景

- 韓流コンテンツの海外市場攻略に必要な現地著作権に関する情報提供及び登録・流通・契約・マーケティングなどに対する支援が不十分
- 反韓感情への先制的な対応と、韓流コンテンツ拡散に向けた現地の受容度向上が必要
  - ※ 2016年時点での反韓流への共感度は31%で前年比9.9%増加（2018年、海外韓流実態調査、韓国文化産業交流財団）

## 主要内容

- 海外著作権の合法流通を総合支援（文体部）
- 海外著作権センターを中心に中小企業の海外進出から契約締結、侵害対応までパッケージで支援（年中）



- 中国での韓流コンテンツの著作権権利認証範囲の拡大（映像・音楽→全範囲）を推進
- 中小企業を対象に海外著作権情報の提供及び交流協力（\*）を支援
  - \* 中・韓分野別著作権協力交流会など
- 海外著作権管理・侵害対応マニュアルと標準契約書を提供し、海外著作権情報プラス（[www.copyright.or.kr](http://www.copyright.or.kr)）サイトにて国家別の著作権法制、登録制度、侵害対応など著作権情報を提供
- 海外で韓流拡散促進のための支援を強化（文体部）
- 海外の韓流コミュニティ活動を支援し、韓流の良いイメージを拡散できるよう双方向の文化交流を実施し、現地進出企業と連携した社会貢献活動（\*）を推進（年中）
  - \* 毎年約5ヶ国で、コンテンツを楽しめるインフラ（マルチメディア室）を設置し、韓流スターのプロボノによる文化芸術教育などを実施

## 5. グローバルな IP 対応力の強化

### 9. 現地対応体系の強化及び国際協力の持続的拡大

#### 9-1 海外進出企業の IP に関わる問題の解決支援

##### 9-1-① グローバル市場進出のための IP 総合戦略支援

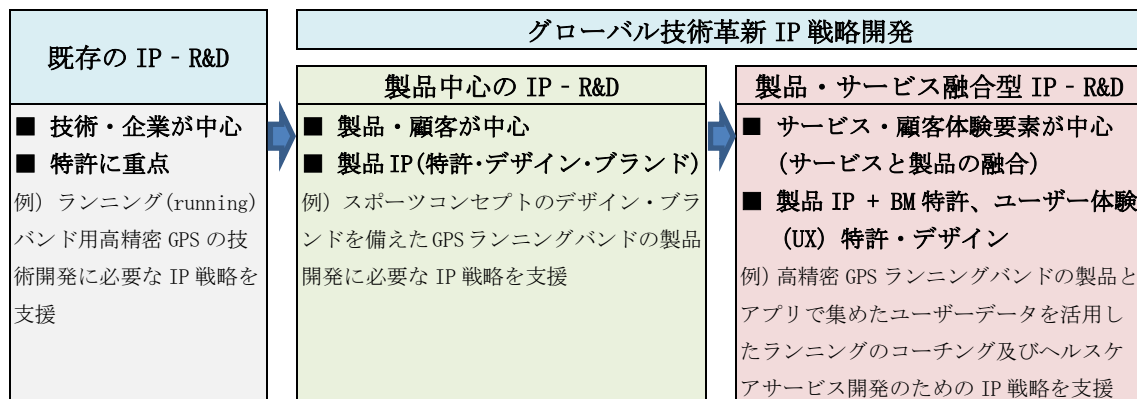
###### 推進背景

- 韓国経済は海外依存度が高く、中小企業の輸出拡大にはグローバルな IP 対応力の強化が必要
- 特に、消費者は製品の個別 IP を見分けるよりも、特許・デザイン・ブランドが調和した商品全体のイメージで認識するため、IP が融合した製品戦略が必要

###### 主要内容

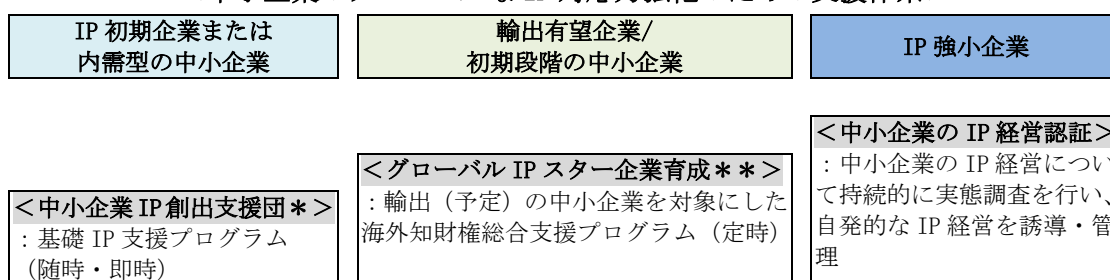
- グローバルヒット商品を生み出す IP 総合支援を実施（特許庁）
- 中小・中堅企業の海外市場進出を後押しするために製品開発段階から特許（技術）だけでなくデザイン・ブランドまで融合した IP 総合戦略を支援
  - ※ 特許・デザイン・ブランド融合課題など 38 の課題について支援
- 製品に組み込まれた ICT 基盤のサービス、顧客体験要素まで考慮する「製品・サービス融合 IP 戦略」への支援を新たに推進
  - ※ ビジネスモデル特許、ユーザー体験（UX/UI）に関する特許・デザインなど IP 先取り戦略を提示

#### <既存の IP - R&D とグローバル技術革新 IP - R&D の戦略比較>



- 中小企業のグローバルな IP 対応力を強化（特許庁、産業部、自治体）
- 全国に 27 ある地域知識財産センターの IP コンサルタントが IP に関わる問題を常時発掘し、また報告を受けてリアルタイムで支援
- 輸出が有望な企業や初期段階の中小企業を対象に海外知財権総合支援プログラム（\*）を提供し、優秀な IP 経営企業を公認し管理することで IP 強小企業を育成
  - \* 海外に進出し成長する可能性が高い有望な中小企業（「グローバル IP スター企業」）を選抜し、企業のニーズに合わせて海外での権利化、ブランド・デザイン開発、グローバル IP 経営診断などを支援

＜中小企業のグローバルな IP 対応力強化のための支援体系＞



- \* 専門コンサルタントが常時相談を受け付け、現場訪問を実施するなど中小企業に最適な IP 支援を実施
- \*\* 海外輸出（予定）企業を選抜して海外の産業財産権獲得や、特許マップづくり、非英語圏でのブランド開発、特許技術シミュレーションなどの IP 総合支援を 3 年間実施
- 専門機関（グローバル技術事業化協力センター（\*））と連携して海外市場調査、法律諮問、マーケティング、及びグローバルな協力ネットワークを利用した海外への技術輸出・事業化を支援
  - \* 海外進出を推進している韓国国内の技術保有者に現地の需要企業を発掘し、輸出マーケティングの代行、交渉・契約に関する諮問、事業化コンサルティングなどを現地で支援

推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ グローバルヒット商品を生み出すIP総合支援を実施 (特許庁)				
・ 製品中心のIP、及び製品・サービス融合型のIP総合 戦略支援	○	○	○	○
□ 中小企業のグローバルな IP 対応力を強化				
・ 中小企業IP創出支援団の運営（随時コンサルティング など）（特許庁）		○	○	○
・ グローバルIPスター企業の育成（選抜、支援、成果 点検）（特許庁）	○	○	○	○
・ 中小企業のIP経営認証（特許庁）	○	○	○	○
・ 専門機関と連携したコンサルティングなどの支援 （産業部）		○	○	○



## 推進背景

- 海外で韓国企業の知的財産権をめぐる紛争が増加しており、在外公館（\*）及び海外知識財産センター（IP-DESK（\*\*））を中心に、現地での知財権紛争への予防・対応策強化が必要
  - \* 知識財産基本法第 24 条（外国での知的財産保護）及び同法施行令第 20 条（外国での知的財産保護）は、海外で知財権の侵害が発生した時の在外公館長の役割を規定
  - \*\* 海外韓国企業の出願支援、知財権確保・保護に関する相談を受付（中国など 8 ヶ国 14 ヶ所に所在、2018 年）

## 主要内容

- IP-DESK を中心とした海外知財権紛争への予防・対応を強化（特許庁）
- 各国の特性に合ったサービスを提供するために IP-DESK の中長期計画策定
- 現地で協力関係にあるローファームの専門担当者を活用するなど IP-DESK の専門性を強化し、事業の実効性を確保すべく事業間の連携（\*）を強化（年中）
  - \* KOTRA の事業・広報ネットワークを活用、紛争予防コンサルティング及び IP 訴訟保険などと連携
- IP-DESK 未設置地域での知財権保護説明会実施や、警告状の発送など対応を強化（年中）
- 在外公館の現地知財権侵害対応への支援を強化（外交部）
- 駐在国内関係機関とのネットワークを強化、海外知財権支援機関とも協力（\*）し、現地韓国企業を対象に海外の IP に関する主要動向など基礎情報を提供し、IP 保護・侵害対応手続きについて指導（年中）
  - \* IP-DESK、海外著作権センター、KOTRA、海外進出企業の間で IP 関連の協議を常時実施
- 知財権侵害が報告された際の権利救済支援を強化（年中）

## 推進背景

- 韓国ブランド (K-Brand) 模造品の世界的流通とともに韓国企業の被害も拡大しており、中・韓 FTA の発効 (2015 年 12 月) で中国産模造品の国内流入への懸念も上昇
- さらに中小・中堅企業の海外市場進出拡大とともに知財権紛争も増加 (\*) しているが、専門性や費用が足りず対応が十分に対応できていない状況 (\*\*)
- \* 韓国企業の国際特許紛争件数 : (2009 年) 154 件 → (2015 年) 342 件 → (2017 年) 〇〇〇件
- \*\* (中小企業が知財権侵害対応で抱える主な問題) 時間・費用がかかりすぎる (55.7%)、企業内の専門性不足 (45.3%) など (2015 年、知的財産活動実態調査、特許庁)

## 主要内容

- 商標侵害・模造品などに対する予防及び早期対応を強化 (特許庁)
- 早期対応を実現するために、K-ブランドの悪意ある模倣が疑われる商標の無断取得については現地出願段階でモニタリングを行い、初動対応相談などを行うポータル (\*) を運営 (年中)
  - \* 国際知財権紛争情報ポータル ([www.ip-navi.or.kr](http://www.ip-navi.or.kr))
- 海外のオンライン模倣品をモニタリングして流通の取締りを強化 (年中)
- ドラマ・バラエティ番組など韓流コンテンツの企画段階から、コンテンツ事業者、PPL (Product Placement) 参加中小企業などに知財権保護戦略を提供 (年中)
- 知財権に係る水際対策を拡大するために国内外の協力態勢を強化 (関税庁)
- 海外の税関職員を対象に K-Brand 識別セミナーを開催、及び模倣品識別方法を解説したパンフレットを提供し、韓国に招いて研修を実施 (年中)
  - 特許庁などと協力して韓国企業の海外 IP 登録及び申告を支援
- 海外のサーバーを利用した模倣品取引行為を根絶するために海外主要拠点 (香港) の税関と協力し、文体部・特許庁などと情報交流及び合同での取締りを実施 (年中)
  - 国内の配送業者と協力して知財権を侵害する物品の韓国への搬入を予防
- 不公正貿易行為に対する調査及び是正措置を実施 (産業部)
- IP を侵害する物品を輸入・輸出するなどの不公正貿易行為 (\*) を調査し、是正措置命令 (\*\* ) 及び課徴金賦課を実施 (年中)
  - 調査過程で不公正貿易行為により回復できない被害に遭っている、又は遭う恐れがある場合は暫定措置を実施 (\*\*\*)
  - \* IP 侵害/原産地表示違反/品質表示に虚偽・誇張がある物品などを輸入・輸出する行

為、輸出入秩序阻害行為（契約と著しく異なる物品の輸出入、及びトラブルを生む行為）

- \*\* 該当物品の輸出・輸入・販売・製造の中止、搬入停止又は廃棄処分、訂正公告など
- \*\*\* 不公正貿易行為の中止、物品/製造設備などの差押え、搬入停止など被害を予防する措置

**推進背景**

- 同一の発明が多国家で出願される件数が増加するなか、審査品質を向上して重複業務を削減するために国家間の審査協力強化が必要
  - ※ 同一の発明に対して毎年約 10 万件の特許が韓国及び海外の特許庁に出願されている

**主要内容**

- 審査品質向上のために主要国間で審査協力を強化（特許庁）
- 中国など出願規模が大きい国家を対象に特許共同審査（CSP（\*））の拡大（年中）
  - \* CSP（Collaborative Search Pilot Program）：二国間で同一の発明が特許出願された場合、先行の技術文献情報を共有して審査の正確性・一貫性を高める制度（米国との間で施行中、2015 年 9 月～）
- 特許協力条約（PCT（\*））国際出願の調査品質と審査結果の予測可能性を高めるために IP5 特許庁間で PCT 協力審査の推進（年中）
  - \* PCT（Patent Cooperation Treaty）：一つの方式及び言語で特許出願すれば条約加入国に同時に出願したものと見なす条約
- 韓国企業の迅速な海外特許取得を支援するために、多くの韓国企業が進出する東南アジア圏を中心に特許審査ハイウェイ（\*）（PPH）の拡大を推進（年中）
  - \* PPH（Patent Prosecution Highway）：第 1 国で特許の取得が可能だという審査結果を受けた場合、第 2 国にその結果を提出することで優先審査を申請できる制度（28 ヶ国、2017 年）
- 特許制度の国際的調和及び人的交流を活性化（特許庁）
- IP5 特許調和会議、PCT の枠組みなどを活用して主要国と特許制度及び審査実務をすり合わせるための協力を継続（年中）
  - ※（2018 年の議題）先行技術提出要件、発明の単一性、PCT 規定など
- 他国の特許制度への理解、及び地域専門家の育成を進めるために主要国審査官との交流を継続（年中）
  - \*（2018 年）中国、日本、ドイツ、台湾の特許庁などと審査官の交流を推進（4 ヶ国平均 5 回）

## 推進背景

- 第 4 次産業革命の時代を迎えて知財権の重要性が増すなか、IP をめぐり国家間の利害関係が複雑化し、相互協力の必要性が増大
- 韓国の IP 制度を先進化し、国際社会と調和するために国際協力を強化

## 主要内容

- 世界知的所有権機関 (WIPO\*) への参加拡大及び地域事務所の誘致 (特許庁、外交部)
  - \* WIPO : World Intellectual Property Organization
- 総会、調停委員会 (組織)、事業予算委員会 (予算・監査)、開発委員会 (開発協力) など WIPO の運営への参加を拡大し、
  - 地理的表示の保護、遺伝資源・伝統知識の出所公開など WIPO の主な懸案について国益確保のために主導的・戦略的に対応 (年中)
  - IP 競争力を PR するなどして WIPO 地域事務所 (\*) の韓国誘致を推進 (年中)
    - \* 5 ヶ国に設置 (中国、日本、シンガポール、ブラジル、ロシア)
- 知財権関連の国際協力を拡大し、グローバルイシューを先導 (特許庁、外交部)
- APEC と協力して APEC 加盟国を対象に IP 教育、IP 事業化ワークショップなどを推進
- WTO、WIPO、APEC、CPTPP (\*) など国際機構及び地域の枠組みで提起されるグローバル IP イシューに主導的に対応 (年中)
  - \* 環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定 (11 ヶ国、2018 年 3 月署名)

## 推進背景

- 韓国企業が多く進出している新興国・発展途上国のうち相当数は IP 制度、専門人材及び行政システムなどが十分でないため、権利確保に多くの時間・財源を消耗
- 知財権をより手軽に取得して保護できる環境づくりが必要

## 主要内容

- 韓国型特許行政サービスの海外への普及を拡大（特許庁）
- UAE の知財権組織・人材、教育、法律、政策分野にコンサルティング事業を輸出し、特許審査を代行する審査官を派遣（3年間、2018年〇〇人）
- イランの知財権インフラ改善（\*）、新興国を対象とした PCT 国際調査機関の指定及び PPH 協力の推進
  - \* IP 教育センターの設立支援、及び知財権業務担当公務員を対象にした IP 教育実施（～第2四半期）
- グローバルな IP 教育コンテンツを開発及び拡散（特許庁）
- WIPO、APEC など国際機構・国際会議体と協力して子供や専門家向けにグローバルな IP 教育コンテンツを普及・拡散（年中）
- 発展途上国への戦略的支援及び IP - ODA 事業を体系化（特許庁）
- WIPO と共同で発展途上国を対象に適正技術コンテスト、知的財産権教育を実施して韓国の知財権政策を広報（年中）
  - ※ 発展途上国の特許庁審査官を対象に特許法及びデザイン法を教育（2018年上半期）
- 発展途上国を対象に ODA 事業（\*）の事前妥当性調査及び事後評価を実施（年中）
  - \* 適正技術開発、商品ブランド・デザイン開発及び権利化の支援など

## 10. 生物・遺伝資源など新たな知的財産をめぐる国際規範への対応強化

### 10-1 生物・遺伝資源に関する新たな国際規範への対応

#### 推進背景

- 生物・遺伝資源の国家所有権の認定と遺伝資源の利用で発生する利益の公正な共有を義務化した名古屋議定書（\*）が 2017 年 8 月に韓国で批准され、公海上の海洋遺伝資源に対して IP 共有の主張が広がるなど、生物・遺伝資源に関する新たな国際規範への対応強化が求められている状況
  - \* 海外の生物資源へのアクセス規制強化、及び輸入単価上昇により、韓国のバイオ市場（規模 9.3 兆ウォン）を基準にすると、約 3～5 千億ウォンの追加費用の発生が推定される（2015 年、韓国環境政策・評価研究院）

#### 主要内容

- 生物・遺伝資源の保存・管理体系を強化（農林部）
- 研究成果から得られた獣医遺伝資源、市・道の防疫機関などが保有する病原体などの寄託を受けて体系的に収集・保存し、寄託・分譲の利便性（\*）を向上
  - \* 国家科学技術知識情報サービス（NTIS）、国家動物防疫統合システム（KAHIS）、獣医遺伝資源銀行（KVCC）との連動を強化
- 山林生命資源 Gene Bank の運営、及び保存資源特性の DB 化
  - ※ アメリカ国立生物工学情報センター（NCBI）に遺伝子など生物資源情報を登録し、必要に応じて NCBI 内の情報を研究に活用するなど連携・協力
- 遺伝資源の活用度を高めるために遺伝資源情報の公開を拡大し、品質管理のための管理標準マニュアルを普及させ、モニタリングを強化
  
- 朝鮮半島に自生する生物を発掘・管理（環境部）
- 自生生物の調査・発掘を加速させて 5 万種以上の国家生物種目録を作成し、生物主権主張の根拠となる国家生物種の確証標本を拡大（2018 年、1600 種）
  - ※ 韓国に生息している自生植物は 10 万種と推定されるが、現在までにその 49% に当たる 40,603 種が目録化されている（2017 年末）
- 文献調査などを通して生物資源についての伝統的知識を探索・発掘（\*）し、自生生物の有用性を検証して基礎機能を探索・検証した後、ゲノム情報を確保
  - \* 全羅南道の国立公園、及び伝統的な村落で口伝されてきた伝統知識を探索し、医学書・農業書・類書などの伝統文献に収録された生物知識（旧名称、形態、生態、利用）を抽出して分析
- 生物資源の活用度を高めるために生物資源情報の公開を拡大（\*）し、学術研究者を対

象とした生物標本レンタルサービス（\*\*）を運営して、自生生物種を判別できる DNA バーコードシステムを構築

\* 生物資源情報の公開拡大：（2017 年）181 万件→（2018 年）189 万件

\*\* 基準標本（当該種の基準となる標本）、希少標本、毀損の危険性が高い標本はレンタルを制限

○ 生物資源情報を統合・提供して、生物資源の産学研協議体を運営

□ 海外生物資源確保などのための国際協力を強化（環境部、農林部、海水部）

○ 生物資源が豊富な 7ヶ国（\*）と生物多様性共同調査を実施し、海外（モンゴル・ベトナム・カンボジア）の伝統知識を基盤とした有用な生物資源を発掘・確保

- 協力国の生物多様性管理公務員の養成教育を支援、国際シンポジウムを開催

\* ラオス、ミャンマー、ベトナム、カンボジア、ミクロネシア、モンゴル、タンザニア

○ 農林畜産検疫本部と海外関連機関との間で MOU を締結し、共同研究で海外資源を収集

○ 地球温暖化に備えて東南アジア国家の病原体資源を収集

○ 植物新品種保護国際同盟（UPOV）に参加、及び東アジア品種保護フォーラムなど海外関連機関との協力体系を構築

○ 海外の有用資源を早期獲得するために名古屋議定書の未加入国や生物種の多様性が高い国家及び国際機構を中心にグローバル協力拠点を拡大（\*）

\* （2017 年）ロシア、ミクロネシア、フィリピンの 3ヶ所→（2018 年）ベトナムを追加

□ 公海上の海洋遺伝資源に関する新たな IP 規範体制に対応（海水部）

○ 産学研政策説明会の開催、海洋法・IP の専門家の連携による政策開発、海洋遺伝資源に関する弁護士・弁理士教育の推進

□ 名古屋議定書の履行を推進（環境部、農林部）

○ 名古屋議定書の主要履行事項を盛り込んだ「遺伝資源のアクセス・利用及び利益共有に関する法律（\*）」を本格施行（2017 年 8 月）

\* 韓国国内の遺伝資源などへのアクセスの申告、及び利益の共有、アクセス・利用の禁止、海外の遺伝資源などへのアクセス及び利用のための手続きの遵守などを規定

※ 法制定・公布（2017 年 1 月 17 日）→施行令制定・公布（2017 年 8 月 16 日）→施行規則制定・公布（2017 年 11 月 27 日）

○ 「遺伝資源情報管理センター」を運営（2018 年 3 月～）して、認識改善と広報を強化

- 民間企業などを対象に案内書・教育資料の配布、ラジオでの広告など広報チャンネルを多角化し、出張コンサルティング及びオンライン相談を実施し、フォーラムを開催



- 名古屋議定書への共同対応のためのバイオ産業界協議会（\*）を設立（2018年4月）
- 生命資源情報サービス（[www.bris.go.kr](http://www.bris.go.kr)）を通して海外遺伝資源へのアクセス及び利用時の処理手続きについて案内
- 遺伝資源の利益共有に関するガイドライン策定のための研究を推進（2018年3月～2019年3月）

### 推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ 生物資源の保存・管理体系を強化（農林部）				
・ 獣医遺伝資源の収集・保存	○	○	○	○
・ 山林生命資源 DB の構築及び利用活性化	○	○	○	○
□ 朝鮮半島に自生する生物を発掘・管理（環境部）				
・ 国家生物種目録の作成（拡大）	○			○
・ 有用性分析対象種の選定・分析、ゲノム情報の確保など	○	○	○	○
・ 生物資源の公開拡大（拡大）及びレンタルサービスの運営		○	○	○
・ DNAバーコードシステムの構築	○	○	○	○
・ 生物資源情報の統合・連携	○	○	○	○
□ 海外生物資源確保などのための国際協力を強化				
・ 海外生物資源確保のための国際協力強化（病原体収集など）（環境部、農林部）	○	○	○	○
・ UPOV国際会議に出席（農林部）	○	○	○	○
・ 海外の有用資産を先取りするために海外拠点を拡大（海水部）（拡大）				
□ 公海上の海洋遺伝資源に関する新たな IP 規範体制に対応（海水部）	○	○	○	○
・ 政策説明会、専門家ワークショップ開催	○	○		
・ 海洋遺伝資源に関するIPの専門人材養成プログラムの開発、政策報告書の発刊など			○	○
□ 名古屋議定書に対応（環境部）				
・ 遺伝資源情報管理センターの設置・運営	○	○	○	○
・ 遺伝資源の利益共有ガイドライン策定に向けた研究	○	○	○	○

## 推進背景

- これまで国レベルで「ゴールデンシード (Golden Seed) プロジェクト (\*)」を推進して新品種育成の基盤を固めてきたが、今後は輸出市場の拡大など成果を可視化させるための更なる努力が必要
  - \* 種子大国への飛躍に向けた政府を挙げた種子開発 R&D プロジェクトとして、2021 年までに輸出 2 億ドルの達成と種子自給率の向上が目標 (2012~21 年)
  - 種子自給率の目標 (2021 年) : ミカン 10%、種鶏 30%、トマト 70%、種豚 80%、海苔 100%
  
- 部署ごとに品種保護制度運営機関 (\*) が分かれているため審査の質の標準化などを考慮すると運営の効率化が必要であり、保護登録品種の拡大と種子紛争への対応体系の強化も必要
  - \* 国立種子院 (農作物)、国立山林品種管理センター (山林)、水産植物品種管理センター (水産)

## 主要内容

- 植物及び海洋水産新品種の開発支援を強化 (農林部、海水部、自治体)
- 薬用作物として優良な品種の育成及び育種技術を開発し、企業・自治体と連携して現場評価会を実施
- 山林分野での新品種育成を促進するために育種家、出願希望者、種苗業者を対象に現場訪問コンサルティング、教育・広報を実施し、
  - 観賞用新品種及び野生花の年中栽培技術の開発など、野生花の産業化基盤を構築
- 輸出及び輸入代替品種開発のための海洋水産新品種 R&D を推進 (ゴールデンシードプロジェクト)
  - ※ 輸出 3 品種 (ヒラメ、アワビ、ハタ科) 及び輸入代替品種 1 種 (海苔)
- 地域の特性を考慮して高付加価値を生み出す新品種を地域ごとに育成
  - \* 機能性特殊稲・果樹・草花・パプリカなど (全羅北道)、キノコ・緑茶・ヒジキ (全羅南道)、トマト・ユリ (忠清南道) など
  
- 品種保護制度の運営を効率化し審査体系を改善 (農林部、海水部)
- 品種保護制度運営機関 (\*) 間で業務協力を強化し、種子管理サービスの総合チャンネル ([www.Seednet.go.kr](http://www.Seednet.go.kr)) 及び品種保護相談センターを常設運営
  - \* 国立種子院 (農作物)、国立山林品種管理センター (山林)、水産植物新品種管理センター (水産)

- 品種判別の正確性・信頼度を引き上げ、種子紛争解決支援などのために品種を識別する分子マーカーの開発及びDNAのDB構築、DNA検定技術の活用を推進
- 品種保護基盤を強化すべく審査体系を改善して専門性を強化
  - 品種審査基準となる種別特性調査要領の制定・改定、特性基礎調査の実施
- 品種保護侵害の予防及び対応を強化（農林部、海水部）
- 保護品種の無断流通を事前に防ぐために現場コンサルティング・教育などを実施し、特別司法警察などによる取締り及び司法処理を強化

**推進日程**

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ 植物及び海洋水産新品種の開発支援を強化				
・薬用作物として優良な種子の生産技術開発（農林部）		○	○	○
・育種の裾野拡大に向けた現場コンサルティング、説明会など（農林部）	○	○	○	○
・野生花の産業化基盤構築（年中栽培技術の開発など）（農林部）		○	○	○
・海洋水産新品種 R&D の推進（海水部）		○		○
□ 品種保護制度の運営を効率化し審査体系を改善				
・品種保護制度運営機関間での協力及び相談センターの運営など（農林部）	○	○	○	○
・品種識別分子マーカーの開発及びDNA DBの構築（農林部、海水部）	○	○	○	○
・品種審査基準を設けるための特性調査要領の開発（農林部、海水部）	○	○	○	○
・機能性品種保護出願品種の基礎特性調査（農林部）	○	○	○	○
□ 品種保護権侵害への対応・流通の取締り（農林部、海水部）	○	○	○	○

## 6. IP 尊重文化の拡散及び基盤構築

### 11. 小中高での IP 教育拡大及び市民の意識改善に向けた努力強化

#### 11-1 青少年を対象にした IP 教育の強化

##### 推進背景

- 技術と産業が融合・複合し、雇用形態が変化する第 4 次産業革命の時代には、チャレンジ精神と創意性を備えた人材が必要
- 青少年への体系的な創意発明教育による未来の IP 人材育成が必須

##### 主要内容

- ※ 「第 3 次知識財産人材養成総合計画（2018～2022 年）」と連携推進
- 小中高校生を対象に発明・特許素養教育を強化（特許庁）
- 「発明教育の活性化及び支援に関する法律（2017 年 9 月施行）」に基づき「発明教育活性化基本計画」を施行、体系的な発明教育を推進（新規）
  - 市・道の教育庁と協力して高等学校選択教科である「知識財産一般」の導入を拡大（\*）（新規）
    - \* 2018 年施行、2022 年まで 200 校で導入
- 体系的な創意・融合型発明教育を実施すべく広域拠点ごとに「発明教育統合支援センター」の設置を検討（新規）し、発明教育センター（\*）（199 ヶ所）を通じて発明素養教育を活性化
  - \* 討論・実習・体験学習、及び先端・融合教育トレンドを取り入れたテーマ別（3D プリンター、ロボットなど）発明教育の運営、施設の現代化を支援

##### <発明教育統合支援センターの概要>

区分	支援内容
設置	（市・道教育庁）申請→（特許庁）運用計画や施設などを基準に支援
支援内容	（特許庁）体験教育用器機、モデル・深化型教育プログラムなどを支援
主要機能	モデル・深化型発明教育プログラムの運営、管内所在大学内の発明体験施設などとの連携・利用支援、教員研修、発明教育センターの管理など

- ※ 市・道の教育庁、及び地方自治体所管の施設・人材などを最大限に活用し、予算執行の効率化を推進

- 企業と連携した青少年発明教育を通して産業親和型の発明人材を養成し、発明に長けた学生を対象にした起業教育を強化
  - 発明分野で優秀な学生を選抜し、教育・コンサルティング支援及び事業化への橋渡しを実施
- 発明学習アニメーション（\*）、及びゲームと発明学習を組み合わせた G-Learning (Game-based Learning)（\*\*）教育コンテンツの普及
  - \* 「発明王ポロロ」は韓国語、英語、スペイン語、フランス語など、現在4言語に対応
  - \*\* 「発明探偵、ジン」、「インベンションシティ」は韓国語、英語、PC及びモバイルバージョンに対応
- 発明・特許特性化高校（\*）を対象に、発明・特許の正規教科目と地域の協力企業を連携した職務発明プログラムを運営
  - \* 全国で6校運営（三一工業高校（水原）、大洗発明科学高校（釜山）、未来産業科学高校（ソウル）、桂山工業高校（仁川）、光州自然科学高校（光州）、西帰浦産業科学高校（済州））
  - 「知識財産一般」科目を教える教員を養成し、市・道教育庁と発明関連の進路探索プログラムを運営
- 発明展示会及び創意力チャンピオン大会などを開催して発明人材を発掘
  - 受賞者を対象に発明体験教室、チームビルディング教育などを実施して創造力を強化

### 推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ 小中高校生を対象に発明・特許素養教育を強化（特許庁）				
・発明教育活性化基本計画の樹立（新規）	○			
・選択教科の導入拡大（新規）	○	○	○	○
・広域拠点別発明教育統合支援センターの設置（新規）	○	○	○	○
・発明教育センターの運営支援	○	○	○	○
・発明特許特性化高校を対象に職務発明プログラムの運営など	○	○	○	○
・企業と連携した青少年の発明教育及び発明英才教育の実施	○	○	○	○
・発明学習教育コンテンツの普及	○	○	○	○
・発明教育進路探索プログラムの普及及び教員養成	○	○	○	○
・発明展示会及び創意力チャンピオン大会の開催	○	○	○	○

### 推進背景

- IP を尊重する文化は健全な知財エコシステムの土台だが、IP 保護の必要性に対する国民の意識はかなり改善（\*）したものの模倣品の購入（\*\*）、違法ダウンロードは依然として続いているなど、国民の意識と実践意志は未だ不十分

\* 知財保護意識（100点/知識財産保護院）：63.3（2010年）→80.6（2017年）

\*\* オンライン上の模倣品販売中断実績：（2015年）6,091件→（2016年）6,256件（韓国消費者保護院）

### 主要内容

※ 「第3次知的財産人材養成総合計画（2018～2022年）」と連携推進

- IP 意識を引き上げ（特許庁、自治体）
- 公募展、発明・保護体験教育、地域文化行事など参加型のプログラムを拡大
  - 技術奪取及び模倣品流通を根絶させるための公益広告、オンライン広報などを実施
- 消費者権利保護の専門機関（韓国消費者院）と連携して知財権保護教育（\*）を実施
  - \* モデル学校（7校）：龍下小学校（江原道楊口）、竹香小学校（忠清北道沃川）、大邱鶴南小学校（大邱）など
- 大企業の IP 専門家が参加するセミナー・カンファレンス・ワークショップなどを通して大企業・中小企業間の協力ネットワークを構築し、
  - 中小企業 CEO を対象に IP 意識を高める教育を実施し、IP 関連の経営ノウハウ及び情報を共有
- 地域知識財産センターを通じて地元企業、起業準備者及び学生、地域住民などを対象に IP 一般、実習教育、最新 IP イシュー討論などをテーマに教育を実施（年 400 回）
  - ※ 住民を対象に「IP 一般教育」、中小企業 IP 管理者及び研究部署の担当者を対象に「IP 集中教育」、企業を対象に「出張 IP 教育」を実施
- IP 専門家が企業を直接訪問して企業のニーズと特性に合った事例中心の教育を行う「出張 IP 教育」を運営
  - ※ 先行技術の調査分析技法や特許明細書の作成など企業のニーズに合わせて教育実施
- 地域福祉センターなどとも連携してセンター利用者を対象に IP 教育及び発明教育を実施
- 著作権尊重文化を拡散（文体部）
- 創作者、学校、公共機関、企業などを対象に出張著作権教育（\*）を提供
  - \* （2017年）10,963回（430,514人を教育）→（2018年）12,000回（目標値）
- 小中高校の学級、部活動などを対象に著作権体験教室（\*）を開いて著作権の概念、正

しい著作権利用法などを教育

\* (2017年) 293回 (11,100人を教育) → (2018年) 320回 (目標値)

○ 対象ごとに最適な著作権遠隔教育(\*)及び関連機関との協力課程(\*\*)を拡大運営し、遠隔教育コンテンツを開発・普及及び更新

\* 創作者・教員・産業従事者・公務員・一般人を対象に実施:(2017年) 39課程→(2018年) 42課程

\*\* 公共機関・大学を対象に実施:(2017年) 48機関→(2018年) 51機関

○ 広報映像などを利用して著作権ブランド「パンドゥ©\*」を拡散・広報し、ウェブトゥーン・SNSなどを活用して生活の中の著作権についての広報を強化

\* 文部部と韓国著作権委員会が、コンテンツを適切に利用することで皆がその恩恵を享受できる正しい著作権文化醸成のために開発した著作権ブランド

(©はcopyrightを意味)

□ 知的財産の日の記念式を開催(知財委)

○ 法定記念日に指定された「第1回知的財産の日」(毎年9月4日)を迎え、革新成長の中核要素である知的財産に対する国民の理解と関心を促進

- IP功労者の表彰、国家知識財産ネットワーク(KIPnet)カンファレンスの開催、国民への広報などを推進

### 推進日程

推進内容	推進日程			
	1/4	2/4	3/4	4/4
□ IP意識を引き上げ(特許庁)				
・参加型保護教育プログラムの拡大		○	○	
・公益広告及びオンラインコミュニティでの広報		○	○	○
・消費者権利保護専門機関と連携した知的財産権保護		○	○	○
・中小企業のCEOを対象としたIP意識教育の実施			○	○
□ 著作権尊重文化を拡散(文部部)				
・出張著作権教育の実施	○	○	○	○
・小中高生を対象に著作権体験教室を運営	○	○	○	○
・オンライン著作権教育の運営(拡大)	○	○	○	○
・生活の中の著作権を広報し、著作権ブランド「パンドゥ©」を拡散	○	○	○	○
□ 知的財産の日の記念式を開催(知財委)(新規)		○	○	

## 12. 地域の IP 競争力強化

---

### 推進背景

- IP の創出・活用・保護による地域革新は、地域の競争力を高める主要エンジン
- 各地域の特性及び比較優位を考慮した地域ごとの IP 競争力を強化し、IP を基盤とした高付加価値産業の育成及び地域経済の活性化を推進

### 主要内容

- 地域の中小企業育成を支援（特許庁、自治体）
- IP 専門家の支援を受けにくい地域にある中小企業のために、全国地域知識財産センター（RIPC（\*））の IP 経営支援団が企業の現場を直接訪問して IP に関わる悩みを随時発掘し、問題を即時に（2～3 ヶ月）解決
  - \* 地域の IP 意識引き上げ、IP の創出・保護・活用支援などのために設立（全国 24 ヶ所）（特許情報サービスの提供、IP 総合相談、IP 説明会、地域別特性化事業などを遂行）
- ※ IP マップ（特許・デザイン）、ブランド・デザイン開発、特許技術シミュレーションの製作などを支援
- 地域特化産業分野の有望中小企業を対象に、地域の大学・研究機関との共同技術開発を支援（年中）
- 地域中小企業のブランド及びデザイン開発、金融・海外マーケティング、IP 紛争コンサルティングなど、グローバル市場進出のためのワンストップ支援を実施（年中）
  
- 地域特化産業の育成及びブランド開発を支援（自治体）
- 地域条件と特性を考慮して地域の特産品、伝統産業、自然発生的産業の育成基盤が整った分野などに対して IP という観点に基づいた主力特化産業（\*）を育成（年中）
  - \* 農業（世宗）、自動車部品及び造船資機材（蔚山）、郷土資源の健康食品化（全羅北道）、絹産業（慶尚南道）、化粧品（済州）、バイオヘルス（忠清北道）など
- 地域内の歴史、文化、伝統資源を観光資源化し、固有ブランドを開発（年中）
  - ※ 八公山山中市場の再現（大邱）、地域文化資源の発掘及びキャラクター・玩具などの開発（忠清南道）、伝統市場ブランドの開発（釜山）
  
- 郷土・村落企業の IP 競争力強化を支援（自治体）
- 農村・漁村に基盤を持つ企業を対象に IP コンサルティングなど IP 経営基盤を構築し、
  - 農家・地元企業を対象に IP 管理優秀事例の広報及び教育、紛争相談など支援（年中）
- ※ 国内外の IP 権利化、包装デザインの開発及びブランドネーミング開発、大型流通網・都市などとの協力を通じた販路開拓支援など



- 伝統村落の商品及びデザイン開発を支援（年中）
  
- IPプロボノを拡大（特許庁、自治体）
- 地域知識財産センターを基盤として、小規模企業・自営業者、社会的企業、起業準備者などを対象に IP 専門家（\*）によるプロボノ（\*\*）支援を実施（年中）
  - \* （プロボノ提供者）弁理士、大学、IP サービス業従事者、デザイナーなど IP 分野でプロボノが可能な個人、又は団体
  - \*\* IP 出願、先行技術調査、IP 教育及び経営コンサルティング、ブランド・デザイン開発、紛争及び事業化相談など
  
- 地域の IP 協力ネットワークを構築（自治体）
- 地域知識財産委員会（\*）を通じて地域 IP の発展及び制度改善を推進（年中）
  - \* 全羅南道、ソウル、大邱、仁川、釜山
- IP を保有する地域内中小企業間で交流、地方自治体・大学・企業・地域知識財産センターなどが参加する協議会・懇談会などを開催（年中）

---

---

## IV. 2018 年度の財政投資計画

---

---

### 1. 中央行政機関

---

---

#### 1 総投資計画

- 基本計画期間（2017～21 年）の予算合計 4 兆 7 百億ウオンのうち、6,191 億ウオンを投資、前年投資実績比で約 8.3%増加
  - ※（2017 年の投資実績）5,715 億ウオン
- R&D 事業に 62.2%（3,853 億ウオン）、一般事業（非 R&D）に 37.8%（2,338 億ウオン）を投資

#### 2 部署別投資規模

- 全部署別の財政投資は特許庁（1,959 億ウオン、32%）、中企部（1,431 億ウオン、23%）、科技情通部（1,091 億ウオン、18%）、産業部（654 億ウオン、11%）で全体の約 83%
- R&D 事業は中企部（1,362 億ウオン、35%）、科技情通部（1,091 億ウオン、28%）の順
- 非 R&D 事業では特許庁が 65%（1,532 億ウオン）、文体部が 22%（514 億ウオン）

(単位：億ウォン、%)

6 大重点方向	投資計画	比率
<b>① IP を基盤にした良質な雇用創出への寄与</b>	<b>705</b>	<b>11.4</b>
1. IP 専門人材の育成及び起業・就業への連係	30	0.5
2. 民間 IP サービス業及び市場主導型 IP 取引・金融の活性化	675	10.9
<b>② 第 4 次産業革命への対応及び新産業の創出に向けた強力な IP の確保</b>	<b>1,870</b>	<b>30.2</b>
3. IP - R&D 戦略を通じた中核技術 IP の先取り	1,230	19.9
4. 新技術・新産業に対応した IP インフラの構築	640	10.3
<b>③ 起業と中小・ベンチャー企業の成長に必要な IP 競争力の強化及び公正な秩序の確立</b>	<b>2,187</b>	<b>35.3</b>
5. 革新型の起業及び中小・ベンチャー企業の IP 活動への支援強化	2,105	34.0
6. 中小・ベンチャー企業の IP 保護に必要な公正な経済基盤の構築	82	1.3
<b>④ デジタル環境に対応した著作権エコシステムの基盤構築</b>	<b>436</b>	<b>7.1</b>
7. 創作者に対する公正な補償体系の構築及び定着	139	2.3
8. コンテンツ産業育成のための制度改善及び輸出先の多角化	297	4.8
<b>⑤ グローバルな IP 対応力の強化</b>	<b>909</b>	<b>13.7</b>
9. 現地対応体系の強化及び国際協力の持続的拡大	410	6.6
10. 生物・遺伝資源など新たな知的財産をめぐる国際規範への対応強化	439	7.1
<b>⑥ IP 尊重文化の拡散及び基盤構築</b>	<b>144</b>	<b>2.3</b>
11. 小中高での IP 教育拡大及び市民の意識改善に向けた努力強化	144	2.3
12. 地域の IP 競争力強化(*)	-	-
<b>合計</b>	<b>6,191</b>	<b>100.0</b>

\* 地方自治体の予算に該当

## 2. 地方自治体

---

### 1 総投資計画

- 17 の広域地方自治体の IP 関連予算は合計 7,384 億ウォンで前年比 3.2%増加
  - ※ (2017 年の投資実績) 7,158 億ウォン
- (事業の性格) R&D 事業に 52.2% (3,853 億ウォン)、一般事業 (非 R&D) に 47.8% (3,530 億ウォン) 投資
  - R&D 事業費は前年比で 7.9%増加、一般事業費は 1.6%減少
- (予算調達方法) 地方自治体の予算 49.3%、国費 48.6%、その他 (民間負担など) 2.1%
  - 地方自治体の自主予算は前年比 2%増加、国費は 4.5%増加
  - ※ 地方自治体の予算は中央部処の事業予算との重複などを考慮して基本計画策定時の財政投資計画に含んでいない

### 2 地方自治体別の投資規模

- 地方自治体別の投資規模は大邱広域市 (1,555 億ウォン、21.1%)、蔚山広域市 (797 億ウォン、10.8%)、全羅北道 (713 億ウォン、9.7%) の順
- (前年比増加率) 仁川広域市が 27.7%で最も高く、続いて釜山広域市 24.7%、光州広域市 24%の順
- (事業の性格) R&D 事業は蔚山広域市 (703 億ウォン)、全羅北道 (607 億ウォン) の順
  - 非 R&D 事業は大邱広域市 (966 億ウォン)、仁川広域市 (494 億ウォン) の順

＜地方自治体別の投資規模＞

(単位：億ウォン、%)

区分	2017年			2018年			前年比 増加率
	R&D	一般財政	合計	R&D	一般財政	合計	
ソウル	266	290	556	263	288	550	△1.0
釜山	300	86	386	380	101	481	24.7
大邱	515	925	1,440	589	966	1,555	8.0
仁川	25	525	550	208	494	702	27.7
光州	0	19	19	0	24	24	24.0
大田	85	197	282	113	205	318	12.9
蔚山	709	82	791	703	94	797	0.7
京畿道	0	59	59	0	64	64	7.8
全羅北道	597	93	689	608	106	713	3.5
全羅南道	214	376	590	211	353	564	△4.3
慶尚北道	0	24	24	0	28	28	17.3
慶尚南道	27	47	74	37	53	90	21.8
済州道	35	58	93	43	60	103	10.6
世宗	0	258	258	0	252	252	△2.1
江原道	166	39	205	159	37	196	△4.7
忠清北道	631	17	648	539	19	558	△13.9
忠清南道	0	494	494	0	388	388	△21.5
合計	3,570	3,588	7,158	3,853	3,531	7,384	3.2

---

---

## V. 今後の計画

---

---

- (施行計画の履行) 関係中央行政機関及び地方自治体に通知して実行  
(知識財産基本法第 9 条及び同法施行令第 10 条)
- (成果の点検) 2018 年度施行計画の重点方向に基づいて推進実績の点検・評価 (2019 年 3 月、知財委上程)  
(知識財産基本法第 10 条及び同法施行令第 11 条)

添付

各推進課題の所管部処及び自治体

## 1. 中央行政機関

※ 6大重点方向及び12の推進課題下の細部課題別所管部処（地方自治体を一部含む）

推進課題	所管部処
<b>1. IPを基盤にした良質な雇用創出への寄与</b>	
<b>1. IP 専門人材の育成及び起業・就業への連係</b>	
▲ 先導的な「IP 創出」人材の育成を支援	特許庁、文体部
▲ 「IP サービス」人材の専門性強化を支援	環境部、特許庁
▲ 現場中心の「IP 管理」人材養成を支援	特許庁、 中企部、産業部
▲ 現場・融合型「IP 人材育成基盤」の充実化	特許庁、文体部、 産業部など
<b>2. 民間 IP サービス業及び市場主導型 IP 取引・金融の活性化</b>	
<b>2-1. IP サービス業の活性化支援</b>	
▲ 民間主導の IP サービス産業発展のためのインフラを構築	特許庁
▲ IP サービス業者の海外進出を支援	特許庁
▲ IP サービスの専門人材を養成	文体部、環境部、 特許庁、 教育部など
<b>2-2. IP・技術取引及び事業化の促進</b>	
<b>2-2-①IP・技術取引活動のインセンティブ強化</b>	
▲ 技術取引の税制優遇について広報を推進	産業部
▲ IP 取引活性化のために仲介を活性化	特許庁、福祉部
<b>2-2-②IP・技術取引・移転及び事業化への後続支援拡充</b>	
▲ 事業化有望技術にさらなる R&Dなどを支援	科技情通部、 産業部、福祉部
▲ 公共機関の優秀な IP の選別・活用を支援し、企業の IP 活用力を強化	特許庁
▲ 政策ファンドを活用して事業化を支援	産業部
<b>2-3. 民間中心の IP 金融の高度化</b>	
<b>2-3-①IP 金融を利用した優秀な IP 企業の支援強化</b>	
▲ 優秀な特許を保有するスタートアップなどへの IP 投資を強化	特許庁
▲ 商標権を基盤とした投資の活性化を誘導	特許庁
<b>2-3-②民間中心の IP 金融のためのインフラ構築</b>	

▲ IP 価値評価の専門領域特化及び信頼性向上を推進	特許庁、 産業部、福祉部
▲ 技術信用貸付の質的改善及び技術基盤の投資拡大	金融委
▲ IP 金融人材の育成及び専門性の向上	特許庁
<b>② 第 4 次産業革命への対応及び新産業の創出に向けた強力な IP の確保</b>	
<b>3. IP - R&amp;D 戦略を通じた中核技術 IP の先取り</b>	
<b>3-1. IP 戦略と R&amp;D の関係による優秀な IP 創出促進</b>	
▲ R&D の全周期にわたる特許ビッグデータ分析の支援を拡大	特許庁
▲ R&D 事業団の IP 成果管理を強化	科技情通部、 福祉部
<b>3-2. 新技術分野の R&amp;D への標準特許戦略の適用強化</b>	
<b>3-2-①. R&amp;D - 特許 - 標準の連携推進</b>	
▲ 第 4 次産業革命の新技術分野における R&D 段階別の標準特許確保戦略を支援	特許庁
▲ 標準特許エコシステムを活性化するためのインフラを構築	特許庁
▲ 中小・中堅企業の国際標準化スキル及び R&D - 標準の連携を強化	産業部
<b>3-2-②. 国際標準特許を確保するための対外活動強化</b>	
▲ 国際標準対応体系を構築	特許庁
▲ 国際標準化機構のイニシアチブ確保基盤を構築し、民間フォーラムを支援	科技情通部
▲ 国際標準化活動の専門性と認識を引き上げ	科技情通部、 特許庁
<b>3-3. 公共研究機関の先導的 IP 経営強化</b>	
▲ 各出捐（研）の特性に合った IP 経営戦略の高度化を推進	科技情通部
▲ 出捐（研）技術移転専任組織（TLO）のスキルを強化	科技情通部
▲ 特許の出願及び未活用特許を体系的に管理	科技情通部、 特許庁
<b>4. 新技術・新産業に対応した IP インフラの構築</b>	
<b>4-1. 新技術・新産業の登場に対応した IP 保護体系の整備</b>	
<b>4-1-①新技術の IP に対する保護体系確立</b>	
▲ 未来の著作権環境にふさわしい著作権法制度の改善方向を研究	文体部
▲ ビッグデータ産業活性化に向けた著作権法改正を推進	文体部
<b>4-1-②デジタル・ネットワーク環境での SW 知財権保護体系の改善</b>	
▲ 特許技術が含まれた SW のオンライン保護体系を構築し、特許審査を充実化	特許庁
▲ 正規 SW の使用を管理し、違法 SW の根絶を強化	文体部



▲ オープンソース SW 活用基盤の構築及び活性化を支援	文体部
<b>4-1-③SW 紛争解決のための専門人材拡充及び取締強化</b>	
▲ 著作権調停制度の安定的な運営及び広報強化を推進	文体部
▲ SW 紛争に関する専門鑑定機能を強化	文体部
<b>4-2. 特許権の信頼性・安定性向上</b>	
<b>4-2-①特許無効率を下げる質の高い審査の実現</b>	
▲ 第4次産業革命に備えて審査組織及び審査方式を改編	特許庁
▲ 審査の質向上に向けて審査人材を拡充	特許庁
▲ 審査力強化に向けてインフラを拡充	特許庁
<b>4-2-②IP 紛争解決システムの先進化</b>	
▲ 特許紛争の迅速な解決に向けて特許訴訟・審判体系を改善	特許庁
▲ 特許審判の質向上を推進	特許庁
<b>③ 起業と中小・ベンチャー企業の成長に必要な IP 競争力の強化及び公正な秩序の確立</b>	
<b>5. 革新型の起業及び中小・ベンチャー企業の IP 活動への支援強化</b>	
<b>5-1. 中小・ベンチャー企業の IP 活動への支援強化</b>	
<b>5-1-①IP を基盤にした革新型起業の活性化</b>	
▲ スタートアップ特許バウチャー事業を施行	特許庁
▲ IP を基盤とした起業を促すために起業段階別の支援を強化	特許庁
▲ 保健産業における IP を基盤にした起業を支援	福祉部
▲ 大学内起業を活性化	中企部、教育部、科技情通部
<b>5-1-②中小企業への IP - R&amp;D 支援拡大</b>	
▲ 第4次産業革命の中核分野及び技術分野別の IP - R&D 支援を強化	特許庁
▲ 企業を対象に R&D の全周期にわたる IP 戦略策定を支援	中企部
▲ 部処間の協業による R&D 及び IP - R&D 共同事業を推進	特許庁、中企部
▲ 中小企業のニーズに基づいた R&D を活性化	科技情通部、特許庁、産業部
▲ 標準特許強小企業を育成	特許庁
<b>5-1-③中小企業特許共済制度の導入及び訴訟保険の活性化</b>	
▲ 中小企業特許共済事業を推進	特許庁
▲ 紛争対応コンサルティング及び訴訟保険を支援	特許庁、自治体
<b>5-2. 職務発明制度の活性化及び合理的な補償体系の構築</b>	
▲ 職務発明制度の拡散に向けた支援強化及び認識改善を推進	特許庁、自治体
▲ 公共分野の職務発明制度を活性化	特許庁、自治体
<b>6. 中小・ベンチャー企業の IP 保護に必要な公正な経済基盤の構築</b>	
<b>6-1. 中小企業のアイデア・技術保護の強化</b>	

<b>6-1-①営業秘密保護の強化及び不当な技術侵害の根絶</b>	
▲ 中小企業の営業秘密の保護を強化	中企部、公取委
▲ 不正競争行為の定義拡大と罰則・行政措置の強化を推進	特許庁、中企部、公取委、産業部
▲ 不公正行為に対する監視・調査を強化	公取委、中企部、特許庁
▲ 中小企業の技術保護力及び契約スキルを強化	公取委、中企部、特許庁
<b>6-1-②中小企業の技術流出に対する迅速な対応体系の整備</b>	
▲ 関係部処の協力で被害事件を迅速解決	中企部、公取委、特許庁など
▲ 捜査の専門性及び関連機関の協力を強化	法務部
▲ 中小企業の技術紛争調停・仲裁制度を活性化	中企部
▲ 産業財産権紛争調停委員会を活性化	特許庁
<b>4 デジタル環境に対応した著作権エコシステムの基盤構築</b>	
<b>7. 創作者に対する公正な補償体系の構築及び定着</b>	
<b>7-1. デジタルコンテンツの著作権保護体系整備</b>	
<b>7-1-①権利者に正当な対価を還元する環境の構築</b>	
▲ 標準契約書の利用を拡大	文体部
▲ 商業用音盤の公演権範囲を拡大	文体部
▲ 音源伝送使用料及び教科用図書からの創作者収益拡大を推進	文体部
▲ コンテンツ産業内での不公正行為を改善	文体部
<b>7-1-②デジタル著作権侵害への対応体系の先進化</b>	
▲ デジタル著作権保護のための総合対応体系を構築	文体部
▲ オンラインでの違法流通への対応を多角化	文体部
<b>7-1-③海外著作権の体系的保護支援</b>	
▲ 官民の協力で海外著作権保護体系を構築	文体部
▲ 著作権分野での国際協力を強化	文体部
<b>8. コンテンツ産業育成のための制度改善及び輸出先の多角化</b>	
<b>8-1. デジタルプラットフォームを活用した著作物利用の活性化</b>	
▲ 著作物利用のワンストップサービスを提供	文体部
▲ 高品質の自由利用著作物拡充及びアクセシビリティ改善を推進	文体部
▲ 教育著作権の共有・支援体制を構築	教育部
<b>8-2. 新技術トレンドに合致するコンテンツを創出するエコシステムづくり</b>	
<b>8-2-①良質な次世代コンテンツの創出支援</b>	

▲ 新技術と融合した新たなコンテンツ製作を支援	文体部、自治体
<b>8-2-②コンテンツ産業育成のための価値評価・金融支援の拡大</b>	
▲ コンテンツ価値評価の適用を拡大して金融機関と連携	文体部
▲ 文化産業完成保証の財源を拡充して制度を整備	文体部
<b>8-3. 韓流コンテンツのグローバル進出支援</b>	
<b>8-3-①韓流コンテンツ進出国家の多角化</b>	
▲ 新規市場の開拓及び政府・民間の協力を強化	文体部
▲ 海外著作権支援拠点を整備	文体部
<b>8-3-②海外での韓流コンテンツの拡散促進</b>	
▲ 海外著作権の合法流通を総合支援	文体部
▲ 海外で韓流拡散促進のための支援を強化	文体部
<b>5 グローバルな IP 対応力の強化</b>	
<b>9. 現地対応体系の強化及び国際協力の持続的拡大</b>	
<b>9-1. 海外進出企業の IP に関わる問題の解決支援</b>	
<b>9-1-①グローバル市場進出のための IP 総合戦略支援</b>	
▲ グローバルヒット商品を生み出す IP 総合支援を実施	特許庁
▲ 中小企業のグローバルな IP 対応力を強化	特許庁、産業部、自治体
<b>9-1-②現地対応体系の強化（IP-DESK の機能拡大及び専門性強化）</b>	
▲ IP-DESK を中心とした海外知財権紛争への予防・対応を強化	特許庁
▲ 在外公館の現地知財権侵害対応への支援を強化	外交部
<b>9-1-③海外の商標ブローカー及び模造品などに対する対応強化</b>	
▲ 商標侵害・模倣品などに対する予防及び早期対応を強化	特許庁
▲ 知財権に係る水際対策を拡大するために国内外の協力態勢を強化	関税庁
▲ 不公正貿易行為に対する調査及び是正措置を実施	産業部
<b>9-2. IP をめぐる国際協力の強化及びグローバルな地位の向上</b>	
<b>9-2-①グローバルな審査協力の強化</b>	
▲ 審査品質向上のために主要国間で審査協力を強化	特許庁
▲ 特許制度の国際的調和及び人的交流を活性化	特許庁
<b>9-2-②IP 国際機構の誘致及びグローバルな IP イニシアチブの確保</b>	
▲ 世界知的所有権機関（WIPO*）への参加拡大及び地域事務所の誘致	特許庁、外交部
▲ 知財権関連の国際協力を拡大し、グローバルイシューを先導	特許庁、外交部
<b>9-2-③発展途上国への IP 行政サービス支援及び IP-ODA 拡大</b>	
▲ 韓国型特許行政サービスの海外への普及を拡大	特許庁
▲ グローバルな IP 教育コンテンツを開発及び拡散	特許庁
▲ 発展途上国への戦略的支援及び IP - ODA 事業を体系化	特許庁

<b>10. 生物・遺伝資源など新たな知的財産をめぐる国際規範への対応強化</b>	
<b>10-1. 生物・遺伝資源に関する新たな国際規範への対応</b>	
▲ 生物・遺伝資源の保存・管理体系を強化	農林部
▲ 朝鮮半島に自生する生物を発掘・管理	環境部
▲ 海外生物資源確保などのための国際協力を強化	環境部、 農林部、海水部
▲ 公海上の海洋遺伝資源に関する新たな IP 規範体制に対応	海水部
▲ 名古屋議定書の履行を推進	環境部、農林部
<b>10-2. 新品種の開発活性化及び保護強化</b>	
▲ 植物及び海洋水産新品種の開発支援を強化	農林部、 海水部、自治体
▲ 品種保護制度の運営を効率化し審査体系を改善	農林部、海水部
▲ 品種保護侵害の予防及び対応を強化	農林部、海水部
<b>6 IP 尊重文化の拡散及び基盤構築</b>	
<b>11. 小中高での IP 教育拡大及び市民の意識改善に向けた努力強化</b>	
<b>11-1. 青少年を対象にした IP 教育の強化</b>	
▲ 小中高校生を対象に発明・特許素養教育を強化	特許庁
<b>11-2. IP フレンドリーな環境づくり</b>	
▲ IP 意識を引き上げ	特許庁、自治体
▲ 著作権尊重文化を拡散	文体部
▲ 知的財産の日の記念式を開催	知財委
<b>12. 地域の IP 競争力強化</b>	
▲ 地域の中小企業育成を支援	自治体
▲ 地域特化産業の育成及びブランド開発を支援	自治体
▲ 郷土・村落企業の IP 競争力強化を支援	自治体
▲ IP プロボノを拡大	自治体
▲ 地域の IP 協力ネットワークを構築	自治体

## 2. 地方自治体

※ 独自性を持った地方自治体の特色を反映して地方自治体のビジョンに沿った推進戦略及び細部課題を提示し、施行計画上の課題番号を表記した。

### □ ソウル特別市：知的財産都市、ソウルの実現

推進戦略		施行計画上 の課題番号
推進課題	細部課題	
<b>① 質の高い知的財産の創出</b>		
1. 知的財産の創出及び 技術開発の支援強化	1. 知的財産の海外権利化支援	9-1
	2. ソウル型 R&D の支援	3-1
	3. 共同協力技術開発の支援	5-1
2. 有望コンテンツの 発掘及び育成	1. 都市農業新技術の実証研究	10-2
	2. ソウル型 GT 育成のための R&D 支援	3-1
	3. ビッグデータキャンパスの運営	8-1
	4. 映像コンテンツ産業の支援	8-2
	5. アニメーション、ウェブトゥーンなど文化コ ンテンツの戦略的総合支援	8-2
	6. メディアコンテンツセンターの運営	8-2
3. 公共分野での 職務発明など IP 競争力の引き上げ	1. 職務発明活性化の基盤づくり	5-2
	2. 職務発明の管理及び保護	5-2
	3. 職務発明活用の最大化	5-2
<b>② 知的財産の事業化促進</b>		
1. 中小企業の IP 活動に 対する総合支援強化	1. グローバル IP スター企業の育成	9-1
	2. IP 翼プログラム	5-1
	3. IP 礎プログラム	5-1
	4. 中小企業への IP 即時支援サービス	5-1
2. 知的財産の活用及び 事業化への総合支援	1. ソウルアプリビジネスセンターの運営	5-1
	2. ソウル創業成長センターの運営	5-1
	3. IoT インキュベーションセンターの運営	2-2
	4. ソウル国際発明展示会への参加支援	5-1
	5. ソウル創業ハブの運営	5-1
<b>③ 知的財産保護の強化及び公正利用の活性化</b>		
1. 中小企業の 知的財産権保護の強化	1. 知的財産権審判・訴訟・侵害品の取締り支援	6-1
	2. 知的財産権訴訟保険への加入支援	5-1
	3. ファッションデザイン権の保護支援運営策	6-1

	構築	
2. 技術保護相談の強化	1. 技術保護支援団の運営	6-1
	2. 技術保護相談・申告センターの設置及び運営	6-1
④ 知的財産エコシステムの基盤強化		
1. IP フレンドリーな社会基盤の確立	1. 知財意識引き上げ教育	11-2
	2. 知財専門家によるコンサルティング	11-2
2. 知的財産の基盤強化に向けたネットワークの活性化	1. IP プロボノ・IP 経営者クラブ	11-2
	2. 知的財産を活用した優秀事例の発掘及び広報	11-2

□ 釜山広域市：知的財産が融合したグローバル技術革新都市の実現

推進戦略		施行計画上の課題番号
推進課題	細部課題	
① 価値ある知的財産創出体系の高度化		
1. R&D による知的財産の創出	1. 地域戦略産業に適した R&D による知的財産の創出	3-1
2. 現場中心の「中小企業 IP 経営支援団」運営	1. 特許技術 3D シミュレーションの製作支援	12
	2. 特許マップ、デザイン、ブランド IP 競争力の強化	12
3. 現場コンサルティングを基盤とした中小企業の IP コンサルティング支援	1. 現場コンサルティングを基盤とした IP 翼プログラムの運営	5-1
4. アイデア実現プラットフォーム「IP 礎プログラム」運営	1. 起業準備者への産業財産権支援	5-1
	2. 起業準備者への 3D プリンティング支援	5-1
	3. 関連機関と連携した企業支援	5-1
② 付加価値最大化のための活用・共有の拡大		
1. 知的財産を基盤とした IP グローバル企業の育成	1. IP マップを用いた IP 競争力の強化	9-1
	2. 特許技術 3D シミュレーションの製作支援	9-1
	3. 特許マップ、デザイン、ブランド IP 競争力の強化	9-1
2. 技術取引促進事業	1. 技術取引促進ネットワーク事業の推進	2-2
3. 釜山デザインセンターの運営	1. (財)釜山デザインセンターの運営	12
4. 大学連合技術持株会社	1. 大学連合技術持株会社の設立運営支援事業	5-1

の設立・運営支援事業		
5. 知的財産ネットワークの構築	1. 優秀特許技術研究会	12
	2. 釜山 IP 経営者クラブ	12
	3. IP プロボノの運営	12

□ 大邱広域市：知的財産を基盤とした起業先導都市、大邱

推進戦略		施行計画上の課題番号
推進課題	細部課題	
① R&D と連携した質の高い IP の創出と事業化支援		
1. 知的財産戦略と R&D の連係を通じた優れた IP の創出	1. R&D の成果管理システム運営	3-1
	2. 政府・出捐（研）の協力による融合・複合 R&D の育成	3-1
	3. 大邱研究開発支援団の運営	3-1
	4. 研究開発特区育成事業	3-1
2. 新技術分野 R&D による IP 創出の支援	1. 次世代融合・複合技術の開発支援	3-1
	2. 未来型自動車の先導技術開発支援	3-1
	3. 状況認知スマートカーのフュージョンプラットフォーム高度化技術開発	3-1
	4. ICT 基盤の医療用 3D プリンティング技術を応用した SW プラットホーム及びサービス技術の開発	3-1
	5. 腫瘍の異形成及びネットワーク制御研究センターの支援	3-1
	6. 肥満媒介疾患研究センターの支援	3-1
	7. 先導型特性化研究事業	3-1
	8. 薬品依存障害に関する核心診断技術の開発及び治療戦略の研究	3-1
3. 優れた IP 技術の取引活性化支援	1. 中小企業への技術情報支援	2-2
	2. 技術取引促進ネットワークの構築	2-2
4. 優れた IP の事業化活性化支援	1. 産学研協力技術開発事業	2-2
	2. 新技術の事業化プロジェクト育成事業	2-2
	3. 創感性デバイス製品の製品化基盤構築	2-2
	4. 大慶（大邱・慶尚北道）技術持株会社の育成支援	2-2
	5. DGIST-ローレンス・バークレー共同研究セン	2-2

	ター支援	
	6. 新活力漢方産業育成事業	2-2
	7. 方剤科学グローバル研究センター支援	2-2
	8. 研究中心病院育成 R&D 事業	2-2
<b>2 中小企業の IP 競争力強化</b>		
1. 需要者が求める IP 創出支援の強化	1. 産業現場技術ホットラインセンター支援	5-1
	2. IP 経営者クラブの運営	12
	3. 中小素形材企業の育成支援	12
2. 知識基盤型の 中小企業集中支援	1. グローバル IP スター企業の育成	9-1
	2. 中小企業 IP 経営支援団の運営	12
	3. 優秀企業の成長エンジン化事業	5-1
	4. 中小企業に適した情報サービス支援	5-1
	5. IP 翼プログラム支援	5-1
<b>3 知的財産専門人材の養成及び IP を基盤にした起業の支援</b>		
1. 優秀アイデア-IP 起業 の支援	1. IP 礎プログラム	5-1
	2. コンテンツコリアラボ支援	5-1
	3. スマートベンチャー創業学校の運営	5-1
	4. スマート創作広場の運営	5-1
	5. 創造経済革新センターを通じた起業支援	5-1
	6. グリーン IT 女性就業・起業支援事業	5-1
	7. ポストスタートアップ雇用創出パッケージ 支援	5-1
	8. 青年起業支援事業	5-1
2. 優秀アイデア-IP 専門 人材の養成支援	1. 創業先導大学の育成支援	1
	2. 創業大学院の支援	1
	3. 創造専門人材の養成	1
	4. 女性科学技術者の育成支援	1
<b>4 コンテンツ、ブランド、デザイン競争力の強化</b>		
1. 次世代有望コンテンツ の発掘	1. スマートコンテンツの商用化支援	8-2
	2. ヒューマンケアコンテンツの開発支援	8-2
	3. ICT 融合スポーツコンテンツの開発	8-2
	4. 先端融合 Eye コンテンツ産業活性化支援事 業	8-2
	5. 大邱グローバルゲームセンターの運営	8-2
2. 地域を代表する	1. 中小企業共同ブランドの育成支援	12



優秀ブランド/ デザインの創出支援	2. IT 融合・複合感性デザイン素材産業の支援	12
	3. デザインウィーク及び産業展覧会行事支援	12
	4. 地域中小企業のブランド/デザイン支援	12
	5. 強小企業の全周期デザイン革新支援事業	12
3. 優秀な SW 創出支援	1. 地域 SW 産業の振興支援	5-1
	2. 起業初期の企業への SW 製品商用化支援	5-1
4. 歴史、文化、伝統資源 コンテンツの発掘	1. 観光地、遺跡のストーリーテリング支援	12
	2. 観光マーケティングの公募	12
	3. 八公山山中市場の僧市再現	12
	4. 慶尚監宮の風俗再現行事	12
5. 地域の農畜産品などの ブランド化支援	1. 優秀ブランド農畜産品育成支援	12
	2. ブランド認証農産物のデザイン高度化支援	12
5 知的財産を保護し尊重する文化の拡散		
1. 知的財産保護文化の 拡散	1. 中小企業の営業秘密、技術資料の保護強化	6-1
	2. 中小企業の海外知的財産訴訟保険への加入 支援	5-1
2. 知的財産尊重文化の 拡散	1. 出張 IP Academy の運営	11-2
	2. 公務員職務発明制度の運営	5-2
3. 知的財産プロボノ活動 及びアクセシビリティ の改善	1. IP プロボノ事業	12
	2. 軍人向け知的財産教育	11-2
	3. 公益弁理士を招いた無料弁理相談実施支援	12
6 知的財産活動の高度化基盤確立		
1. 知的財産行政体系の 整備	1. 大邱広域市知識財産委員会の運営	12
	2. 地域知識財産育成協議体の運営	12
2. 創意的発明、創作、 人材養成及び 市民参加の拡大	1. 市民が幸せになる発明アイデアコンテスト	11-2
	2. 楽しい発明体験フォーラム	11-2
	3. 達西創意発明家族コンテスト	11-2
	4. 達西家族発明キャンプ	11-2
	5. 好奇心がはじける創意発明教室	11-2
	6. 新技術知的財産体験コンテスト	11-2

□ 仁川広域市：世界から人が集まるグローバル IP 拠点都市

推進戦略		施行計画上の課題番号
推進課題	細部課題	
① 優秀な知的財産を生み出すための実効的 R&D 管理		
1. 特許権利化基盤の強化	1. 知的財産相談コンサルティング	5-1
	2. 先行技術調査	5-1
	3. 国内特許実用新案の権利化支援	5-1
	4. 海外特許の権利化支援	9-1
2. 企画段階での知的財産の戦略的活用	1. 個別対応型 IP 分析	9-1
	2. スマート IP ケア	12
	3. 選択型 IP 支援	9-1
② コンテンツ・ブランド・デザイン及び S/W のグローバル競争力強化		
1. デザイン及びブランドの権利化基盤強化	1. 国内デザインの権利化支援	5-1
	2. 国内商標の権利化支援	5-1
	3. 海外デザインの権利化支援	9-1
	4. 海外商標の権利化支援	9-1
2. デザイン産業の IP 競争力強化	1. 中小企業のデザイン競争力強化	5-1
	2. 産業デザインの育成基盤構築	5-1
	3. 特許とデザインの融合支援	5-1
3. ブランド産業の IP 競争力強化	1. 非英語圏のブランド開発	9-1
4. 次世代コンテンツの発掘及び ICT 競争力の強化	1. 文化産業（コンテンツ）の育成	8-2
	2. 知能型ロボット産業の育成支援	8-2
	3. S/W 保護の執行力強化と制度の活性化	7-1
③ 開放型・融合型知的財産の創出を奨励する環境づくり		
1. IP 事業化のための融合支援	1. IP-技術の crossover 支援	5-1
	2. IP 翼プログラム	5-1
	3. グローバル IP 企業の新成長融合コンサルティング	9-1
2. IP 総合育成支援	1. グローバル IP 企業の育成支援	9-1
	2. IP 事前診断コンサルティング	5-1
④ 知的財産権紛争解決制度の効率化		
1. 知的財産紛争の支援及びモニタリング	1. 知的財産紛争予防コンサルティング	5-1
	2. 知的財産権訴訟保険	5-1
	3. 韓・中 IP ソリューション	9-1

	4. 特許技術メーリングサービスの提供	5-1
5 市場中心の IP ビジネス環境構築		
1. IP 金融の活性化	1. 技術事業化のための IP 評価保証支援	2-3
6 知的財産集約産業の競争力強化		
1. IP 事業化基盤の構築	1. IP-3DP[知的財産基盤の 3D プリンティング]	2-2
	2. 特許技術の 3D シミュレーション製作支援	2-2
7 知的財産の活用・共有促進		
1. 技術の事業化活性化の基盤構築	1. 技術取引促進ネットワーク事業	2-2
8 IP フレンドリーな社会の実現		
1. 市民参加型オープンイノベーション	1. 発明アイデア公募展	11-2
	2. C-MAKE A-THON 大会	11-2
2. 市民が参加する創造の場づくり	1. IP 礎プログラムの運営	5-1
3. 知的財産の奨励及び意識の引き上げ	1. 発明アイデア絵画大会	11-2
	2. 知的財産経営優秀企業の選定及び表彰	11-2
4. 知的財産アクセシビリティの改善	1. 知的財産相談所の運営	11-2
	2. IP プロボノ	12
5. 知的財産人材の養成	1. 知的財産一般教育	11-2
	2. 出張知的財産権教育	11-2
	3. 公務員への知的財産教育	11-2
	4. 軍人への知的財産創出支援	11-2
	5. 発明教育専任教員の養成	11-1
9 知的財産専門人材の育成及びネットワーク構築		
1. 創意的知的財産人材の養成	1. 知的財産集中教育	1
	2. 会社員 Skill up プログラムの運営	11-2
2. 知的財産専門家協議体の運営	1. 仁川弁理士協議会	12
	2. 地方自治体ネットワーク	12
	3. 仁川 IP 経営者クラブ	12
10 グローバルな知的財産協力基盤の強化		
1. 知的財産政策の基盤構築	1. 知的財産管理の一元化	12

□ 光州広域市：第4次産業革命を先導する知的財産競争力の確保

推進戦略		施行計画上 の課題番号
推進課題	細部課題	
① 知的財産を生み出す環境づくり		
1. 創意的発明・創作人材の養成	1. 光州市民発明コンテスト	6-11
② 知的財産経営支援サービス		
2. 知的財産の創出支援	1. グローバル IP スター企業育成事業	9-1
	2. 中小企業への IP 即時支援	5-1
	3. IP 翼プログラム	5-1
③ 知的財産を用いた起業の促進		
3. 知的財産の事業化支援	1. IP 創業 Zone 運営事業	1-2

□ 大田広域市：知的財産（IP）のハブ都市、大田

推進戦略		施行計画上 の課題番号
推進課題	細部課題	
① 高付加価値 IP 創出基盤の確立		
1. 市場競争力強化のための先導的 IP 確保	1. 技術事業化への総合支援事業	2-2
	2. スマート遺伝子医薬基盤技術プラットフォーム構築事業	3-1
	3. 先端センサープラットフォーム基盤構築事業	3-1
2. コンテンツ・デザイン分野の優秀 IP 創出	1. 地域に特化した映像コンテンツの制作支援	8-2
	2. 市場創出型コンテンツの制作支援	8-2
	3. 大田デザインセンター建設事業	8-2
3. 地域 SW 産業の競争力強化	1. 地域ソフトウェアの成長支援事業	12
	2. 地域ソフトウェアの品質力強化事業	12
	3. ソフトウェア融合クラスター構築事業	12
② 付加価値を実現する知的財産の活用促進		
1. 知的財産の付加価値最大化	1. グローバル IP 企業育成事業	9-1
	2. 中小企業成長革新戦略コンサルティング事業	5-1
	3. 中小企業 IP 経営支援団	12
	4. 技術革新型研究所企業の成長支援事業	2-2
	5. 3D プリンティング技術を基盤とした製造革新支援センター構築事業	12

2. 知的財産集約産業の競争力強化	1. 知的財産サービス革新力強化事業	2-1
	2. 知識創造型の起業スタート及び成長支援事業	5-1
	2. ナノ総合技術院での先行工程技術の開発	2-2
	3. 新成長先導企業 3-up 支援事業	2-2
3. 知的財産の共有・活用拡大	1. 知的財産を基盤とした起業の促進（IP 翼プログラム）	5-1
	2. 技術的障壁に対応する技術流通及び保護支援事業	2-2
	3. 知的財産訴訟保険支援事業	5-1
③ 変化に柔軟な知的財産基盤の構築		
1. IP フレンドリーな地域社会の実現	1. 大田発明コンテスト	11-2
	2. 大田デザイン公募展	11-2
	3. 知的財産インフラの構築	11-2
2. 知的財産専門人材の養成及びネットワークの構築	1. 知的財産（IP）地域人材の養成及び活用支援事業	1

□ 蔚山広域市：第4次産業革命のハブ、強力な IP 先導都市、蔚山

推進戦略		施行計画上の課題番号
推進課題	細部課題	
① 質の高い IP の創出及び事業化の活性化		
1. 知的財産戦略と R&D の連係を通じた優秀な IP 創出の促進	1. ゲノムを基盤としたバイオメディカル産業の育成	3-1
	2. グリーンな自動車部品の実用化及び実証支援	3-1
	3. 次世代高効率触媒の製造・工程開発基盤の構築	3-1
	4. KIER-UNIST 次世代電池源泉技術センターの運営	3-1
2. 新技術分野 R&D への特許戦略の適用強化	1. グリーンエネルギー素材技術開発センターの構築	3-1
	2. 市・ETRI による主力産業高度化の共同研究	3-1
	3. 環境に優しい電池の融合実証化団地づくり	3-1
	4. 非食用グリーンカーボン基盤バイオシュガ	3-1

	一の大量生産技術の開発	
	5. 自動車・化学融合型産業技術の開発	3-1
	6. 高強度 AL 自動車部品技術の開発	3-1
3. 公共研究機関による 先導的 IP 経営の強化	1. 素形材企業の技術先端化支援事業	3-3
	2. 地域エコ革新事業	3-3
	3. 市・韓国化学研究院による精密化学技術協力 事業	3-3
	4. 3D プリンティングの需要連携型製造革新技 術支援	3-3
	5. 重化学工業産業副産物の高付加価値製品化 事業	3-3
4. IP・技術取引及び 事業化促進	1. 専門経歴を持つ人材への技術支援	2-2
	2. 技術取引促進ネットワーク事業	2-2
	3. 創造経済革新センターの運営	2-2
② 中小企業の IP 競争力強化及び保護強化		
1. 中小企業の IP 活動への支援強化	1. 知的財産創出支援事業	5-1
	2. 中小企業向けの生産技術支援	5-1
	3. ベンチャー企業の優れた新技術を用いた試 作品製作の支援	5-1
	4. 地域特化産業育成事業	5-1
	5. ベンチャー・中小企業の R&D に必要な技術情 報の提供	5-1
2. 中小企業のアイデア・ 技術保護	1. 知的財産訴訟保険支援事業	5-1
	2. 知的財産起業促進事業	5-1
3. 職務発明制度の活性化 及び合理的補償体系の 構築	1. 公務員研究会の運営及び支援	5-2
	2. 蔚山品質分任組コンテストの実施支援	5-2
③ グローバル市場での IP 活動への支援強化		
1. 海外進出企業の IP に関する問題の 解決支援	1. 造船海洋資機材の国際認証及びベンダー登 録支援	9-1
	2. 造船海洋資機材の KOLAS 認証支援	9-1
	3. 海外規格認証の取得支援事業	9-1
④ IP エコシステムの基盤強化		
1. IP サービス業の 活性化支援	1. 知識サービス産業における強小企業の育成	2-1
	2. ベンチャー企業のマーケティング支援	2-1

2. IP 人的基盤の拡充 及び地域 IP 競争力の 引き上げ	1. 産学研協力技術開発	12
	2. 工学教育革新センターの運営	1
	3. 大学 ICT 研究センター支援事業	1

□ 京畿道：知的財産競争力の確保で第4次産業革命を先導する京畿道

推進戦略		施行計画上 の課題番号
推進課題	細部課題	
① 質の高い IP の創出及び事業化の活性化		
1. 知的財産戦略と道の R&D 課題との連携によ る優秀な IP 創出促進	1. 道の R&D 課題遂行全過程への IP 戦略適用	3-1
	2. 道 R&D 課題と IP-R&D の連携費用確保	3-1
	3. IP 競争力強化分野の R&D 事業企画	3-1
2. 京畿道型新技術分野の 源泉・標準特許戦略の 適用強化	1. 京畿道型第4次産業革命新技術分野の探求	3-1
3. 公共・直属研究機関の 先導的 IP 経営強化	1. 研究機関別の特性に合った IP 経営戦略の強化	3-3
	2. 出願前審査及び未活用特許の管理強化	3-3
4. 道の公共（直属）研究 機関による IP・技術取 引及び事業化促進	1. IP・技術取引活動のインセンティブ強化	2-2
	2. IP・技術の取引・移転及び事業化への後続支援	2-2
5. 京畿道型 IP 金融投資 体系の構築	1. 京畿道型 IP 金融体系構築を通じた優秀な IP 企業の支援強化	2-3
	2. 京畿道型 IP 金融体系インフラの構築	2-3
② コンサルティングを基盤とした中小企業の IP 競争力強化		
6. 中小企業の IP 活動への支援強化	1. 中小企業へのコンサルティングを基盤とした IP 支援の拡大	5-1
	2. 中小企業への IP 経営支援の拡大	5-1
7. 中小企業、Start-up の アイデア・技術の 保護強化	1. 未登録アイデア・デザイン及び営業秘密の保護支援体系構築	6-1
	2. 関連機関合同での下請け取引などにおける不当な技術侵害に対する協力体系の構築	6-1
	3. 中小企業の技術流出への迅速な対応支援体系の構築	6-1
8. 道の中小企業への 職務発明制度の導入	1. 職務発明補償優秀企業へのインセンティブ強化	5-2

及び活性化支援	2. 道の職務発明補償規定の改正検討	5-2
③ グローバル市場における京畿道の IP 活動への支援強化		
9. 海外進出（予定）の 中小企業の IP に関する 問題の解決支援	1. IP 融合開発支援の拡大及び連携支援の強化	9-1
	2. 政府の IP-DESK と連携した海外現地 IP 支援 体系の構築	9-1
	3. 「先・商標確保-後・進出」の支援強化	9-1
10. IP を基盤とした 京畿道のグローバルな 地位向上	1. 適正技術とブランドをつなぐ総合的支援の 推進	9-2
	2. 京畿道への国際機構地域事務所の誘致	9-2
11. IP 分野における 京畿道 FTA 総合対策 準備	1. 文化・コンテンツ産業の競争力強化支援策準備	9-2
	2. 多国間での知的財産協力体系の構築	9-2
12. 生物・遺伝資源関連の 新国際規範への 積極的な対応	1. 道の地元資源・植物資源の実態調査及び育成	10-1
	2. 生物・遺伝資源関連海外知的財産権確保支援	10-1
	3. 海外地方政府と両国・多国間協力強化	10-1
13. 京畿道・中国間の IP 協力強化	1. 中国発の IP リスクに備えた体系の構築	9-2
	2. 中韓 FTA 時代における京畿道と中国間の IP 交流・協力の強化	9-2
	3. 対中輸出企業への IP 競争力の強化支援	9-2
④ 京畿道型コンテンツの創出及び保護強化		
14. 新技術トレンドに 合ったコンテンツ創出 エコシステム構築	1. 良質の次世代コンテンツ創出支援	8-2
	2. コンテンツ産業育成のための価値評価・金融 支援体系構築	8-2
15. 韓流コンテンツの グローバル進出支援	1. 韓流コンテンツ進出国家の多角化支援	8-3
	2. 韓流コンテンツのグローバル進出支援	8-3
16. デジタルコンテンツ の著作権保護体系構築	1. オンライン著作物利用システムの構築	8-1
	2. 京畿道保有公共著作物の積極的開放	8-1
	3. 著作物取引における不正慣行の解消	7-1
⑤ 京畿道の IP エコシステム基盤構築		
17. 新技術・新産業分野 における京畿道の IP 保護体系構築	1. 新技術 IP の創出体系構築	4-1
	2. デジタル・ネットワーク環境での SW 知的財 産権保護体系の構築	4-1
	3. SW 紛争解決のための専門人材養成	4-1
18. 京畿道の IP サービス 産業活性化支援	1. 京畿道の IP サービス産業育成策を準備	2-1
	2. コンサルティングを基盤とした中小企業支	2-1



	援体系への転換	
	3. 「我が地域の IP 専門家（弁理士）」の構築及び運営	2-1
19. 京畿道における IP 人的基盤の拡充及び基礎地方自治体の IP 競争力強化	1. 知的財産専門担当組織の役割と機能強化	12
	2. IP 教育の拡大及び就職につながる専門人材養成の充実化	12
	3. 京畿道特化産業の競争力強化及びブランド開発	12
	4. IP プロボノ文化の拡散	12
	5. 小商工人への支援強化及び知的財産スタートアップの育成	12
20. 京畿道型種子産業の育成及び保護強化	1. 京畿道型新品種の開発支援強化	10-2
	2. 品種知的財産権紛争への対応力強化	10-2

□ 江原道：未来の IP 競争力確保を通じた「スマート江原」の実現

推進戦略		施行計画上の課題番号
推進課題	細部課題	
① 第4次産業革命を基盤とした「新たな IP 成長エンジン」を確保		
1. 第4次産業革命への対応体系の強化	1. アイデア特許支援相談窓口の運営	11-2
	2. 江原創意アイデア公募展の開催	11-2
	3. 創意デザイン公募展及び展示会の開催	11-2
2. 地域産業と ICT 融合・複合との連携分野の活性化	1. ICT 産業政策フォーラムの開催	3-1
	2. 知的財産カンファレンス	11-2
	3. 江原科学技術大祝典の開催	11-2
② 中小企業の IP 競争力及び保護力の強化		
3. 地域産業における高付加価値 IP の創出促進	1. 国内外における IP 経営コンサルティング	12
	2. 特許技術シミュレーション	12
	3. ブランド開発	12
	4. デザイン開発	12
	5. 特許&デザインの融合	9-1
	6. IP 模擬投資オーディションの開催	5-1
4. 中小企業の IP-R&D 適用基盤づくり	1. 個別対応型特許マップ	9-1
	2. 個別対応型デザインマップ	9-1
	3. IP 翼プログラム	5-1
5. 江原道企業の海外進出	1. グローバル IP 経営診断	9-1

及び保護の強化	2. 海外での権利化支援	9-1
	3. 非英語圏ブランドの開発	9-1
	4. 知的財産権訴訟保険の支援	5-1
	5. 公務員職務発明の支援	5-2
<b>③ 地域 IP エコシステムの基盤づくり</b>		
6. 地域知的財産 研究基盤の強化	1. 江原・アルバータ国際共同協力事業の推進	12
	2. 産学研協力研究開発の支援事業	12
	3. 江原研究開発支援団の運営	12
	4. 洪川メディカルハブ研究所の育成事業	12
	5. スクリプスコリア抗体研究院の運営	12
	6. 江原バイオスター企業の育成	12
	7. 江原バイオ輸出相談会の開催	12
	8. 先端医療機器生産・輸出団地の支援	12
	9. 江原医療機器展示会の開催支援	12
	10. プラズマ産業の活性化支援	12
7. IP サービス業の 活性化支援	1. 土曜特許相談室設置・運営	2-1
	2. IP 経営相談支援	2-1
8. IP 人的基盤拡充	1. IP 地域人材の養成及び活用支援	1
	2. 知的財産権の集中教育	11-2
9. 知的財産意識の 引き上げ	1. 知的財産支援事業の広報	11-2
	2. 知的財産支援事業の説明会開催	11-2
	3. IP 経営者クラブの構築・運営	12
	4. 知的財産関連機関の協力ネットワーク運営	12
	5. IP プロボノ	12

□ 忠清北道：未来の融合知的財産を創出・保護する北東アジアのハブ、忠清北道

推進戦略		施行計画上 の課題番号
推進課題	細部課題	
<b>① 価値ある知的財産創出体系の高度化</b>		
1. 知的財産創出協力 ネットワークの構築	1. 地方自治体及び関連機関の協力体系活性化	12
	2. 知的財産創出の成果を高める関連機関との MOU 締結	12
	3. 企業の R&D 及び IP 情報共有の場（忠清北道 IP 経営者クラブ）運営	12
2. 地域知的財産意識の	1. 企業 CEO の知的財産意識を高める「特許経営	11-2

引き上げ及び職務発明制度の活性化	アカデミー」	
	2. 発明風土を作るための「学生発明アイデアコンテスト」	11-1
	3. 職務発明制度の活性化及び合理的補償体系の構築	5-2
3. 地域中小企業の R&D 競争力強化及び IP 起業の基盤構築	1. 企業 R&D に応じた特許マップ支援	1-3
	2. 優秀技術の海外知的財産権権利化支援	9-1
	3. IP 翼プログラム支援	5-1
4. 中小企業 IP 支援システムの強化及び保護支援	1. スマート IP コンサルティング支援	12
	2. 非英語圏ブランド開発支援	12
	3. デザイン・特許の融合支援	12
	4. 特許技術シミュレーションの製作支援	12
	5. IP 紛争訴訟保険の支援	5-1
5. 地域特化産業の IP 競争力強化	1. 忠清北道戦略産業の IP 高度化コンサルティング支援	12
② 付加価値創出と拡散共有のための活用		
6. 知的財産付加価値創出の体系化	1. IP-R&D の競争力強化支援	3-1
	2. R&BD 活性化のための BM 企画支援	2-2
	3. 技術移転の仲介	2-2
7. 市場中心の IP ビジネス環境の構築	1. IP 経営、投資/金融の連係支援	2-3
	2. 技術マーケティング行事を通じた技術取引の支援	2-2
8. 知的財産集約産業の競争力強化	1. 技術経営基盤の構築	2-2
	2. 優秀共同技術の導入支援	2-2
	3. 技術輸出（海外進出）など支援	9-1
9. 知的財産の共有・活用環境構築	1. 未活用特許の支援	2-2
③ 変化に柔軟な知的財産基盤の構築		
10. 知的財産権フレンドリーな社会の実現	1. 優秀著作物の発掘及び事業化の支援	2-2
	2. 相談教育支援（法律・経営・マーケティングなど）	11-2
11. 知的財産関連機関との業務協力	1. 著作権関連機関と業務協力	9-1
	2. 「著作権の日」開催	11-2
12. 技術の進歩に伴うシステム制度の改善	1. 国家知識財産ネットワーク会議に出席	11-2

13. グローバル・地域の 知的財産協力基盤強化	1. 地域著作権センターの実務者協議会開催	12
	2. 海外進出優秀著作物の権利登録支援	8-3
④ 新知的財産の発掘と育成基盤の構築		
14. 知的財産中心の 研究開発環境構築	1. 産学研協力技術開発事業の支援	3-1
	2. 産学協力先導大学育成事業の支援	3-1
	3. 大学技術経営の促進支援	3-1
15. 知的財産連携戦略 産業の育成	1. 地域主力産業の育成事業	12
	2. 経済協力権産業の育成事業	12

□ 忠清南道：技術が実現される忠清南道

推進戦略		施行計画上の 課題番号
推進課題	細部課題	
① 知的財産の創出振興		
1. 価値ある知的財産 創出基盤の構築	1. 海外知的財産の権利確保支援	9-1
	2. 特許技術広報映像の製作支援	9-1
	3. 特許・ブランド・デザインの知的財産創出支援	9-1
	4. 企業に応じた知的財産創出支援	6-2
	5. ベンチャー企業デザイン開発支援事業	5-1
	6. 忠清南道産業デザイン大展の開催	5-1
② 知的財産の保護振興		
2. 知的財産保護環境の 改善	1. 知的財産訴訟保険の支援	5-1
③ 知的財産の活用振興		
3. 知的財産活用基盤の 構築	1. 技術取引促進ネットワークの支援	2-2
	2. 忠清南道中小ベンチャー企業起業コンテスト開催	5-1
④ 知的財産の基盤振興		
4. 知的財産の競争力を 強化するインフラ構築	1. 公務員の知的財産意識引き上げの基盤構築	11-2
	2. 「365 発明の日」開催	11-2
	3. 知的財産経営者クラブの運営	11-2
	4. グローバル IP スター企業の育成	9-1
	5. 知的財産を基盤にした起業促進プログラムの運営	5-1
⑤ 新知的財産の振興		

5. 新知的財産の競争力強化	1. 地域に基盤を置く代表コンテンツの創出	12
	2. 忠清南道の SW 品質力強化事業	12
	3. 農業食品製品デザイン事業	12
	4. 環境にやさしい農産物広域ブランドの育成	12
	5. 主要特化作目優良品種の開発で競争力強化	10-2

□ 全羅北道：炭素との融合・複合、スマート農業バイオバレー中心の創造的知的財産創出  
基盤で第4次産業革命を先導

推進戦略		施行計画上 の課題番号
推進課題	細部課題	
① 全羅北道の新たな成長エネルギー産業を中心とした知的財産創出・活用力の強化		
1. 炭素と融合・複合する産業の知的財産競争力の強化	1. 炭素産業の活性化支援	3-1
	2. 炭素関連企業の R&D 競争力強化	3-1
	3. 乾燥式炭素マットの開発	3-1
2. 農業バイオ産業の知的財産育成	1. 国家食品クラスター企業の S/W 支援	12
	2. 農食品企業に適した支援	12
	3. 東部圏食品クラスターの育成	12
	4. 韓国型有用菌株の産業化開発支援	12
	5. 郷土健康食品のブランド化推進	12
3. 文化・観光・サービス産業の知的財産拡充	1. 機能性ゲーム産業の育成	5-1
	2. 全北コンテンツコリアラボの運営	5-1
	3. 文化コンテンツアカデミーの運営	1
	4. 1 市郡・1 コンテンツ開発事業	12
② 知的財産の活用促進を通じた創造経済エコシステムの基盤構築		
4. 創作的アイデアの発掘を通じた起業エコシステムの基盤構築	1. 全北創造経済革新センターの運営支援	5-1
	2. IP 創業ゾーン及び IP 礎プログラムの運営	5-1
5. 企業 R&D 及び研究開発特区の活性化促進	1. 全北特区の研究所企業設立支援	2-2
	2. グローバル強小企業の育成	9-1
	3. 技術取引及び事業化の促進活性化	2-2
6. 農業バイオ SW 融合による地域の競争力強化	1. 農業バイオ SW 融合クラスターの構築支援	12
	2. 融合・複合 SW 強小企業の育成	12
7. 大学・公共（研）による共同技術開発の創	1. 産学研協力技術開発の支援	3-1
	2. 産学研の中核技術開発及び事業化支援	3-1

出・活用促進	3. 成長エンジン産業における企業付設研究所の活性化支援	3-1
③ 知的財産を基盤とした強い中小企業の育成		
8. 中小企業の知的財産経営への支援強化	1. R&D 連携技術に関する問題解決支援	5-1
	2. 中小企業への IP 即時支援サービス	5-1
	3. IP 翼プログラムの支援	5-1
9. 知的財産権に強い中小企業の育成	1. グローバル IP スター企業の育成	9-1
	2. 中小企業の知的財産権分析及び活用支援	9-1
	3. 選択型 IP（小特許マップ/ブランド/デザイン開発）	9-1
	4. 産業財産権の権利別海外 IP 創出支援	9-1
10. ブランド・デザインの価値創出力強化	1. 非英語圏ブランドの開発支援	9-1
	2. 特許&デザインの融合支援	9-1
④ 伝統資源を用いた知的財産の価値・競争力の引き上げ		
11. 伝統資源を中心とした知的財産競争力強化	1. 伝統文化商品の開発支援	12
	2. 工芸業者博覧会の開催及び開発支援	12
⑤ 新品種の開発を通じた知的財産の競争力強化		
12. 新品種の開発を通じた国際競争力の確保	1. 機能性特殊稲の新品種育成研究	10-2
	2. 機能性果樹の新品種育成研究	10-2
	3. 花卉のロイヤリティーを削減する新品種育成研究	10-2
	4. パプリカの新品種育成及び高品質技術開発	10-2
	5. スイカの新品種育成及び高品質技術開発	10-2
⑥ 生物資源の保存・活用を通じた知的財産の創出		
13. 生物資源の保存・管理基盤の拡充	1. 高級品種水産種苗の生産及び放流	10-1
	2. 西海岸特産魚種ウシノシタの養殖技術開発	10-1
	3. 絶滅魚種の生態系復元事業	10-1
⑦ 知的財産の価値創出体系の構築		
14. 知的財産政策推進体系の構築	1. 知的財産施行計画の樹立	12
	2. 知的財産協力ネットワークの活性化	12
	3. 地域知的財産協力協議体の運営	12
15. 知的財産意識及び競争力の向上	1. 地域内知的財産競争力の拡散	12

□ 全羅南道：第4次産業革命を先導する地域知的財産の競争力強化、知的財産の革新を通じた持続可能な成長エンジン確保

推進戦略		施行計画上の課題番号
推進課題	細部課題	
① 価値ある知的財産創出体系の高度化		
1. 市場競争力を強化するための先導的な知的財産確保	1. 地域知的財産基盤の構築	5-2, 12
	2. 全羅南道の知的財産インフラ構築	11-2
2. コンテンツ、ブランド、デザイン及びソフトウェアのグローバル競争力の強化	1. 地域 SW の品質力強化事業	12
	2. 地域文化産業研究センター（CRC）の支援	12
	3. 地域特化コンテンツの開発支援	12
② 知的財産の品質強化及び効率的保護体系の構築		
1. 知的財産権紛争解決制度の効率性向上	1. 知的財産情報の戦略的活用	3-1
	2. SW 著作権の侵害に備えた知的財産紛争の解決支援	7-1
③ 付加価値の創出と拡散共有のための活用促進		
1. 優秀な知的財産創出のための実効的 R&D 管理	1. 知的財産権創出支援の活性化	3-1
2. 市場中心の知的財産ビジネス環境の構築	1. 知的財産金融支援システムの構築	2-3
④ 変化に柔軟な知的財産づくり		
1. 知的財産フレンドリーな社会の実現	1. 全南著作権サービスセンターの運営	7-1, 11-2,
2. 知的財産の専門人材養成及びエコシステム構築	1. エネルギー新産業 SW 融合クラスターの構築	2-2, 3-1

□ 慶尚北道：知識基盤の技術革新を通じた雇用創出

推進戦略		施行計画上の課題番号
推進課題	細部課題	
① グローバル IP 強小企業の育成		
1. IP-R&D を基盤とした新技術開発と事業化への集中支援	1. 核心 IP の発掘	3-1
	2. グローバルな製品競争力の強化	3-1
	3. マーケティング支援	3-1

2. 優秀な知的財産確保のための実効的 R&D 管理	1. IP 動向の分析を通じた R&D 戦略の樹立	3-1
<b>2 中小企業の生存力強化</b>		
3. IP 経営診断を通じた IP 基盤の構築及び中核技術の保護	1. 教育及び IP 専門人材の増員	1
	2. 中核技術及びアイデアの保護	6-1
	3. 発明文化の醸成	5-2
	4. 知的財産起業基盤の促進	5-1
	5. 知的財産の事前保護を通じた紛争対策	5-1
4. 地域中小企業による IP プロボノ	1. 地域中小企業による IP プロボノ	12
<b>3 地域 IP インフラの構築</b>		
5. 地域の知的財産創出基盤構築	1. 知的財産意識引き上げのための環境づくり	11-2
	2. 知的財産創出基盤の裾野拡大	12
6. 地方自治体・関連機関の協業を通じた技術事業化の活性化	1. IP 事業の広報及びコンサルティング	5-1
	2. 技術の事業化強化	2-2
	3. IP ネットワークの構築	12

□ 慶尚南道：慶南核心戦略産業の知識基盤構築及び知的財産の裾野拡大を先導

推進戦略		施行計画上の課題番号
推進課題	細部課題	
<b>1 主力産業における知的財産のグローバル競争力強化</b>		
1. 知能型機械産業の育成	1. 知能型生産機械産業の技術開発及び企業支援	2-2, 3-1
2. ロボットビジネスのインフラ構築	1. ロボットビジネスベルトの造成	2-2, 3-1
3. 造船海洋プラント産業における同伴成長力の高度化	1. 新製品開発など技術開発の支援	2-2, 3-1
	2. 造船機資材業者の現況調査	5-1
<b>2 未来産業における知的財産の成長環境づくり</b>		
1. 航空宇宙産業の成長戦略策定	1. PAV コンテストの運営	3-1
<b>3 基盤産業における知的財産創出力の強化</b>		
1. アンチエイジング産業の技術開発及び企業支援	1. 天産素材のアンチエイジング応用技術開発	2-2, 3-1
	2. 西洋医学によるアンチエイジング産業の育成企業支援	2-2, 3-1



4 知的財産の裾野拡大先導		
1. 知的財産専門人材の育成	1. 慶南学生発明創造力大会	11-1
	2. 特許検索コンテスト	11-1
2. 知的財産インフラの強化	1. 慶南知的財産フェスティバル	11-2
	2. 技術取引の活性化支援	2-2
	3. 知的財産ネットワークの運営	12
3. 中小企業の優秀 IP 事業化への支援	1. 中小企業のデザイン産業育成事業	5-1
	2. 伝統産業活性化技術の開発	12
5 中小企業の知的財産保護の先進化		
1. 知的財産保護意識の引き上げ	1. 知的財産保護意識の引き上げ教育	11-2
	2. 地域弁理士協議会の運営	12
2. 知的財産保護コンサルティング	1. 知的財産保護相談室の運営	6-1
6 慶南型知的財産強小企業の育成		
1. 知的財産を基盤とした起業支援	1. スタートアップへの知的財産総合支援	5-1
	2. 優秀なアイデアの発掘及び事業化	5-1
	3. IP プロボノ	12
2. 知的財産を基盤とした中小企業の支援	1. 特許戦略支援アクセラレーティング	5-1
	2. ブランド価値向上コンサルティング	5-1
	3. デザイン価値向上コンサルティング	5-1
	4. 現場訪問 IP コンサルティング及び連携支援	5-1
3. 知的財産を基盤としたグローバル企業の育成	1. 知的財産グローバル企業の重点育成	9-1
	2. 知的財産グローバル競争力の強化	9-1

□ 済州特別自治道：道民と企業にとって幸せな知的財産特別自治道の構築

推進戦略		施行計画上の課題番号
推進課題	細部課題	
1 質の高い IP の創出及び事業化の活性化		
1. 個別対応型コンサルティングを通じた知的財産創出環境の構築	1. 国内外での特許出願支援	12
	2. 国内外での商標出願支援	12
	3. 国内外でのデザイン出願支援	12
	4. スマート IP ケア支援	12
	5. 特許技術の事業化支援	12
2. 研究開発融合型知的財産の創出支援	1. 産学研協力技術開発事業	3-1

3. 創意的なアイデア実現 のための権利化支援	1. 中小企業の産業デザイン開発支援	5-1
	2. 地域ソフトウェアの成長支援事業	12
	3. 地域ソフトウェアの融合支援事業	12
② 中小企業の IP 競争力引き上げ及び保護強化		
4. 開放型・融合型知的 財産創出環境の構築	1. 技術融合・複合製品の開発及び品質（性能） 認証の支援	5-1
	2. 済州地域の IT/CT 新技術開発支援	5-1
5. 知的財産経営及び保護 戦略の強化	1. IP 翼プログラム	5-1
	2. 知的財産権訴訟保険の支援事業	5-1
③ グローバル市場での IP 活動の支援強化		
6. グローバル IP スター企業の育成	1. 済州グローバル IP スター企業の育成支援	9-1
	2. 特許技術シミュレーションの製作支援	9-1
	3. 個別対応型特許マップの支援	9-1
	4. 特許&デザイン融合開発の支援	9-1
	5. 非英語圏ブランドの開発支援	9-1
	6. 選択型 IP 支援	9-1
7. 郷土生物資源の産業 素材化技術への対応 体系構築	1. 生物種多様性研究所の運営支援	10-1
④ IP エコシステムの基盤強化		
8. 知的財産を拡散する ためのインフラ構築	1. 済州 IP 創業ゾーンの運営	5-1
	2. IP プロボノの推進	12
	3. 知的財産発明奨励金補償制度の運営	5-2
9. 創造力を高めるための 発明人材の養成	1. 優秀なアイデアを発掘するための道民発明 アイデアコンテストの運営	11-2
	2. 創造力開発のための済州発明祭の運営	11-2
	3. 知的財産教育先導大学の支援	1
10. 地域の知的財産 ネットワークづくり	1. 済州 IP 経営者クラブの活性化	12
	2. 済州 IP フェスティバルの開催	12
11. 伝統資源を活用した 地域知的財産創出力の 強化	1. 済州化粧品認証制度の運営	12

□ 世宗特別自治市：行政の中心、知的財産先進都市の育成

推進戦略		施行計画上 の課題番号
推進課題	細部課題	
① 地域中小企業の成長エンジン確保		
1. 産学共同での研究 及び技術開発	1. 産学研協力技術開発	3-1
	2. 経済協力圏産業の育成	3-1
	3. 産業技術拠点機関の支援	3-1
2. 技術の事業化育成 及び起業活性化	1. 地域特化産業の育成	12
	2. 起業育成支援	5-1
② 中小企業の知的財産権競争力の強化		
3. 知的財産の創出支援	1. グローバル IP 企業の育成	9-1
	2. 中小企業の IP 経営支援	12
4. 知的財産を基盤とした 起業促進	1. IP 翼プログラムの運営	5-1
	2. IP 礎プログラムの運営	5-1
③ 地域知的財産創出基盤の強化		
5. 地域知的財産推進体系 の構築	1. 知的財産基本計画の策定	12
	2. 地域知識財産センターの設立	12
	3. R&D を基盤とした産学研クラスター建設	12
6. 地域農産業競争力強化 のための未来農業育成	1. 農業分野特化産業育成	12
	2. 未来農業ベンチャー育成	12
④ 知的財産を保護する IP フレンドリーな環境づくり		
7. 自由利用（公共、共有） 著作物の利用活性化	1. 公共著作物の開放	8-1
8. 地域知的財産保護環境 の改善	1. 正規 SW 使用文化の定着及びセキュリティー 教育	4-1
9. 知的財産意識の拡散	1. 知的財産教育の運営	11-2
	2. 「世宗市発明の日」の開催	11-2
10. 地域の知的財産競争 力育成	1. 生活科学教室の運営	11-2
	2. 世宗型アイデアエコシステムの構築	11-2